

令和7年9月定例会

横芝光町議会会議録

令和7年 9月2日 開会

令和7年 9月12日 閉会

横芝光町議会

令和7年9月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	4
議案第1号ないし議案第13号、報告第1号ないし報告第3号の上程、説明	9
休会の件	49
散会の宣告	49

第 2 号 (9月9日)

議事日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	51
職務のため出席した者の職氏名	52
開議の宣告	53
一般質問	53
森川貴恵君	53
宮薙博香君	69
川島富士子君	85

森 大 地 君	102
山 崎 義 貞 君	109
休会の件	124
散会の宣告	125

第 3 号 (9月12日)

議事日程	127
本日の会議に付した事件	128
出席議員	128
欠席議員	128
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	128
職務のため出席した者の職氏名	129
開議の宣告	130
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	130
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	130
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	140
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	142
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	144
議案第6号審議（質疑・討論・採決）	144
議案第7号審議（質疑・討論・採決）	146
議案第8号審議（質疑・討論・採決）	185
議案第9号審議（質疑・討論・採決）	187
議案第10号審議（質疑・討論・採決）	188
議案第11号審議（質疑・討論・採決）	188
議案第12号審議（質疑・討論・採決）	190
議案第13号審議（質疑・討論・採決）	192
議員派遣の件	193
閉会の宣言	193
署名議員	195

9月定例会

(第1号)

令和 7 年 9 月 横芝光町議会定例会

議事日程（第 1 号）

令和 7 年 9 月 2 日（火曜日）午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号ないし議案第 13 号、報告第 1 号ないし報告第 3 号について（町長政務報告、提案理由説明）

日程第 5 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	森	大	地	君	2番	内	田	美	穂	君		
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君		
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業	君	
7番	森	川	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫	君	
9番	宮	薗	博	香	君	10番	山	崎	義	貞	君	
12番	鈴	木	輝	男	君	13番	川	島		仁	君	
14番	川	島	富	士	子	君	15番	鈴	木	克	征	君
16番	鈴	木	唯		夫	君						

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 佐藤 晴彦 君 副町長 平山 貴之 君

総務課長	鈴木正広君	企画空港課長	加瀬淳一君
財政課長	郡司勇君	環境防災課長	平野和美君
税務課長	石田賢一君	住民課長	越川直樹君
産業課長	小川健二君	都市建設課長	林栄司君
未来づくり 課長	鶴澤順一君	福祉課長	平山昭彦君
健康こども 課長	佐久間真一君	食肉センタ ー長	林栄君
東陽病院 事務長	吉田潔君	会計管理者	鶴田須美子君
教育長	小川重之君	教育課長	野村浩光君
社会文化課長	北田勝也君	監査委員	大木薰君

職務のため出席した者の職氏名

局長	古作健二	書記	椎名悦子
----	------	----	------

◎開会の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和7年9月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

14番議員 川島富士子 議員

2番議員 内田美穂 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（小倉弘業君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から9月16日までの15日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月16日までの15日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小倉弘業君）　日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本定例会は各会計の令和6年度決算認定について審議することから、大木薰代表監査委員に出席をいただいております。

次に、議員派遣結果報告について、秋鹿幹夫副議長から報告書の提出がありましたのでご報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、7月3日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年7月臨時会について、秋鹿幹夫議員。

[8番議員　秋鹿幹夫君登壇]

○8番（秋鹿幹夫君）　去る7月3日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年7月臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会に提出された案件は、報告1件・議案2件であります。

報告第1号は、令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算繰越明許費繰越しについてであります。

本件は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第213条第1項の規定により、令和6年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算のうち、防災無線整備事業の繰越明許費に係る歳出予算について繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

議案第1号は、匝瑳消防署野栄分署庁舎大規模改修工事請負契約の締結についてであります。

本案は、匝瑳消防署野栄分署庁舎大規模改修工事請負契約に当たり、去る4月28日に制限付一般競争入札を行った結果、株式会社畔蒜工務店代表取締役畔蒜義文が落札したので、この者と工事請負契約を締結したく提案されたものであります。

議案第2号は、消防救急デジタル無線装置の取得についてであります。

本案は、消防救急デジタル無線装置の更新に当たり、消防救急デジタル無線装置45台を取

得したく提案されたものであります。

提案されました 2 議案は、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和 7 年 7 月臨時会の概要報告とさせていただきます。

[8 番議員 秋鹿幹夫君降壇]

○議長（小倉弘業君） 次に、8 月 6 日に開催された八匝水道企業団議会令和 7 年 8 月定例会について、霞浩子議員。

[3 番議員 霞 浩子君登壇]

○3 番（霞 浩子君） 去る 8 月 6 日に開催されました、八匝水道企業団議会令和 7 年 8 月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会には、報告 2 件と議案 3 件が提案されました。

報告第 1 号は、令和 6 年度八匝水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管更新工事 3 件で 1 億 4,081 万 1,000 円を地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同条第 3 項の規定により議会へ報告するものであります。

報告第 2 号は、令和 6 年度八匝水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告し公表するもので、資金不足比率の発生は無く、経営状況は良好な状態である旨の報告であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めるについて（八匝水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、給与制度について改正するため、所要の条文の整備をする必要があったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第 2 号は、令和 6 年度八匝水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、地方公営企業法の規定により、令和 6 年度八匝水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 320 万 9,226 円を自己資本金に組み入れることについて議会の議決を求め、併せて決算について議会の認定に付したものです。

収益的収支については、水道事業収益13億9,935万6,516円に対し、水道事業費用は12億5,499万8,297円となりました。

次に、資本的収支については、資本的収入3億2,756万1,000円に対し、資本的支出は6億3,138万7,222円となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、3億382万6,222円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金により、補填いたしました。

議案第3号は、令和7年度八匝水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてあります。

本案は、収益的収入及び支出のうち、支出について、1款水道事業費用を305万9,000円増額するものであります。

提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、八匝水道企業団議会令和7年8月定例会の概要報告といたします。

〔3番議員 霞 浩子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 次に、8月18日に開催された令和7年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会について、宮薗博香議員。

〔9番議員 宮薗博香君登壇〕

○9番（宮薗博香君） 改めまして、おはようございます。

去る8月18日に開催されました、令和7年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、議案7件と報告3件が提案されました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることがあります。

本案は、漏水修理工事のため収益的支出の水道事業費用1,694万3,000円を増額する令和6年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月27日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第2号及び議案第3号は、専決処分の承認を求めることがあります。

本案は、令和7年2月11日に大網白里市みずほ台で発生した漏水事故による損害賠償額の決定及び令和7年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、議

会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年4月16日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第4号は、山武郡市広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業制度の拡充を図るべく、所要の改正を行うため提案されたものであります。

議案第5号は、山武郡市広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、建設業法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

議案第6号は、令和6年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、令和6年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金4,396万7,464円を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるとともに、令和6年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算について、同法の規定により、議会の認定に付するものです。

収益的収入及び支出については、収入の水道事業収益、52億5,435万9,750円に対し、支出の水道事業費用は、50億6,238万3,963円となりました。

次に、資本的収入及び支出については、収入の資本的収入、1億7,020万6,313円に対し、支出の資本的支出は、18億1,177万7,324円となりました。

この結果、資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額16億4,157万1,011円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

議案第7号は、令和7年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、労務単価の上昇に伴い、警備業務委託及び配水場運転管理業務委託に係る債務負担行為の補正で、令和7年度から令和10年度までにおける債務負担行為の限度額を1,396万8,000円増額し、1億3,959万円とするものであります。

報告第1号は、令和6年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

であります。

本報告は、地方公営企業法の規定による建設改良費の繰越について、工事の施工時期を平準化したことなどにより、4億5,429万3,224円を令和7年度に繰越した旨の報告でありました。

報告第2号は、令和6年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計継続費精算報告書についてであります。

本報告は、令和4年度から令和6年度までの3か年の継続事業として進めてきた東金配水場場内連絡管更新工事及び東金配水場場内連絡管更新に伴う電気設備工事について、工事が完成したことから、地方公営企業法施行令の規定により報告がありました。

報告第3号は、令和6年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告し公表するもので、資金不足比率の発生は無く、経営状況は良好な状態である旨の報告がありました。

提案されました7議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、令和7年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告といたします。

[9番議員 宮薗博香君降壇]

○議長（小倉弘業君） 次に、8月25日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和7年8月定例会について、山崎義貞議員。

[10番議員 山崎義貞君登壇]

○10番（山崎義貞君） 去る8月25日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和7年8月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には、議案5件が提案されました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正するにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和7年3月18日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めるについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の就学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の就学部分休業に関する条例の一部を改正するにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、令和7年3月18日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるため提案されたものであります。

議案第3号は、令和6年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は1億5,202万4,513円です。一方、歳出総額は、1億4,343万7,802円で、歳入歳出差し引き額858万6,711円のうち450万円を財政調整基金に繰り入れ、408万6,711円を令和7年度に繰り越すこととなりました。

議案第4号は、令和7年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億210万4,000円とするものであります。

議案第5号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、歳入確保のため、葬祭施設の使用料を改正したく提案されたものであります。

提案された5議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和7年8月定例会の概要報告とさせていただきます。

[10番議員 山崎義貞君降壇]

○議長（小倉弘業君） 最後に、8月6日に開催された令和7年第1回山武郡市広域行政組合議会臨時会及び8月21日に開催された令和7年第2回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号ないし議案第13号、報告第1号ないし報告第3号の上程、

説明

○議長（小倉弘業君）　日程第4、議案第1号ないし議案第13号、報告第1号ないし報告第3号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長　佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君）　おはようございます。

それでは、早速始めたいと思います。

本日ここに、令和7年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集いただき、誠にありがとうございます。平素より町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年も猛暑日が多く、国内最高気温が更新されるなど高温の日が続き、熱中症警戒アラートが連日のように発令されました。9月に入りましたが気温の高い日が続いております。議員各位をはじめ町民の皆様には、体調管理に十分留意くださるようお願い申し上げます。

それでは、9月議会定例会に当たり、町政の状況等、諸般の報告を申し上げます。

初めに、企画空港課関係についてでありますべリーズ国との交流につきましては、8月3日に大阪・関西万博の会場で開催されたベリーズ・ナショナルデー公式行事に招待を受け、出席してまいりました。EXPOナショナルデーホールで行われた式典では、ベリーズ伝統の音楽や踊りが披露され、ナショナルデーに合わせて訪日中のジョン・ブリセニヨ首相とお会いし、親交を深めてまいりました。今後も様々なイベント等を通じて交流を継続してまいります。

次に、自動運転モビリティ事業についてであります、令和7年度の国庫補助事業採択に合わせ、町議会のご理解をいただき、事業を推進しております。本年度はより町民の方々が利用しやすくするため、新たな停留所の設置と利用しやすい運行ダイヤへの見直しによる利用者の拡大、本事業の理解促進策として走行ルート沿線の方々への利用案内、将来を担う児童生徒を対象とした出前授業、自動運転レベル4の実現可能性調査を行うための車両バージョンアップなどを実施しながら、公共交通の一手段としての事業啓発と社会受容性の向上に努めてまいります。

続いて、産業課関係についてでありますが、夏期観光事業につきましては、今年は屋形海岸及び木戸浜海岸について海水浴場は開設しませんでしたが、観光まちづくり協会と連携し、

屋形海岸を会場としたビーチバレーボール大会や、マリンピアくりやまがわ公園を会場とした星空観賞会等の各種イベントを開催いたしました。

また、海水浴シーズン中は、産業課職員のほか観光まちづくり協会や消防署、山武警察署等の夏期観光対策本部における協力団体がそれぞれ海岸パトロールを行い、海岸利用客の安全管理に努めました。関係機関の皆様のご尽力により、無事終了することができましたことに改めて感謝申し上げます。

続いて、未来づくり課関係についてでありますが、横芝駅北側開発につきましては、先日行われた議会議員全員協議会にて、駅周辺の活用方針や人口減少を見据えた公共施設の配置パターンなどを説明させていただいたところでございます。今後は、横芝駅の跨線橋を含めた整備費用やスケジュールの検討などを踏まえて、開発構想を取りまとめてまいります。

また、横芝光インターチェンジ周辺開発につきましては、事業計画区域内の土地所有者により組織された横芝光インターチェンジ周辺の土地活用を考える会が主体となり、土地区画整理事業の準備にあたる仮同意の収集が行われておりますが、土地所有者が主体となる土地区画整理事業という事業手法について慎重なご意見もあげられていると伺っております。

また、事業化検討パートナーからは、進出企業と公共残土の確保についても同時に進めなければならない課題である認識が示されていることから、土地所有者、事業化検討パートナー、町それが協力しながら事業の推進に当たってまいります。

続いて、福祉課関係についてでありますが、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策における物価高への支援としての低所得世帯支援給付金を、住民税非課税世帯へ7月31日まで1世帯当たり3万円を2,653世帯に対して給付し、支給率は、97.3%でありました。また、この世帯に扶養されている18歳以下の児童一人当たり2万円を加算して給付を行い、224人に対して給付し、支給率は99.1%がありました。

続いて、教育課関係についてでありますが、横芝小学校改築事業は新校舎が8月7日に竣工し、横芝小学校の児童におかれましては、9月1日の2学期から新しい学び舎で学校生活を始めました。また、横芝小学校改築外構工事及び横芝小学校隣接駐車場整備工事は、令和8年3月の完成に向けて現在、工事を進めております。議員各位にはご案内させていただきましたが、今月27日に横芝小学校新校舎の竣工式を予定しておりますので、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

次に、中学校講堂棟空調設備設置事業についてでありますが、光中学校及び横芝中学校講堂棟の空調設備設置工事は順調に進んでおり、今月中の使用開始を予定しているところでござ

ざいます。

また、今年度の中学校部活動の状況についてであります、横芝中学校ソフトテニス部の女子団体戦と男子個人戦1組、女子個人戦2組、横芝中学校卓球部の女子個人戦2名、横芝中学校剣道部の女子団体戦、横芝中学校陸上競技部で個人1名及び光中学校卓球部の男子個人戦1名が関東大会に出場いたしました。更に、横芝中学校ソフトテニス部の女子団体戦と女子個人戦1組、横芝中学校陸上競技部で個人1名及び光中学校水泳競技で個人1名が全国大会に出場し、横芝中学校ソフトテニス部の女子個人戦は、第3位と好成績を収め健闘いたしました。大会に出場した生徒はもちろんですが、熱心に指導に当たられた顧問の先生、そして日々生徒を励まし、支えていただいた保護者の皆様に対し、改めて敬意を表します。

続いて、社会文化課関係についてであります、社会教育関係事業では、第76回山武郡市民スポーツ大会が6月8日から8月17日にわたり開催されました。当町も14種目に参加し、267名の選手・関係者が参加されました。サッカー、ソフトテニス、剣道の優勝をはじめ、各種目で優秀な成績を認められ、総合成績では、第3位という結果がありました。猛暑が続く厳しい状況での大会となりましたが、選手、スポーツ協会の役員をはじめ、大会運営にご尽力いただいた関係各位に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について申し述べさせていただきました。議員各位には、今後とも、更なるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本会議に提案いたしました各議案の提案理由を、ご説明申し上げます。

お手元の令和7年9月横芝光町議会定例会提案理由説明書（白色の表紙のもの）をご覧ください。

議案第1号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例及び横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本案は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布により、未就学の子を養育する職員を対象とした部分休業の拡充等が図られたことに伴う所要の改正を行うため、横芝光町職員の育児休業等に関する条例及び横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第2号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてでありますが、本案は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した可燃ごみ袋無料交換券発行

事業（重点支援交付金）のほか、財政調整基金積立金、人事異動等に伴う人件費等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億6,221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億1,211万2,000円とすべく提案したるものでございます。

議案第3号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、子ども・子育て支援金を令和8年度から医療保険に上乗せする形で賦課徴収をすることによるシステム改修に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億510万円とすべく提案したるものでございます。

議案第4号 令和7年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、子ども・子育て支援金を令和8年度から医療保険に上乗せする形で賦課徴収をすることによるシステム改修に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,764万円とすべく提案したるものでございます。

議案第5号 令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は介護保険法施行令の一部改正に伴う介護保険システム改修業務委託料の増額のほか、前年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ8,842万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,842万8,000円とすべく提案したるものでございます。

議案第6号 令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は人事異動等に伴う一般職給与費の増額のほか、と畜頭数の増加により廃棄物処理委託料の経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ440万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,940万2,000円とすべく提案したものでございます。

議案第7号ないし議案第11号並びに議案第12号及び議案第13号についてであります。各会計の令和6年度歳入歳出決算について、議会の認定を求めるべく、監査委員の意見を付けて提案したるものでございます。

報告第1号 令和6年度横芝光町一般会計継続費の継続年度終了による精算についてであ

りますが、本件は令和5年度横芝光町一般会計予算で継続費を設定した子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援事業計画策定業務）について、令和6年度に事業が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し、議会に報告するものでございます。

報告第2号 令和6年度健全化判断比率の報告についてですが、本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度における健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第3号 令和6年度資金不足比率の報告についてですが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度における資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせてますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前10時55分とします。

（午前10時44分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時54分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

〔総務課長 鈴木正広君登壇〕

○総務課長（鈴木正広君） それでは、議案第1号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例及び横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

ピンク色の表紙の議案つづりと黄色の議案関係資料はともに1ページからとなります。

黄色の議案関係資料1ページの制定の概要をお願いいたします。

内容の要旨ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、未就学の子を養育する職員を対象とした部分休業の拡充等が図られましたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

先ほどの部分休業といいますのは、小学校に就学するまでの子を養育するため1日のうちの一部について勤務しないことを認める制度で、この時間は給料が減額されます。

本一部改正条例は、第1条で部分休業の多様化を規定する横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を、第2条で子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を規定する横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の2条で構成されますことから、内容の要旨はこれに合わせ、1、2と付番しております。

1、部分休業の多様化の（1）取得パターンと取得単位ですが、現行の部分休業であります1日につき2時間の範囲内、30分単位で取得できる部分休業を第1号部分休業とします。これに加え、1年につき10日相当の範囲内、原則1時間単位で取得できる部分休業を第2号部分休業として新たに追加いたします。

（2）の取得（請求）期間は4月1日から3月31日までの1年の期間とし、（3）の新たに追加する第2号部分休業の1年の取得上限は、常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とします。

なお、本年度は施行日が10月1日からで平年の半分でありますことから、常勤職員は38時間45分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間とします。

次に、2の子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置は、妊娠、出産を申し出した職員や3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の情報提供と制度利用等の意向確認、その意向確認した事項への配慮に係る措置により、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する改正となります。

詳細につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、1枚めくっていただきまして、次の2ページをお願いいたします。

こちらは改正文第1条の横芝光町職員の育児休業等に関する条例となります。

改正する条文はアンダーライン部分でございます。

第1条のアンダーライン部分は、上位法であります育児休業法の改正に伴う条番号の整理です。

第16条の部分休業を請求することができない職員では、第2号に規定する非常勤職員の範囲を改めます。

第17条は、見出し中、「部分休業」を「第1号部分休業」とし、第1項で育児休業法第19条第2項第1号に規定する部分休業を第1号部分休業として、勤務時間の始めや終わりに限らない取得が可能となります。

次の3ページの第2項及び第3項は文言の整理で、「部分休業」を「第1号部分休業」と改めます。

第17条の2として、第2号部分休業の承認の規定を新たに追加します。原則1時間を単位として承認することとしますが、例外として、第1号で、1回の日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合で、その全てについて承認の請求があったときと、第2号で、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合で、その全てについて承認の請求があったときはこれを承認できるとします。

次の4ページに移っていただきまして、第17条の3は、1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第17条の4は、第2号部分休業の1年の上限について、第1号で常勤職員は77時間30分に、第2号で非常勤職員は1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とします。

第17条の5は、請求の申出を変更する場合の特別な事情として、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情と規定します。

第18条第1項及び第2項は条文等の整理で、次の5ページの第19条の部分休業の承認の取消事由は、育児休業法第5条第2項の取扱いを準用し、第19条第3項の特別の事情があるときは提出した申請の取消し事由となるとするものです。

次の6ページに移っていただきまして、こちらからは改正文第2条関係の横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例となります。

第17条は条番号の整理で、第18条の2として、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定を追加します。

第1項は妊娠、出産等を申し出た職員に対する措置で、第1号で仕事と育児の両立に資する出生時両立支援制度、他の事項を知らせるための措置を、第2号で本制度等の請求等を申出職員に意向確認をするための措置を、第3号で子の心身の状況、または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して、出生以後に発生し、または発生することが予想される職業生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置を講じなければならないとします。

次の7ページの第2項は3歳に満たない子を養育する職員に対する措置で、育児期の両立支援制度について、第1項と同様に規定します。

第3項で、第1項第3号及び第2項第3号により意向確認した事項は、その意向に配慮しなければならないとします。

第18条の3、及び次の8ページに移っていただきまして、第18条の4は条番号及び文言の整理となります。

ピンク色の表紙の議案つづり7ページをお願いいたします。

4行目からの附則ですが、第1項の施行期日は令和7年10月1日からとします。ただし、附則第3項に規定する妊娠、出産等及び3歳に満たない子に関する申出をした職員等に対する意向確認等は公布の日から施行するとします。

第2項の経過措置で、横芝光町職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、令和7年度の第2号部分休業の請求可能期間が平年の半分となるため、常勤職員及び非常勤職員について、それぞれ平年の半分の時間とするものであります。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

[総務課長 鈴木正広君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第2号について、財政課長。

[財政課長 郡司 勇君登壇]

○財政課長（郡司 勇君） 議案第2号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

別冊、また別ファイルとなっております一般会計補正予算書をご用意願います。

令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億1,211万2,000円とし、第2条では繰越明許費の設定を行い、第3条では債務負担行為の追加を目的に債務負担行為の補正を、第4条では地方債の変更を目的に地方債の補正を行うとするものでございます。

次のページをお願いします。

2ページから4ページまでは第1表、歳入歳出予算補正で、内容につきましては後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費で、今補正予算で設定するのは6款商工費、1項商工費のマスコットキャラクター活用事業（創生）です。企業版ふるさと納税を活用して、横芝光町マスコットキャラクター、よこぴーの着ぐるみを新たに1体購入するもので、発注から納品までに約11か月の期間を要するため、年度内に事業が完了しないことから翌年度に繰り越すものです。

続いて、第3表、債務負担行為補正です。

今回追加する債務負担行為は、地域活動支援センター「たんぽぽ」の指定管理料で、期間が今年度末で終了することから、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定するものです。

続いて、第4表、地方債補正ですが、防災基盤整備事業につきましては、限度額を430万円増額し、2億2,890万円に変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。内容につきましては、歳入の22款町債で説明させていただきます。

6ページをお願いします。

6ページから8ページまでは事項別明細書の総括ですので、後ほどご確認をお願いします。それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

9ページをお願いします。

初めに、歳入です。

15款1項1目民生費国庫負担金の補装具費支給事業負担金は、補装具の購入などに係る支給費の国負担分で、交付申請の増加により事業費が増額見込みとなったことから増額するものでございます。国の負担割合は公費負担額分の2分の1です。

2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、国の令和7年予備費の使用により推奨事業メニューが追加されたことから増額するもので、物価高騰に直面する生活者の経済的支援に係る経費の全額が交付されます。

2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金は、マイナンバーカードと医療費助成システムの連携のためのシステム改修、及び就労選択支援の創設に伴う障害福祉サービスシステムの改修に係る補助金を増額するもので、補助率は2分の1です。

次の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、高齢者福祉施設であるグループホーム光が行う非常用発電装置の設置に対する交付金で、令和6年度事業として6年度3月補正予算に計上しましたが、不採択となり、改めて7年度事業として採択されたことから新規計上するものです。補助率は国が定める基準額の10分の10です。

2節子ども・子育て支援交付金は、妊婦等包括相談支援事業分について、会計年度任用職員の人事費の減少により補助率は2分の1で43万円を減額する一方、光小学校への新たな児童クラブの開設及び既設のひかり児童クラブでのトイレ營繕工事に係る経費に対し、補助率は3分の1で225万1,000円を新規計上したことから、相殺して182万1,000円の増額計上とするものです。

3目衛生費国庫補助金の出産・子育て応援交付金は、妊婦・子育て世帯等に対する給付金の国負担金分で、制度改正により7年4月より新制度に移行し、給付対象者等が変更となっていますが、旧制度の給付対象者からの申請により交付金の支給があったことから新規計上するものです。補助率は3分の2です。

16款1項2目民生費県負担金の補装具費支給事業負担金は、国庫負担金同様、補装具支給事業の交付申請の増加により事業費が増額見込みとなったことから増額するものです。

2項1目総務費県補助金の地域公共交通「リ・デザイン」推進事業補助金は、地域公共交通の維持確保に向け、より利便性、生産性、持続可能性の高い地域公共交通への再構築、リ・デザインを推進するための経費に対する補助金で、当町が行う自動運転モビリティ事業が採択されたことから新規計上するものです。補助率は2分の1です。

2目民生費県補助金の子ども・子育て支援補助金は、国庫補助金同様、妊婦等包括相談支援事業分について、会計年度任用職員の人事費の減少により補助率は4分の1で21万5,000円を減額する一方、光小学校への新たな児童クラブの開設、及び既存のひかり児童クラブのトイレ營繕工事に係る経費に対し、補助率は3分の1で225万1,000円を新規計上したことから、相殺して203万6,000円の増額計上とするものでございます。

3目衛生費県補助金の出産・子育て応援補助金は、妊婦・子育て世帯等に対する給付金の県負担分で、制度改正により7年4月より新制度に移行し、給付対象者等が変更となっていますが、旧制度の給付対象者からの申請により給付金の支給があったことから、国補助金同様、新規計上するものでございます。補助率は6分の1です。

3項1目総務費委託金は、本年10月に実施されます国勢調査に係る指導員の増員等に対する委託金の増額です。

18款1項1目一般寄附金のうち一般寄附金は、町内事業者1者から1,000万円の寄附があったことから計上するものでございます。

次の企業版ふるさと納税寄附金は、町外事業者1者から200万円の寄附があったことから計上するものです。

10ページをお願いします。

19款 1 項 3 目介護保険特別会計繰入金は、令和 6 年度の介護保険特別会計への繰出金の精算金です。

2 項 9 目ふるさとまちづくり基金繰入金は、自動運転モビリティ事業が県補助金の事業採択を受けたことから、財源調整のため減額するものです。

20款 1 項 1 目繰越金は、本補正予算の財源に充当するため計上しました。

21款 7 項 1 目雑入の河川環境整備委託金は、千葉県山武土木事務所との協定に基づき増額、次の 2 目過年度収入は、いずれも令和 6 年度分の国庫支出金の精算により追加交付されるものです。

22款 1 項 4 目消防債は、防災行政無線維持管理事業における全国瞬時警報システム、J アラートの機器更新に対し、緊急防災・減災事業債を増額するものです。

続いて、11ページ、歳出でございます。

歳出は説明欄、黒丸の事業ごとに説明させていただきます。

なお、本補正予算の給与費関係につきましては、4月 1 日付の人事異動及び共済費の負担率変更などに伴う調整をするものです。各科目の一般職給与費につきましては、補正額の増減はあるものの、人事異動に伴う調整などとなりますので、説明は省略させていただきます。

2 款 1 項 1 目一般管理費の 2 つ目の黒丸、一般管理事務費は、パートタイム会計年度任用職員の期末勤勉手当の実績見込みによる調整です。

3 目文書管理費の情報公開・個人情報保護事業は、個人情報の適正な取扱いに係る管理体制を構築するため、個人情報の取扱マニュアルや運用の手引の作成などに係る業務委託料を新規計上するものです。

12ページをお願いします。

5 目財政管理費の財政管理事務費は財政調整基金積立金で、地方財政法の規定により、前年度繰越金の 2 分の 1 相当額を積み立てるものです。

8 目企画費の地方創生対策事業は、栗山川を活用した人の流れを生むため、企業版ふるさと納税を活用し、栗山川ウォーキングイベントを開催するための経費を増額計上するものです。

その内訳は、7 節報償費は、イベントの運営支援をいただく方への謝礼金です。

10 節需用費の消耗品費は、参加者への記念品や参加賞等の購入代、食糧費は参加者の飲物代です。

11節役務費の手数料は仮設トイレの設置に伴うくみ取り手数料で、一般保険料は行事参加者の傷害危険担保契約に係る保険料です。

13節使用料及び賃借料は、仮設トイレを設置するための備品借り上げ代です。

次の11目空港対策費、航空業界学習事業は、町内の小学6年生を対象に、航空業界学習の一環として、2時間程度の周遊飛行体験を行うための委託料を新規計上しました。

12目情報管理費の住民情報系電算管理事業、12節、電算システム改修委託料は、子ども医療費など医療給付費の手続に当たり、医療機関においてマイナ保険証でオンライン資格確認ができるようにするために、マイナンバーカードと医療費助成システムの連携を図るべく新規計上したものです。

13節クラウドシステム利用料は、標準準拠システムをガバメントクラウド上で運用管理するための利用料でございます。本年4月に利用条件等が示されたことから増額するものでございます。

13ページをお願いします。

ページ下段の5項2目委託統計調査費の国勢調査費は、本年10月実施の国勢調査に係る指導員の人数及び報酬単価の増による増額です。

14ページをお願いします。

3款1項2目老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付事業は、グループホーム光が実施する非常用発電装置の設置に係る事業補助金を新規計上するもので、本事業には歳入の国庫支出金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金が100%充当されます。

3目障害者福祉費の補装具費支給事業は、電動車椅子や座位保持装置など、当初見込みを上回る交付申請があったため増額するものでございます。

次の地域生活支援事業は、6年度国庫補助事業の精算による返還金です。

次の障害者自立支援特別対策事業は、障害のある方が希望する就労先や働き方を選択できるよう、就労アセスメントを通して支援する就労選択支援が創設されたことに伴い、障害者福祉サービスシステムの改修委託料を新規計上しました。

次の障害児通所支援事業は、6年度国庫負担金の精算による返還金です。

15ページをお願いします。

ページ中段の7目介護保険費の2つ目の黒丸、認定調査費は、会計年度任用職員に係る職員手当の実績見込みによる調整です。

次の介護保険特別会計繰出事業は、介護保険法施行令の一部改正による所得基準の見直し

に伴うシステム改修に要する経費を増額するほか、6年度分の低所得者介護保険料軽減負担金を実績により繰り出すものです。

16ページをお願いします。

記載欄の1行目介護保険総務費は、6年度県負担金の精算による返還金です。

2項1目児童福祉総務費の養育医療費給付事業は、6年度国庫負担金の精算による返還金です。

2目児童措置費は、出産・子育て応援給付金に対し、国及び県から対象経費の6分の5が交付されることによります財源振替です。

4目保育所費の2つ目の黒丸、横芝保育所運営事業は、園庭内の外灯1か所が老朽化により使用できなくなったことから、新たな照明器具の設置に係る修繕料を新規計上しました。

5目学童保育費、ひかり児童クラブ運営事業の14節工事請負費は、17ページをお願いします。説明欄の1行目、施設營繕工事は、既存のひかり児童クラブの男女兼用トイレを男女別に分離するとともに、洋式便器の便座付け替え及び照明器具のLED化工事を実施するほか、待機児童の解消のため、光小学校の音楽室を共用利用し、新たに児童クラブを開設するための出入口扉の交換や音楽室前の通路整備等に係る工事費を新規計上したものです。

17節備品購入費は、光小学校の音楽室に新たに児童クラブを開設するために必要となる冷蔵庫やロッカーなどの備品を購入するため新規計上しました。

4款1項2目予防費の個別予防接種事業は、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る個別接種委託料で、医療機関へ支払う予防接種委託料の額が、山武管内の市町においては対象者1人当たり4,500円に統一されたことから増額するものでございます。

次の3目健康づくり費の妊婦等包括相談支援事業は、会計年度任用職員に係る報酬、給料、職員手当及び共済費の実績見込みによる調整です。

18ページをお願いします。

6目環境衛生費の2つ目の黒丸、環境美化推進事業は、千葉県からの河川環境整備委託金を活用し、10節、消耗品費は、栗山川環境ボランティアで草刈り機を持参された参加者へ配布する替え刃等の購入費を増額、14節、河川維持工事は、ボランティアでは除草が困難な場所の除草工事費を新規計上しました。

17節備品購入費は、ボランティア等で使用する刈り払い機が不足しているため、刈り払い機2台分の購入費を新規計上しました。

次の可燃ごみ袋無料交換券発行事業（重点支援交付金）は、物価高騰対応重点支援地方創

生臨時交付金を活用した事業で、物価高騰に直面する生活者の経済的支援のため、可燃ごみ袋大20枚入りを1世帯当たり1袋の無料交換券を交付するもので新規計上です。基準日である令和7年9月12日に住民基本台帳に登録されている世帯主に対し、可燃ごみ袋無料交換券を交付し、町内の登録された小売店で引き換えていただくものでございます。

内訳といたしましては、3節職員手当は事業実施に係る職員の時間外勤務手当、10節需用費の消耗品費は事務用品の購入代、次の印刷製本費は無料交換券の印刷代、11節役務費の通信運搬費は無料交換券発送時等の郵送代、手数料は協力事業者へ支払う補助金の銀行振込手数料です。

12節委託料は、無料交換券等の発送に係る封入業務を委託するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金は、19ページをお願いします。説明欄の1行目、可燃ごみ袋無料交換券発行事業補助金は無料交換券の換金に係る補助金です。

次に、ページ下段の5款1項4目畜産振興費の東陽食肉センター特別会計繰出事業は、人事異動により児童手当に不足が生じたため繰出金を増額するものです。

5目農地費の県営土地改良負担金事業は、大利根用水施設において、旭市の道路横断管に木が詰まる突発事故が発生し、県営事業で復旧を行うこととなり、負担割合確認書に基づき町負担金を新規計上するものです。

次の地域排水管理事業は、木戸幹線4号排水路で防護柵フェンスの腐食などによる破損の維持補修費、及び小堀地区の排水路で柵渠から吸い出しが発生し、隣接地に陥没が発生していることから補修工事費を増額するものです。

次の篠本排水機場管理事業は、20ページをお願いします。説明欄の1行目、14節、施設補修工事は、排水ポンプ吐水槽の水位計が動作不良を起こしていることから、水位計の交換工事費を新規計上しました。

6款1項1目商工振興費の2つ目の黒丸、マスコットキャラクター活用事業（創生）は、企業版ふるさと納税を活用し、マスコットキャラクター、よこぴーの着ぐるみ1体を購入するため新規計上しました。

21ページをお願いします。

7款2項2目道路維持費の道路維持事業は、幹線道路において草木の繁茂が著しく、除草要望が多いことから除草作業委託料を増額するほか、道路通行上支障となっている樹木の枝払いや法定外道路等の適正管理のための維持作業委託料を増額するものです。

3目道路新設改良費の2つ目の黒丸、舗装修繕事業は、道路舗装の劣化、破損のある町道

D280号線屋形地先及び町道H116号線尾垂イ地先の舗装修繕工事費を計上いたしました。

3項1目河川費は財源振替で、栗山川堤防維持管理事業に企業版ふるさと納税寄附額の一部を充当することで一般財源から振り替えるものです。

4項都市計画費は、22ページをお願いします。2目工業団地促進費の工業団地維持管理事業は、横芝工業団地内の町道に街路樹の枝が伸びており、車両や歩行者の通行に支障があるため高木剪定作業委託料を新規計上しました。

5項1目住宅管理費の栗山団地維持管理事業は、栗山町営住宅で空き室となった戸建て住宅2棟の除却工事を実施するため、12節、設計・監理委託料と14節、施設撤去工事費を増額計上しました。

8款1項3目消防施設費の防災行政無線維持管理事業は、全国瞬時警報システム、Jアラートが前回のシステム更新から7年が経過し、機器の更新時期を迎えており、本年度が最終年度となる緊急防災・減災事業債を活用し、当該システムの器機更新業務委託料を新規計上するものです。

次に、9款1項2目事務局費は、23ページをお願いします。説明欄の2行目、英語講師配置事業から2つ下の黒丸、教育指導専門員設置事業までは、いずれも会計年度任用職員に係る報酬、職員手当及び旅費の実績見込みによる調整です。

2項1目学校管理費の2つ目の黒丸、小学校施設維持管理事業の10節、修繕料は、日吉小学校職員女子トイレの洋式便器の修繕費を増額しました。

12節、測量業務委託料は、日吉小学校の閉校後の跡地活用に当たり、隣接する日吉保育園との境にフェンスを設置することに伴い、用地測量及び土地分筆の必要が生じたため新規計上するものです。なお、フェンスの設置は閉校後に予定していることから、本補正予算での工事費の計上はございません。

24ページをお願いします。

ページ下段、4項4目図書館費の、恐れ入りますが、25ページをお願いします。備考欄1行目の図書館事務費は、会計年度任用職員に係る報酬及び職員手当、旅費の実績見込みによる調整です。

次の図書館一般設備維持管理事業は、空調設備、自動制御機器に不具合が生じていることから、補修工事費を新規計上しました。

5項2目体育施設費の光スポーツ公園一般管理事業は、6年度末に実施した野球場照明設備の点検において、照明器具を固定するボルトに腐食等が指摘されたことから、安全面を考

慮し、照明柱6本を撤去するための施設改修工事費を新規計上いたしました。

次の光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業は、2個あるバスケットゴールのうち1つがバックボードの亀裂により使用できることから、施設改修工事費を新規計上いたしました。

3目学校給食費の2つ目の黒丸、学校給食センター施設維持管理事業は、電気式連続炊飯器及び洗浄用ローラーコンベヤーの部品交換に係る修繕費を増額するものです。

歳出の説明は以上です。

26ページから31ページまでは給与費明細書、32ページは追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書、33ページは地方債の現在高に関する調書となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔財政課長 郡司 勇君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第3号及び議案第4号について、住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） 議案第3号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案第3号補正予算書をご覧ください。

令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億510万円とするものでございます。

補正予算の内容の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳入の補正についてご説明申し上げます。

5款1項10目子ども・子育て支援事業費補助金は110万円の増額です。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、令和8年度から医療保険に上乗せする形で賦課徴収をするためのシステム改修の経費に係る補助率10分の10の補助金です。

続きまして、歳出の補正についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

1款2項1目賦課徴収費は110万円の増額です。

12節委託料110万円の追加で、子ども・子育て支援金制度に伴う国民健康保険システムの改修に係る経費を計上するものです。システム改修は2回に分けて行う予定で、令和7年度は保険料算定など賦課に係る改修を行い、令和8年度は収納に係る改修を行う予定です。なお、令和8年度分については現時点では国から交付方法が示されていないため、示され次第、補正予算、または令和8年度当初予算で対応いたします。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第4号 令和7年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案第4号補正予算書をご覧ください。

令和7年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,764万円とするものでございます。

補正予算の内容の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳入の補正についてご説明申し上げます。

7款2項2目子ども・子育て支援事業費補助金は264万円の増額です。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、令和8年度から医療保険に上乗せする形で賦課徴収をするためのシステム改修の経費に対する補助率10分の10の補助金です。

続きまして、歳出の補正についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

1款2項1目徴収費は264万円の増額です。12節委託料264万円の追加で、子ども・子育て支援金制度に伴う高齢者医療システムの改修に係る経費を計上するものです。後期高齢者医療システムは、保険料率の算定に係る機能は千葉県後期高齢者医療広域連合が行い、また徴収に係る機能は国民健康保険と同じ収納消し込みシステムを使用しますことから、後期高齢者医療システムの改修としては令和7年度で完了いたします。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

[住民課長 越川直樹君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第5号について、福祉課長。

[福祉課長 平山昭彦君登壇]

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第5号 令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第1号）の補正予算書をご用意願います。

令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,842万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,842万8,000円とするものであります。

主な内容としましては、介護保険法施行令の一部改正に伴う介護保険システムの改修委託料の増額のほか、令和6年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金の精算に要する経費について補正するものであります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

8款1項3目その他一般会計繰入金55万円は、老齢基礎年金満額の支給額が引き上げられたことにより保険料の算定や高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の基準額が変更となることから、介護保険法施行令の一部改正に伴い介護保険システムを改修するため、町一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れるものであります。

4目低所得者保険料軽減繰入金12万5,000円は、令和6年度の実績確定により国から追加交付があり、町一般会計で受け入れたものを介護保険特別会計へ繰り入れるものであります。

9款1項1目繰越金8,775万3,000円は歳出補正予算の財源調整です。

続いて、歳出です。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費55万円の増額は、所得基準の見直しによる介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険システムを改修するための委託料であります。

次の2項1目賦課徴収費から8ページの2款7項1目特定入所者介護サービス費までは、歳入8款繰入金の補正に伴う財源振替であります。

7款1項2目償還金6,226万4,000円の増額は、令和6年度の実績確定により国、県及び社会保険診療報酬支払基金に保険給付費及び地域支援事業費を返還するものであります。

4目一般会計繰出金2,561万4,000円の増額につきましては、令和6年度分の実績確定により町一般会計へ返還するもので、内訳としましては介護給付費分として1,374万2,000円、地域支援事業の総合予防事業分として399万5,000円、包括任意事業分として92万4,000円、一般事務費分として587万5,000円、低所得者保険料軽減分として107万8,000円であります。

以上で令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 議案第6号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 林 栄君登壇〕

○食肉センター所長（林 栄君） 議案第6号 令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,940万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

4款1項1目繰越金は、本補正予算の財源に充てるため前年度繰越金を190万円増額するものであります。

5款1項2目過年度収入は、県支出金過年度収入を202万2,000円計上するものであります。この県支出金は、電気料金の高騰に対する支援である令和6年度肉畜経営支援緊急対策事業補助金であり、令和7年度の過年度収入とするものであります。令和3年度と令和6年度の電気料金単価の差額を令和6年度の電気使用量に掛け合わせ、その額の4分の1に対し、千葉県から交付されるものであります。

6款1項1目一般会計繰入金は、職員の人事異動に伴い、児童手当への繰入金として48万円を増額するものであります。

続いて、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の2節給料、3節職員手当、4節共済費は、職員の人事異動に伴

いそれぞれ増額をするものであります。

2款1項1目施設管理費の12節委託料は、廃棄物処理委託料を264万円増額するものであります。こここのところ、と畜頭数が増加し、浄化槽で発生する汚泥の処理量が当初の見込みよりも多いペースで推移しております。コンポストによる汚泥の堆肥化など、汚泥の有効活用と処理費用の削減にも努めておりますが、限界があることから、必要となる予算を確保し、今後の安定したと畜を確保しようとするものであります。

以上で議案第6号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

[食肉センター所長 林 栄君登壇]

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前1時52分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時59分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

議案第7号について、財政課長。

[財政課長 郡司 勇君登壇]

○財政課長（郡司 勇君） 議案第7号 令和6年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明申し上げます。

議会議員全員協議会では決算書により説明をさせていただきましたので、本日は別つづりの令和6年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明をさせていただきます。ご用意をお願いいたします。

なお、大変申し訳ございませんが、ページ番号につきましては紙の資料のページ番号により説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、令和6年度決算資料、表紙から2枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。

会計別決算の状況です。

一般会計の欄をご覧ください。

令和6年度の歳入決算額は149億9,889万3,000円、歳出決算額は143億5,430万2,000円で、令和5年度決算額との比較では、歳入は17億4,111万9,000円の増、歳出は13億6,892万9,000円の増となりました。

2ページをお願いします。

一般会計歳入歳出款別・性質別決算額の前年度対比でございます。

初めに、歳入、1款町税の決算額は26億2,912万円で、前年度と比較して額で976万3,000円、率で0.4%の減です。これは主に法人町民税や償却資産に係る固定資産税が増額となつたものの、定額減税の実施により個人町民税が減額となったことによるものです。

なお、税目ごとの収入済額や徴収率につきましては、後ほど本資料の40ページ、町税の徴収実績でご確認ください。

次に、2款地方譲与税は1億5,962万4,000円で、前年度と比較して額で6万4,000円、率で0.0%の減となりました。

3款利子割交付金は137万2,000円で、前年度比較では額で16万3,000円、率で13.5%の増、4款配当割交付金は2,316万5,000円で、前年度比較では額で603万円、率で35.2%の増、5款株式等譲渡所得割交付金は3,476万1,000円で、前年度比較では額で1,428万2,000円、率で69.7%の増となりました。

6款法人事業税交付金は4,452万3,000円で、前年度比較では額で424万2,000円、率で10.5%の増、7款地方消費税交付金は5億4,169万7,000円で、前年度比較では額で1,907万5,000円、率で3.6%の増、8款ゴルフ場利用税交付金は2,612万4,000円で、前年度比較では額で43万2,000円、率で1.7%の増、9款環境性能割交付金は3,191万9,000円で、前年度比較では額で315万7,000円、率で11%の増となりました。

10款地方特例交付金は1億688万7,000円で、前年度比較では額で8,992万円、率で530%の増です。これは住民税の定額減税実施に伴う減収補填分が増額となったことによります。

11款地方交付税は37億5,134万5,000円で、前年度比較では額で8,533万8,000円、率で2.3%の増となりました。地方交付税のうち普通交付税は7,734万6,000円の増、増額となつた主な要因は、国税の增收に伴い地方交付税法定率分が増加し、地方に交付される普通交付税が増額となったことによります。また、特別交付税は801万7,000円の増で、特別の財政事業などについて、総務省の定めるところにより算定されております。

続いて、12款交通安全対策特別交付金は356万9,000円で、前年度比較では額で19万2,000円、率で5.1%の減、13款分担金及び負担金は6,777万9,000円で、前年度比較では額で36万

円、率で0.5%の増となりました。

14款使用料及び手数料は3,865万3,000円で、前年度比較では額で289万7,000円、率で7%の減です。

15款国庫支出金は21億5,879万7,000円で、前年度比較では額で4億3,755万5,000円、率で25.4%の増となりました。増額となった主な要因は、新型コロナ関連の補助金や道路整備に係る社会资本整備総合交付金が減額となった一方で、横芝小学校改築事業に係る学校施設環境改善交付金などが増額となったほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が増額となったことによります。

16款県支出金は7億4,648万6,000円で、前年度比較では額で8,240万円、率で9.9%の減となりました。これは主に前年度にあった農業経営高度化支援事業補助金や農道整備事業防災対策補助金が皆減したことによります。

17款財産収入は2,517万8,000円で、前年度比較では額で266万4,000円、率で11.8%の増となりました。これは町有地の売払い収入が増額となったことによります。

18款寄附金は1億2,098万5,000円で、前年度比較では5,678万7,000円、率で88.5%の増となりました。増額の主な要因は、ふるさと納税寄附金の増額によるものでございます。

19款繰入金は9億1,178万8,000円で、前年度比較では額で2億4,291万4,000円、率で36.3%の増となりました。これは財政調整基金繰入金が減額となりましたが、公共施設総合管理基金繰入金や地域振興基金繰入金が増額したことなどによります。

20款繰越金は2億7,240万1,000円で、前年度比較では額で1億6,910万円、率で38.3%の減です。

21款諸収入は17億7,972万円で、前年度比較では額で8,241万6,000円、率で4.9%の増となりました。これは成田国際空港株式会社からの空港周辺対策交付金が増額となったほか、雑入の土地改良施設維持管理適正化事業交付金、屋形排水機場分が皆増したことなどによるものです。

22款町債は15億2,300万円で、前年度比較では額で9億6,020万円、率で170.6%の増でした。

恐れ入りますが、42ページをお開きください。

ここで令和6年度の借入の状況についてご説明いたします。

借入の状況でございます。

上4件が市町村合併特例事業債です。1つ目は地域振興基金積立金の財源とするための借

入れ、2つ目から4つ目までは主要町道の改良事業の財源とするための借入れです。合併特例事業債の充当率は95%で、元利償還金の70%が交付税措置されます。

次の2件は公共事業等債（社会資本整備総合交付金事業）でございまして、いずれも町道II-10号線道路改良事業に係る借入れでございます。充当率は事業費の90%、交付税措置率は元利償還金の20%です。

次の防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債は、大布川排水機場の長寿命化のための施設改修工事負担金に係る借入れでございます。充当率は100%、交付税措置率は元利償還金の50%となっております。

次の公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化）は、町道3路線の舗装修繕事業に係る借入れで、充当率は事業費の90%、交付税措置率は元利償還金の30%から50%です。

次の3件は公共施設等適正管理推進事業債（集約化）で、いずれも横芝小学校改築事業に係る借入れです。充当率は事業費の90%、交付税措置率は元利償還金の50%です。

次の3件は緊急防災・減災事業債で、1件目が5年度から繰り越された千葉県防災行政無線再整備負担金に係る借入れ、2件目が横芝中学校と光中学校の講堂棟への空調設備設置事業に係る借入れ、3件目が防災行政無線の屋外拡声子局更新工事に係る借入れでございます。いずれも充当率は事業費の100%、交付税措置率は元利償還金の70%です。

43ページの1行目、臨時財政対策債は、元利償還金相当額の全額が後年度普通交付税で措置されることとなっております。

このように、元利償還金について、交付税措置のある町にとって有利な町債の借入れに努めているところでございます。

歳入の説明は以上となります。

お手数ですが、3ページにお戻りください。

続いて、歳出です。

1款議会費の決算額は9,724万8,000円で、前年度比較では額で230万3,000円、率で2.4%の増です。これは一般職給与費の増額及び議員研修の増加が主な要因です。

2款総務費は29億1,329万3,000円で、前年度比較では額で2億2,673万9,000円、率で8.4%の増です。増額となった主な要因は、町民1人当たり2,500円分の商品券を配布した地域生活応援券発行事業（第2弾）重点支援交付金繰越分が皆増となったほか、空気調和機器の設置を補助する民家防音家屋空調施設維持管理補助事業が申請件数の増加により増額、また令和6年分所得税及び6年度分個人住民税の定額減税の実施に伴い、定額減税補足給付金

給付事業が皆増となったことによります。

3款民生費は35億3,900万4,000円で、前年度比較では額で1億5,369万6,000円、率で4.2%の減となりました。減額となった主な要因は、前年度にあった物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業の皆減などにより低所得者支援に係る支出が減額となったほか、子ども第三の居場所開設に係る支援対象児童等見守り強化事業が減額となったことによるものです。

4款衛生費は12億4,287万1,000円で、前年度比較では額で6,809万1,000円、率で5.2%の減となりました。減となった主な要因は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種が定期接種化されたことに伴い新型コロナウイルスワクチン接種事業が減額となったほか、前年度に実施した健康づくりセンターのエレベーター改修工事の終了により健康づくりセンター維持管理事業が減額となったことによるものです。

5款農林水産業費は5億2,490万6,000円で、前年度比較では額で1億3,422万1,000円、率で20.4%の減です。減となった主な要因は、前年度にあった篠本新井土地改良区に対する農業経営高度化支援事業補助金が皆減したほか、同じく前年度に実施したあけぼの橋耐震補強工事や農免桑郷線舗装修繕工事の終了により農道整備事業が減額となったことなどによります。

6款商工費は1億9,035万9,000円で、前年度比較では額で1,338万6,000円、率で6.6%の減です。これは企業誘致促進事業（創生）が皆増となったものの、前年度にあった横芝光インターチェンジ周辺産業用地整備支援業務委託料が皆減したことから減額となったものです。

7款土木費は4億9,119万9,000円で、前年度比較では額で7,967万5,000円、率で14.0%の減となりました。これは横芝光インターチェンジ周辺開発事業や横芝駅北側周辺地区整備事業が増額となったものの、前年度にあった橋梁長寿命化修繕事業が皆減したほか、町道I-8号線道路改良事業（横芝地先）など、主要町道の道路改良事業が国庫補助金の減などにより減額となったことによります。

8款消防費は6億7,570万9,000円で、前年度比較では額で6,364万3,000円、率で8.6%の減となりました。これは防災行政無線更新事業で屋外拡声子局の更新工事を行い増額となったものの、横芝光消防署庁舎建て替え工事の終了により横芝光消防署改築事業が減額となったことによります。

9款教育費は35億8,799万3,000円で、前年度比較では額で17億391万8,000円、率で90.4%の増となりました。増となった主な要因は、横芝小学校改築事業が校舎改築工事の新築によ

り増額となったほか、横芝中学校及び光中学校の講堂棟に空調設備を設置する中学校講堂棟空調設備設置事業が皆増、また図書館一般設備維持管理事業で合併浄化槽の切替え工事を実施したことなどから増額となったものでございます。

10款災害復旧費は12万2,000円で、前年度比較では額で2,629万7,000円、率で99.5%の減です。これは前年度にあった道路橋梁災害復旧費が皆減したことによります。

11款公債費は10億9,159万8,000円で、前年度比較では額で2,502万2,000円、率で2.2%の減です。

12款諸支出金は、支出がありませんでした。

続いて、4ページをお願いいたします。

こちらは歳出を性質別に分類した表です。

1、人件費の決算額は18億4,704万7,000円で、前年度比較では額で1,475万6,000円、率で0.8%の増となりました。増となった主な要因は、給与改定により一般職給与費などが増加したことによります。

2、扶助費は22億1,517万6,000円で、前年度比較では額で1億2,709万7,000円、率で6.1%の増です。これは低所得世帯支援給付金など低所得世帯に対する給付費が減額となったものの、定額減税補足給付金給付費が皆増となったほか、介護給付訓練等給付費や保育委託料が増額となったことによるものです。

3、公債費は10億9,159万7,000円で、前年度比較では額で2,502万3,000円、率で2.2%の減となりました。

4、物件費は19億4,083万9,000円で、前年度比較では額で2,350万円、率で1.2%の減です。これは横芝光インターインジ周辺産業用地整備事業化推進支援業務委託料や横芝駅北側周辺地区事業計画作成業務委託料及び自動運転実証調査業務委託料が増額となったものの、前年度にあった自動運転バス購入や全額公費負担による新型コロナウイルスワクチン接種関係委託料が皆減したことなどから減額となったものでございます。

5、維持補修費は2,359万7,000円で、前年度比較では額で4,574万3,000円、率で66%の減となりました。これは前年度にあったあけぼの橋の耐震補強工事が皆減したことによります。

6、補助費等は25億8,641万9,000円で、前年度比較では額で2億1,460万4,000円、率で7.7%の減です。補助費等には補助金と負担金のほか東陽病院への繰出金が含まれますが、減となった主な要因としては、地域生活応援券発行事業費補助金や横芝光消防署庁舎建て替えに係る負担金が減額となったことによります。

7、投資及び出資・貸付金は1億6,935万3,000円で、前年度比較では額で6,845万8,000円、率で67.9%の増となりました。これは主に成田空港周辺地域共生財団出捐金が増額となったことによります。

8、繰出金は9億9,584万4,000円、前年度比較では額で4,600万8,000円、率で4.4%の減です。この性質別歳出の繰出金は東陽病院事業会計以外の特別会計などへの繰出金で、減となった主な要因は、介護保険特別会計繰出金や後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金が減額したことによります。

9、積立金は4億7,266万4,000円で、前年度比較では額で715万1,000円、率で1.5%の増となりました。これは財政調整基金積立金は減額したものの、公共施設総合管理基金積立金やふるさとまちづくり基金積立金が増額したことなどによるものです。

10、投資的経費は30億1,176万6,000円で、前年度比較では15億634万5,000円、率で100.1%の増でした。

1行下、うち普通建設事業費では、継続的に行っている主要幹線道路の改良工事や舗装修繕に加え、横芝小学校改築事業における施設改修工事や防災行政無線屋外拡声子局更新工事などを行ったことにより大幅な増額となりました。

以上が歳出の説明となります。

次のページ、5ページから37ページまでは一般会計の主要な事業の状況、38ページ以降は特別会計を含む各種決算資料となります。説明は割愛させていただきます。申し訳ございませんが、後ほどご確認くださるようお願いいたします。

以上、令和6年度一般会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

[財政課長 郡司 勇君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第8号及び議案第9号について、住民課長。

[住民課長 越川直樹君登壇]

○住民課長（越川直樹君） 議案第8号及び議案第9号の詳細についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和6年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、一般会計と同様、令和6年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明申し上げます。

資料51ページをお願いいたします。

左側の歳入をご覧ください。

1款国民健康保険税の決算額は5億1,322万4,000円で、前年度と比較して額で745万4,000円、率で1.5%の増となりました。徴収率は現年度分が95.73%、前年度と比較して0.54ポイントの増、滞納繰越分は23.56%で、前年度と比較して6.69ポイントの増となりました。国民健康保険税は、被保険者の減少に伴い収納額は減少傾向でしたが、令和6年度につきましては、被保険者数の総所得金額の増により所得金額が増えたことなどから増となりました。

5款国庫支出金は335万7,000円で、前年度と比較して額で327万円、率で3,758.6%の増となりました。増となった要因は、社会保障・税番号制度システム整備補助金で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修があったためです。

6款県支出金は18億1,200万3,000円で、前年度と比較して額で5,049万9,000円、率で2.7%の減となりました。減となった主な要因は、普通交付金の減額によるものです。普通交付金は町国保の保険給付の実績に応じて交付される交付金で、17億5,845万6,000円が交付されました。前年度と比較して5,472万6,000円の減となりました。特別交付金は市町村の財政状況、その他特殊要因や事業に応じた財政の調整を行う交付金で、5,354万7,000円が交付されました。その内容は、医療費適正化、疾病予防、健康づくり等の町の取組状況に応じ交付される保険者努力支援分、国庫の特別諸調整金のうち市町村に交付される特別調整交付金市町村分、地域の特殊な事情に応じたきめ細かい調整のため、都道府県があらかじめ交付要綱を定めて交付する県繰入金2号分、特定健康診査等負担金となっています。

7款財産収入は15万8,000円で、財政調整基金の利息です。

8款繰入金は、一般会計からの繰入金で2億4,351万6,000円、前年度と比較して額で419万1,000円、率で1.8%の増となりました。増となった要因は、財政調整基金を前年度より1,000万円増の8,000万円を取り崩し、繰り入れしたことによります。

9款繰出金は487万6,000円で、前年度と比較して額で1,200万1,000円、率で71.1%の減となりました。

10款諸収入は1,415万3,000円で、前年度と比較して額で214万円、率で17.8%の増となりました。

以上、歳入合計は25億9,128万7,000円で、前年度と比較して額で4,529万3,000円、率で1.7%の減となりました。

続いて、右側の歳出をご覧ください。

1款総務費の決算額は2,090万6,000円で、前年度と比較して額で364万6,000円、率で

21.1%の増となりました。内容は、一般管理費、国民健康保険団体連合会負担金、国保税の賦課徴収費、国保運営協議会費等で、増となった要因は、一般管理費でマイナンバーカードと被保険者の一体化に向け、全ての被保険者に資格情報のお知らせを通知するために要した送付用窓空き封筒の印刷製本費、郵送に係る通信運搬費が増となつたためです。

2款保険給付費は17億6,552万9,000円で、前年度と比較して額で5,499万6,000円、率で3%の減となりました。被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に対して行った保険給付等です。

3款国民健康保険事業費納付金は7億798万4,000円で、前年度と比較して額で2,502万4,000円、率で3.4%の減となりました。この納付金は県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用に充てるため県内の市町村から徴収する納付金で、市町村ごとの納付金額を県が決定します。内容は、医療給付費分、後期高齢者支援等分及び介護納付金です。

4款保健事業費は4,375万円で、前年度と比較して額で21万7,000円、率で0.5%の減となりました。保健事業では、医療費通知、レセプト点検委託料、短期人間ドック助成、水中ウォーキング教室、特定健康診査、特定保健指導事業など、医療費の適正化や被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行いました。

5款基金積立金は、決算見込みの剰余金のうち15万9,000円を積立てました。

7款諸支出金は847万8,000円で、前年度と比較して額で3万4,000円、率で0.4%の増となりました。諸支出金の内容は、国保税の還付金と東陽病院会計への繰出金です。

以上、歳出合計は25億4,680万6,000円で、前年度と比較して額で8,489万8,000円、率で3.2%の減となりました。この結果、令和6年度横芝光町国民健康保険特別会計の歳入歳出の差引き額は4,448万1,000円となりました。

引き続き、議案第9号 令和6年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料の52ページをお願いいたします。

左側の歳入をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料の決算額は2億6,133万6,000円で、前年度と比較して額で2,554万4,000円、率で10.8%の増となりました。令和6年度現年度分保険料の収納率は98.69%で、前年度と比較して0.06ポイントの減となりました。

4款繰入金は9,043万6,000円で、前年度と比較して額で244万2,000円、率で2.8%の増となりました。内容は、一般会計からの事務費繰入金と低所得者の保険料軽減分を公費で補填

する保険基盤安定繰入金です。

5款繰越金は694万4,000円で、前年度と比較して額で405万6,000円、率で36.9%の減となりました。

6款諸収入は317万7,000円で、前年度と比較して額で773万2,000円、率で70.9%の減となりました。諸収入の主なものは千葉県後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入で、保険料の徴収事務などの経費について広域連合が費用負担するものです。減の主な要因は、後期高齢者健康診査事業のうち、歯科健康診査以外の経費を令和6年度から一般会計に組み替えたためです。

以上、収入合計は3億6,189万3,000円で、前年度と比較して額で1,619万8,000円、率で4.7%の増となりました。

続いて、右側の歳出をご覧ください。

1款総務費の決算額は304万9,000円で、前年度と比較して額で4万7,000円、率で1.6%の増となりました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は3億4,849万円で、前年度と比較して額で2,225万9,000円、率で6.8%の増となりました。納付金の内容は、保険料納付金と保険料の軽減分を県と町で補填する基盤安定納付金です。

3款保健事業費は3万3,000円で、前年度と比較して額で784万2,000円、率で99.6%の減となりました。減の主な要因は、歳入でも説明いたしましたが、千葉県後期高齢者医療広域連合から受託している後期高齢者健康診査事業のうち、歯科健診以外の経費を令和6年度から一般会計に組み替えたためです。

4款諸支出金は231万1,000円で、前年度と比較して額で66万7,000円、率で40.6%の増となりました。内容は、保険料還付金と令和5年度分の一般会計繰入金の精算に伴う他会計繰出金です。

以上、歳出合計は3億5,388万3,000円で、前年度と比較して額で1,513万1,000円、率で4.5%の増となりました。この結果、令和6年度横芝光町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の差引き額は801万円となりました。

以上、議案第8号及び議案第9号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

[住民課長 越川直樹君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第10号について、福祉課長。

[福祉課長 平山昭彦君登壇]

○福祉課長（平山昭彦君） 議案第10号 令和6年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、同様に令和6年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明させていただきます。

資料の53ページをお願いいたします。

介護保険特別会計決算の内訳でございます。

初めに、左側の表、歳入についてご説明いたします。

1款保険料の決算額は4億9,322万9,000円でした。令和5年度と比較しまして額で1,659万8,000円、率で3.5%の増となりました。これは第9期介護保険事業計画による保険料見直しにより増額となったものです。なお、令和7年4月1日現在、当町の65歳以上の被保険者の方は8,246人で高齢化率は37.5%です。保険料はあらかじめ年金から差し引く特別徴収と個別に保険料を納めていただく普通徴収がありますが、過年度分を含めました全体の徴収率は98.1%で、令和5年度と比較しまして0.5ポイントの増となりました。

2款使用料及び手数料は43万4,000円で、令和5年度と比較しまして額で49万8,000円、率で53.4%の減となりました。任意事業として実施している高齢者配食サービスの個人負担分の収入になります。なお、利用料の減額理由としましては、紙おむつの支給事業を令和6年度から保険給付費の市町村特別給付費に組み替えて実施していることが要因となります。

3款国庫支出金は6億3,256万9,000円で、令和5年度と比較しまして額で3,768万6,000円、率で5.6%の減となりました。減額の要因としましては、国庫支出金は前々年度の実績に直近3年間の伸び率を乗じたものが交付額となるもので、令和4年度の実績額が少なかったことが要因となるますが、翌年度精算で給付額に対する配分調整がなされることとなります。なお、主なものは、制度に基づきまして、施設サービス給付費の15%相当額と居宅サービス給付費の20%相当額、財政調整のための調整交付金です。

4款支払基金交付金は6億6,244万8,000円で、令和5年度と比較しまして額で526万8,000円、率で0.8%の増となりました。制度に基づきまして、介護給付費と地域支援事業に要する経費の27%相当額となります。

5款県支出金は3億8,800万2,000円で、令和5年度と比較しまして額で623万6,000円、率で1.6%の増となりました。3款、4款と同様に、制度に基づきまして、施設サービス給付費の17.5%相当額と居宅サービス給付費の12.5%相当額等です。

6 款財産収入は19万2,000円で、令和5年度と比較しまして額で18万4,000円、率で2,300%の増となりました。介護給付費準備基金の利率が0.002%から0.125%に引き上げられたことが要因となります。

8 款繰入金は3億8,987万9,000円で、令和5年度と比較しまして額で3,223万8,000円、率で7.6%の減となりました。制度に基づきまして、介護給付費分の12.5%相当額、地域支援事業の総合事業分の17.5%相当額、地域支援事業の総合事業以外分の19.25%相当額、介護認定審査に要する経費などの事務的経費及び低所得者層の保険料軽減相当額を一般会計から繰入れしたものです。

9 款繰越金は2億813万7,000円で、前年度からの繰越金です。令和5年度と比較しまして額で621万4,000円、率で3.1%の増となりました。

11款諸収入は3万7,000円で、令和5年度と比較しまして額で2万6,000円、率で236.4%の増となりました。普通徴収保険料に係る被保険者が納付した延滞金と被保険者に給付した高額介護サービス費の過誤返還金となります。

以上、歳入合計は、令和5年度と比較しまして額で3,589万6,000円、率で1.3%の減となり、27億7,492万7,000円でありました。

続いて、右側の表、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費2,528万4,000円は、令和5年度と比較しまして額で12万4,000円、率で0.5%の減となりました。主な減額理由としましては、介護保険事業計画策定が完了したことや要介護認定に必要な主治医意見書の作成依頼件数の減少が要因であります。

2 款保険給付費は23億6,735万1,000円で、令和5年度と比較しまして額で2,082万1,000円、率で0.9%の増となりました。歳出全体の89.9%を占めるものです。ほぼ前年度並みの実績となります。

4 款基金積立金は19万3,000円で、令和5年度と比較しまして額で18万5,000円、率で2,312.5%の増となりました。利率の引上げが要因となります。

5 款地域支援事業費は9,596万円で、令和5年度と比較しまして額で461万2,000円、率で4.6%の減となりました。主な減額理由としましては、紙おむつ支給事業を令和6年度から保険給付費として市町村特別給付費へ移行したことが要因となります。なお、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援サービス事業のほか、一般介護予防事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業などへの支出です。

7 款諸支出金1億4,309万1,000円は、令和5年度と比較しまして額で1,292万2,000円、率

で9.9%の増となりました。第1号被保険者保険料の還付や令和5年度分の介護給付費等の精算の結果、超過分を国、県、社会保険診療報酬支払基金、町一般会計に返還したものです。

以上、歳出合計は、令和5年度と比較しまして額で2,919万2,000円、率で1.1%の増となり、26億3,187万9,000円でありました。これにより、歳入歳出差引き残額は1億4,304万8,000円となり、令和7年度に繰越しいたします。

以上で令和6年度横芝光町介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

[福祉課長 平山昭彦君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第11号について、食肉センター所長。

[食肉センター所長 林 栄君登壇]

○食肉センター所長（林 栄君） 議案第11号 令和6年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明をさせていただきます。

55ページをご覧ください。

まず、左側の歳入でございます。

1款事業収入は2億2,189万円で、前年度と比較して845万円の増、率にしてプラス4.0%がありました。増加の主な要因は、豚のと畜頭数が前年度よりも6,587頭増加したことによるものです。なお、事業収入となるものは、食肉センター使用料、冷蔵庫使用料、カット室使用料、オイル使用料の4つであります。

2款県支出金は214万円で、前年度と比較して397万2,000円の減、マイナス65.0%がありました。

3款財産収入は1万6,000円で、財政調整基金積立金からの利子であります。

4款繰越金は4,424万3,000円で、前年度と比較して2,748万5,000円の増、プラス164.0%がありました。

5款諸収入は87万7,000円で、前年度と比較して2万7,000円の減、マイナス3.0%がありました。

6款繰入金は18万円で、前年度と比較して6万円の減、マイナス25.0%がありました。なお、一般会計からの児童手当分として18万円を繰り入れたのみで、財政調整基金からの繰入れのほうはございませんでした。

以上、歳入合計は2億6,934万6,000円で、前年度と比較して3,189万1,000円の増、プラス13.4%ありました。

次に、右側、歳出でございます。

1款総務費は職員の人物費や事務費などで8,151万9,000円、前年度と比較して595万9,000円の増、プラス7.9%ありました。総務費が増加した主な要因は、消費税及び地方消費税の納付額が増加したことによるものです。

2款施設管理費は1億2,821万8,000円で、前年度と比較して1,647万9,000円の増、プラス14.7%ありました。物価高騰により、消耗品費、燃料費、光熱水費といった需用費が増加し、と畜頭数の増加に伴い、浄化槽汚泥の廃棄物処理委託料が増加しました。また、施設や機械設備の老朽化の進行により修繕を行ったため、工事請負費が増加しました。

3款公債費は80万2,000円で、前年度と比較して1,000円の減、マイナス0.1%がありました。なお、令和6年度をもって償還は終了しております。

4款積立金は501万3,000円で、前年度と比較して9万8,000円の減、マイナス1.9%がありました。令和6年度末における財政調整基金の残高は3,471万5,000円となりました。

以上、歳出合計は2億1,555万2,000円で、前年度と比較して2,233万9,000円の増、プラス11.6%ありました。なお、歳入から歳出を差し引いた残額は5,379万4,000円となりました。

以上で議案第11号 令和6年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

〔食肉センター所長 林 栄君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時15分とします。

（午後 1時57分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

○議長（小倉弘業君） 提案理由説明を続けます。

議案第12号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 吉田 潔君登壇〕

○東陽病院事務長（吉田 潔君） 議案第12号 令和6年度横芝光町病院事業会計決算の認定

についてご説明申し上げます。

資料につきましては、休憩前に引き続きまして、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明させていただきます。

それでは、56ページをお願いします。

この表は、東陽病院事業会計の消費税を含んだ決算額を前年度と比較したものでございます。

初めに、上段の表、収益的収入及び支出の収入についてであります。1款病院事業収益は15億6,095万2,000円で、前年度と比較しまして額で6,006万5,000円の減、率で3.7%減となりました。

内訳につきましては、1項医業収益は10億338万6,000円で、前年度と比較しまして額で6,111万4,000円の減、率で5.7%減となりました。こちらは常勤医師が10人から6人と4人減になったことにより、入院、外来ともに患者数が減少したことが主な要因となっております。

2項訪問看護ステーション収益は2,130万円で、前年度と比較しまして額で159万5,000円の増、率で8.1%増となりました。

3項医業外収益は5億2,916万8,000円で、前年度と比較しまして額で619万5,000円の減、率で1.2%減となりました。こちらは新型コロナウイルス感染症対策の関連補助金が終了したことなどによるものであります。

4項特別利益は709万8,000円で、前年度と比較しまして額で564万9,000円、率で389.9%増となりました。これは看護師奨学金及び扶養手当の返還で、令和6年度は看護師奨学金1名分の一括返還があったため増額となっております。

続きまして、上段右側の表になりますが、支出の1款病院事業費用は16億3,742万円で、前年度と比較しまして額で5,535万7,000円の減、率で3.3%減となりました。

内訳につきましては、1項医業費用は15億6,711万6,000円で、前年度と比較しまして額で4,999万1,000円の減、率で3.1%減となっております。これは常勤医師4人の減による給与費の減、また医師減に起因します外来患者並びに入院患者数の減による診療材料費や経費などの支出減が主な要因でございます。

2項訪問看護ステーション費用は3,538万4,000円となりました。主なものは職員給与費となっております。

3項医業外費用は3,492万円で、前年度と比較しまして額で578万2,000円の減、率で

14.2%減となりました。これは医師・看護師等養成費において、4人分の看護学生への奨学金貸付けが終了したことに伴い減額となっております。

4項の特別損失はございませんでした。

次に、下段の表、資本的収入及び支出でございますが、左側の収入の表、1款資本的収入は2,488万7,000円で、前年度と比較しまして額で1億1,108万5,000円の減、率で81.7%減となりました。

内訳ですが、1項企業債はございませんでした。

2項出資金は2,338万7,000円で、前年度と比較しまして額で428万1,000円の減、率で15.5%減となりました。これは企業債の元金償還金分及び医療機器購入などに伴う財源として、町一般会計からの繰入金となっております。

3項補助金150万円は、国民健康保険特別調整交付金の施設整備事業分としての補助金であります。

続きまして、右の表、支出でありますが、1款資本的支出は5,492万3,000円で、前年度と比較しまして額で1億663万5,000円の減、率で66%減となりました。

内訳といたしましては、1項建設改良費は1,886万円で、前年度と比較しまして額で1億567万1,000円の減、率で84.9%の減となりました。建設改良費は資産の取得に係る支出でありまして、セントラルモニターや自動血球洗浄遠心機などの医療機器10件の更新を行いました。減額要因は、一昨年の令和5年度は、1.5ステラ超電導磁石全身用MR装置や超音波診断装置などの高額医療機器の更新があったためであります。

2項企業債償還金は3,606万3,000円で、前年度と比較しまして額で96万4,000円、率で2.6%減となりました。6年度の企業債償還金は4件の元金償還であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額3,003万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、議案第12号 令和6年度横芝光町病院事業会計決算の認定についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

[東陽病院事務長 吉田 潔君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第13号について、産業課長。

[産業課長 小川健二君登壇]

○産業課長（小川健二君） 議案第13号 令和6年度横芝光町農業集落排水事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、令和6年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明申し上げます。

57ページをお願いいたします。

上段の収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

上段の左側、収入、1款農業集落排水事業収益は6,670万円でありました。

内訳でありますと、第1項営業収益は農業集落排水施設使用料収益で800万8,000円、第2項営業外収益は他会計補助金と長期前受金戻入で5,869万2,000円の収入がありました。

第3項特別利益の収入はありませんでした。

続きまして、上段右側の支出についてご説明申し上げます。

2款農業集落排水事業費用の決算額は6,145万円がありました。

内訳でありますと、第1項営業費用は施設管理費、業務費、総係費、減価償却費で決算額は5,754万4,000円、第2項営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費と雑支出で決算額は349万3,000円、第3項特別損失はその他特別損失で、公営企業会計の移行に伴い、職員の期末勤勉手当に係る41万3,000円を支出しました。

第4項予備費の支出はありませんでした。

続きまして、下段の資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

下段左側の収入の3款農業集落排水事業資本的収入の決算額は3,624万2,000円ありました。

内訳でありますと、第1項企業債は公営企業会計制度定着化支援業務の委託費の財源に充てるための借入れで300万円を、第5項他会計補助金は一般会計からの補助金で3,324万2,000円の収入がありました。

第7項負担金の収入はありませんでした。

下段右側の支出の4款農業集落排水事業資本的支出の決算額は3,922万4,000円ありました。

内訳でありますと、第1項建設改良費は公営企業会計制度定着化支援業務の委託料と施設修繕に係る経費で決算額は584万1,000円、第2項企業債償還金は元金償還の3,338万3,000円であります。

なお、令和6年度は特別会計から公営企業会計へ移行し、移行後初めての決算となりますことから、令和5年度との比較につきましては全ての項目で皆増となっております。

また、3ページ戻りまして、54ページの農業集落排水事業特別会計の決算につきましても、

令和6年度中の収入及び支出はなく、令和5年度との比較は全ての項目で皆減となっております。

以上で令和6年度横芝光町農業集落排水事業会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

[産業課長 小川健二君降壇]

○議長（小倉弘業君） 議案第7号から議案第13号までの令和6年度各会計決算の説明が終わりました。

ここで、代表監査委員から、令和6年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに各事業会計の決算審査について意見を求めます。

大木薰代表監査委員。

○監査委員（大木 薫君） それでは、決算審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る8月20日。21日。22日の3日間にわたり、令和6年度の横芝光町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院に係る病院事業会計及び農業集落排水事業会計決算について審査を実施いたしました。

まずははじめに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、東陽食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施しました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われたか審査しました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政状況は、エネルギー価格や物価の上昇、人口減少により今以上に厳しい状況が想定されることから、財源の確保に努め、将来的に歳入歳出の均衡を保つ適正な財政運営を行うよう要望いたしました。

次に、東陽病院の事業会計について報告させていただきます。

病院事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われてい

るか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施しました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などは、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行と併せておおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、東陽病院を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあり、公立病院としての使命感を持ちつつ、さらなる効率的経営に努めるとともに、町民からの医療需要に応え、信頼される地域医療の拠点となるよう要望いたしました。

次に、農業集落排水事業会計について報告させていただきます。

農業集落排水事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどについて留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員に説明を求めて審査を実施しました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などは、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行と併せておおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、本事業を取り巻く経営環境は地域の人口減少が見込まれることから厳しい状況にあるが、経営状況の明確化と経営の効率化、健全化を目指し、農業集落排水処理施設の適切な維持管理と安定したサービスの提供に努められるよう要望しました。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見ですが、報告書に記載しましたので省略させていただきます。

以上、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。

○議長（小倉弘業君） 次に、報告第1号ないし報告第3号について、財政課長。

[財政課長 郡司 勇君登壇]

○財政課長（郡司 勇君） 報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきましてご説明申し

上げます。

ピンク色の表紙の議案・報告つづり13ページをお願いいたします。

初めに、報告第1号 一般会計継続費の継続年度終了による精算についてであります。

本件は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和6年度に終了した継続費の精算について次のとおり報告するものです。

今回、一般会計で報告する事業は1事業で、報告書記載の3款民生費、2項児童福祉費の子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援事業計画策定業務）です。

本事業は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定すべく令和5年度、6年度の2か年の継続費を設定したもので、令和6年度に事業が終了しました。全体計画額は599万5,000円、実績額は599万2,800円でございます。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第2号及び報告第3号につきましては、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく議会への報告事項であります。

15ページをお願いします。

報告第2号 令和6年度健全化判断比率の報告についてであります。

財政健全化法では、中ほどの表にあります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断比率としています。4つの指標それぞれが標準財政規模に対する割合で示されます。

令和6年度決算では一般会計、特別会計ともに赤字がありませんでしたので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は表示しておりません。実質公債費比率は5.2%で、前年度と比較して0.1ポイント増加しました。また、将来負担比率は7.2%で、前年度と比較して10.7ポイント増加しました。横芝小学校改築事業に係る町債の借入れなどに伴い、地方債現在高が増加した一方で、公共施設総合管理基金の取崩しなどにより充当可能基金残高が減少したことなどから、将来負担比率が上昇したものでございます。

表中、括弧書きの数値は、横芝光町の早期健全化基準を参考までに記載したものです。この数値を1つでも超えると町は財政健全化計画を策定しなければならなくなり、さらに実質赤字比率が20%、連結実質赤字比率が30%、実質公債費比率が35%を1つでも超えると財政再生計画の策定が義務づけられることになりますが、当町のいずれの数値も早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政運営がされているものと判断しています。

次に、17ページをお願いします。

報告第3号は、令和6年度資金不足比率の報告についてであります。

資金不足比率は公営企業を対象としたもので、令和6年度決算における当町の公営企業の資金不足比率につきましては、報告書のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業会計、東陽食肉センター特別会計の3会計ともに資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上で報告第1号、報告第2号及び報告第3号の説明とさせていただきます。

[財政課長 郡司 勇君降壇]

○議長（小倉弘業君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第1号 令和6年度横芝光町一般会計継続費の継続年度終了による精算について、報告第2号 令和6年度健全化判断比率の報告について、報告第3号 令和6年度資金不足比率の報告については、ただいま説明のとおりですとのご了承願います。

◎休会の件

○議長（小倉弘業君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月3日から9月8日までは議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月3日から9月8日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月9日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 2時40分)

9月定例会

(第2号)

令和7年9月横芝光町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年9月9日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	森	大	地	君	2番	内	田	美	穂	君
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業
7番	森	川	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫
9番	宮	薗	博	香	君	10番	山	崎	義	貞
12番	鈴	木	輝	男	君	13番	川	島	仁	君
14番	川	島	富	士	子	君	15番	鈴	木	克
16番	鈴	木	唯	夫	君				征	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 晴彦	君	副町長	平山 貴之	君
総務課長	鈴木 正広	君	企画空港課長	加瀬 淳一	君
財政課長	郡司 勇	君	環境防災課長	平野 和美	君
税務課長	石田 賢一	君	住民課長	越川 直樹	君
産業課長	小川 健二	君	都市建設課長	林 栄司	君

未来づくり 課長	鵜澤順一君	福祉課長	平山昭彦君
健康こども 課長	佐久間真一君	食肉センター 所長	林栄君
東陽病院 事務長	吉田潔君	会計管理者	鶴田須美子君
教育長	小川重之君	教育課長	野村浩光君
社会文化課長	北田勝也君		

職務のため出席した者の職氏名

局長　古作健二　書記　椎名悦子

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人数は15名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立了しました。

本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎一般質問

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 森川貴恵君

○議長（小倉弘業君） 通告順に発言を許します。

森川貴恵議員。

[7番議員 森川貴恵君登壇]

○7番（森川貴恵君） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号7番、森川貴恵が一般質問いたします。

ここ数年、夏の暑さはより長く、厳しく感じられる傾向にあります。地球温暖化やヒートアイランド現象等の影響が考えられますが、これから私たち自身の生活と未来を守るためには、今ある自然を大切にし、守り、後世に伝えていくことが重要であると考えます。

自然は、水や空気、食料、資源など、私たちの生活に不可欠なものを提供し、健康や幸福にも貢献します。また、地球温暖化の防止や災害の抑制など、地球全体のバランスを保つ役割も担っています。自然を守ることは、全ての人の未来を守るということです。小さなことからでも、私たち一人一人ができることから始めていかなければなりません。

そこで、今回は、自然を守る取組について、横芝光町ではどのような取組を行っているのかについて、4点質問をいたします。

町のホームページ2020年3月31日更新には、年間の平均気温は15度で、夏は涼しく、冬は暖かい、快適な気温も魅力の一つです。水と緑にあふれた横芝光町には、おいしいグルメは

もちろん、自然や歴史、レジャースポットがいっぱいと書かれています。

そこで、最初に、（1）として、当町における自然環境の現状と課題についての町長の認識について伺います。

（2）として、当町の自然環境の保護について、6点質問します。

九十九里浜、栗山川、梅林等、都会に比べれば自然が感じられる当町ですが、①、そこに生息している動植物はどのような種類のものがどのくらいの数いるのでしょうか。その実態はどのように把握されているのでしょうか。教えてください。

②、町のホームページによりますと、乾草沼のトンボたち、ウミガメやコアジサシについての記述がありますが、当町に生息している希少種についてもう少し詳しく教えてください。

③、そのような希少種をはじめ、動植物の生息環境の保全はどのように行っていますか。

④、私たちもそうですが、生物が生きていくために川や海はとても重要な役割持っていますが、町内の川や海岸の環境調査と環境保全はどのように行っているのですか。

そして、陸地の緑を維持していくことも大切です。⑤、公園や緑地の保全状況と今後の整備計画について教えてください。

横芝光町の自然環境を保護していくには多くの人の力が必要です。町や中心となって環境保全活動を行う団体があるにしても、多くの町民を巻き込んでいくことで効果も上がりやすいと思います。⑥、環境保全活動への町民の参加を促すための取組を教えてください。

（3）環境教育・自然保護教育についてお聞きします。

自然を守る取組を行うには、子供のときから自然保護に対する意識を高めることが大切です。①、子供たちの自然保護に対する意識を高めるため、小中学校でどのような教育をしているか。

また、②、子供たちの自然保護に対する意識を高めるため、どのような体験活動を行っているのかを伺います。

最後に、（4）自然を守るための予算についてお尋ねします。

2024年度、令和6年度から森林環境税が始まりました。これは、東日本大震災の復興財源として個人住民税に上乗せされていた年1,000円の課税が終了するのに代わり、同額が新たに徴収されるものです。その目的は、地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定の目標達成や近年増加している山林災害を防ぐための森林整備などに必要な財源を確保することです。

森林環境税として徴収された税収の全額は、国から森林環境譲与税として都道府県や市町

村に譲与されますが、①、当町では具体的にどのようなことに使用されていますか、その実績を教えてください。

②、その他、自然を守るための支出の実績と今後の予算計画についてお聞きします。

③、町内には個人や団体で自然を守っていこうと活動している人たちもいるのではないかと思いますが、そのような団体との連携の様子や補助金について実績があれば教えてください。

以上、自然を守る取組について、大きく4点、私の壇上からの最初の質問といたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

[7番議員 森川貴恵君降壇]

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、森川貴恵議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、自然を守る取り組みについてのうち、当町における自然環境の現状と課題についての町長の認識はお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長から答弁させますのでよろしくお願ひを申し上げます。

当町は、九十九里浜に面した豊かな海岸環境、栗山川をはじめとする水辺環境、そして里山や田園風景が広がるなど多様な自然環境を有しております、これらの自然環境は、町民の生活や観光資源として大変貴重な財産となっております。この豊かな自然是将来の横芝光町へ継承していくべき大切な資源であると認識をしております。一方、現状におきましては、海岸浸食や不法投棄などによる環境の悪化、外来生物による生態系への影響、さらに、近年では、温暖化に伴う気候変動の影響など、自然環境を取り巻く課題も顕在化しております。

町といたしましては、町民・事業者・関係団体のみなさんと連携しつつ、環境美化活動の推進や自然環境保全など、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

[町長 佐藤晴彦君降壇]

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

[環境防災課長 平野和美君登壇]

○環境防災課長（平野和美君） 森川貴恵議員ご質問の自然を守る取り組みについての自然環

境の保護のうち公園や緑地の保全状況と今後の整備計画は以外のご質問と、自然を守るための予算はのうち、自然を守るための支出の実績と今後の予算計画はと他団体との連携や補助金はにお答えいたします。

初めに、当町に生息している動植物の実態把握はにお答えします。

当町は、豊かな自然環境に恵まれており、田園地帯や湿地のほか、九十九里浜に面する沿岸部など、多様な生態系が形成されています。

なお、動植物の実態把握については、町独自での調査は行っておりませんが、千葉県が調査を行っている動植物データを活用しております。

次に、当町に生息している希少種はあるのかにお答えいたします。

当町は多様な自然条件が揃っており、県内でも比較的多様な動植物が確認されており、貴重な動植物が生息しております。その中でも町の鳥であるコアジサシは、千葉県のレッドデータブックで最重要保護生物として掲載されている大変希少な海鳥です。また、当町を含む九十九里浜に産卵に訪れるアカウミガメは、千葉県のレッドデータブックに掲載されているほか、種の保存法による国際希少野生動物に指定されています。そのほかにも里山や湿地など、希少な動植物の生息が確認されている区域が存在しております。

次に、動植物の生息環境の保全はどのように行っているのかにお答えいたします。

近年、土地利用の変化や外来種の拡大、気候変動による影響など、生態系のバランスが崩れる恐れが指摘されることから、外来種対策として、地域住民や獣友会等の関係団体との連携を図り、駆除活動や自然保護のための普及啓発活動を行うことで、希少動植物の保護につなげております。

次に、川、海岸の環境調査と環境保全はどのように行っているのかにお答えいたします。

町の中央を流れる栗山川につきましては、九十九里地域水道企業団による水質検査のほか、流域6市町で構成する栗山川汚染防止対策協議会でも水質検査を行っており、異常が発見された場合は関係機関と連携を図り、対策や改善を講じております。また、当町を含む九十九里海岸の水質については、海水浴場のほか、沿岸海域などを含め千葉県が行っており、水質検査結果についてはホームページにて公表されています。

水辺環境の保全の取り組みとしましては、町民や各種団体との協働による清掃活動を継続的に実施し、環境美化に努めるとともに、漂着ごみなどについては国や県と連携を図りながら対応したいと考えております。

次に、環境保全活動への町民の参加を促すための取り組みはにお答えいたします。

町では、豊かな生態系や自然環境を守るため、栗山川周辺環境ボランティアの実施のほか、小中学生や各種団体、学生ボランティアなどの清掃活動へ支援を行っております。しかしながら、近年は、参加者の固定化や担い手不足といった課題も見受けられるところでござります。

町としましては、環境保全活動への町民参加を一層促進するため、情報発信の強化として、町の広報紙やホームページに加え、SNSを活用し、活動の意義や楽しさを分かりやすく発信することで若い世代を含めた幅広い町民の関心を高めてまいります。また、学校や事業者との連携強化として、小中学校における環境学習や地元企業の社会貢献活動と連携し、子どもから大人まで、世代を超えた町民参加を促すことで、活動の裾野を広げてまいりたいと考えております。

今後も町民の皆さまが積極的に環境保全に取り組んでいただけるよう、町民・団体・事業者と力を合わせて持続可能な地域づくりを進めてまいります。

次に、自然を守るため支出の実績と今後の予算計画はにお答えいたします。

令和6年度横芝光町一般会計決算の環境防災課所管事業では、環境衛生事務費として公害調査委託料など186万3,000円、不法投棄防止対策事業として栗山川や海岸等の不法投棄物処理委託料などに342万6,000円、環境美化推進事業として町内一日清掃や栗山川周辺環境ボランティアの実施に係る費用などに369万円、浄化槽設置促進補助事業として、家庭からの排水による水質汚濁防止のための浄化槽設置促進に1,771万6,000円、住宅用設備等脱炭素化促進事業として地球温暖化対策の推進等に133万円、資源リサイクル促進事業として小中学校やスポーツ少年団に自然環境への負荷低減等の意識啓発に対する奨励として21万円、合計で2,823万5,000円の実績となっております。

今後も環境防災課としては、限りある財源の中で自然環境保全のための予算確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、他団体との連携や補助金はにお答えいたします。

自然環境の保護、保全のための事業を効果的に進めていくためには、町単独での取り組みには限界があると考えております。貴重な動植物の生息環境を守るには、行政だけでなく、学識経験者や地域住民、さらには隣接自治体との協力が重要となることから、今後も連携を図りながら効果的な事業を行っていきたいと考えております。多くの団体や個人がボランティアとして自然保护や環境保全に協力をしていただいていることから、自然保护に係る各種事業や団体への補助制度について調査研究してまいりたいと考えております。

横芝光町の豊かな自然環境は、次世代へと継承すべき大切な地域資源と認識しておりますので、引き続き自然環境の保全に努めてまいります。

〔環境防災課長 平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 北田勝也君登壇〕

○社会文化課長（北田勝也君） 森川貴恵議員のご質問の大綱1点目、自然を守る取り組みについてのうち、自然環境の保護の公園や緑地の保全状況と今後の整備計画はにお答えいたします。

初めに、公園や緑地の保全状況ですが、公園につきましては、ふれあい坂田池公園や光スポート公園など6つの公園を社会文化課で管理しております。これらの公園には、ツツジなどの中低木からケヤキやウメ、サクラなど多種の樹木が植樹されており、その種類によって四季折々の表情を見せ、訪れる方々が季節の移り変わりを感じることができます。

それぞれの樹木等については、樹木の生育状況や周辺環境に合わせて適宜、剪定等を行う一方、老木や生育不良の樹木は、安全を考慮し伐採を行っております。また、昨年度につきましては、ふれあい坂田池公園にサクラの苗木を植樹いたしました。

今後も景観に配慮しながら維持管理に努めてまいります。

次に、今後の整備計画でございますが、現時点では、公園に関する整備計画はございません。

〔社会文化課長 北田勝也君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、自然を守る取り組みについてのうち、環境教育・自然保护教育にお答えいたします。

初めに、子どもたちの自然保护に対する意識を高めるため小中学校でどのような教育をしているのかでございますが、学習指導要領では、環境教育に関わる内容として各教科の内容が記載されており、総則として、「環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。」とうたわれております。この総則を基に各学校で様々な教科において特色ある授業が行われております。

一般的な教科書の内容といたしましては、一例を申し上げますと、小学校4年生の社会科の授業では、3R、いわゆるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル

(再資源化)といったキーワードを基に、環境や自然に人がどう大切に関わっていくのかを学んでおります。

町内小中学校の独自の学習例といたしまして、日吉小学校では、生き物定点調査という自然の大切さを知る学習を行い、水路にいる生き物を観察し、生き物の特性などを調査しております。さらに、毎年の経年観察を通じて、水路での生態系の変化も学んでおります。

横芝中学校では、理科の授業において、外来生物やマイクロプラスチック等の話題を取り上げ、生態系について問題提起をしております。

光中学校では、家庭科の授業を中心に、SDGsを取り上げ、SDGsの概要を掴んだ上で、日本ではどのような取組みができるかを考察させております。また、動物などの生物はどう配慮できるのか、SDGsに配慮している企業を外部講師として招き、特別事業も行っています。

このような学習を通じて、自然保護に対する意識、SDGsに配慮した取組みへの知識や思考が身に付いております。

次に、子どもたちの自然保護に対する意識を高めるためどのような体験活動を行っているのかでございますが、各学校では様々な取組みを行っております。

一例を申し上げますと、白浜小学校では、花いっぱい運動という各学年の花壇において栽培活動を行い、自然保護につながる自然愛護の心を育んでおります。上堀小学校では、自然保護の意識を高める観点から、毎年、海岸清掃を継続的に行っており、ウミガメの産卵が行われることや海の幸が豊富であることも学んでおります。

このような身近な地域の体験活動を通して、地域の自然を大切にする心が育まれ、自然愛護につながっております。

いずれにいたしましても環境教育・自然保護教育を通じて、児童生徒の豊かな人間形成に寄与できるよう努めてまいります。

[教育課長 野村浩光君降壇]

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

[産業課長 小川健二君登壇]

○産業課長（小川健二君） 森川貴恵議員ご質問の大綱1点目、自然を守る取り組みについてのうち、自然を守るための予算はの森林環境譲与税の使途における具体的実績はにお答えいたします。

森林環境譲与税は、令和元年度から交付されております。令和6年度からは、森林環境税

として国民1人当たり年額1,000円が徴収され、その税収は国によって割り振られ、県や各市町村へ森林整備等の財源として譲与されております。

令和6年度までの当町の使用実績といたしましては、千葉県と共有して森林簿データを管理する森林クラウドの使用料と森林環境基金への積立金です。令和7年度からは、森林環境基金を活用し、森林が起因となる災害危険箇所の調査や森林が適正に管理されていない箇所の下刈りや間伐を実施することとしています。

今後も千葉県北部林業事務所及び千葉県森林組合北総事業所横芝光支部などと相談しながら森林を守る環境維持のため対応してまいります。

〔産業課長 小川健二君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、今のところの森林環境譲与税のところから再質問したいと思います。ちょっと順不同になりますが、お許しください。

森林環境譲与税の使途は、令和6年度決算資料のこのところで見ますと、基金残高の8番、基金現在高の状況というところで森林環境基金というのがあります。それまでは使われていないようでしたが、何か今までこれだけ、それこそ地球環境を大切にしましょうとか、森林手入れしましょうとか、森林が荒れてしまうと動物が出てきてしまったりとか、ちゃんとした森林を整えないと被害が被るのに、なぜやられてこなかったのでしょうか。教えてください。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで、実際に林業に従事している方が当町、3名と、少なかったこと、そういったことが原因だと思われますが、なかなか実際に事業をやるまでに至っておりませんでした。しかし、近年、イノシシ等の出没も増えておりまして、こういったところの対策としましてもイノシシ等の隠れ家になるということもありまして、今年度は、下刈りを中心に、こういった事業を展開していくということでなっておりますので、今後の活動に期待しているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） この中で見ますと、森林保全連絡会議というものがございまして、そ

ちらで何か森林に関して正しく保全することを進めているようなのですが、そちらの会議のメンバー や開催回数、それから話し合われる内容などについて詳細を教えてください。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 大変申し訳ございません。その件、資料を今、手持ちにないもので、後ほどお答えしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

先ほどの課長のご答弁の中で、イノシシ等が隠れることができない環境を整備するとおっしゃっていましたが、ということは、何か草原のような、サバンナのような状況を想像しておっしゃっているのでしょうか。木を切ってしまって草むらになると、草むらは、それはまた手入れが大変で、草刈り等、出てくると思いますが、勝手に人間が有害獣と決めているだけで、それを排除してしまうことが本当に森林整備に役立つというか、そのような、つながるのかなということがちょっと不安な面があるのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） まずは、森林環境税で森林の環境を整えるということでありまして、下刈り等をしていないと木の生育に影響があるということあります。また、令和元年の台風で倒木した木などもそのままになっておりますので、こういったものを整備していくということで考えております。あくまでも、イノシシ等を排除することが目的ではございませんので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

伐採したりとか、手入れをしたりとか、その後に、やはり植樹して木を植えたりとかして、森林を整備していただきたいと思います。そういうところで、子供たちの環境教育とか、今、自然保護教育のほうからのご答弁で、何か目立った、森林を大切にしようとか、自然保護をやろうとか、そういうのがよく感じ取られませんでした。

小学校では、植物、動物、生きもの調査とかやっているようですが、中学生くらいになると、もう森林の大切さですか、そういうことは分かっていると思うので、中学校のほうでもそういう木を植えるだとか、そういうのをやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 植樹に関して、理科等の授業では、生態系、そちらのほうの授業はしております。今後、そちらの可能性も含めて検討させていただきます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

森林のことで、何も手をつけられないまま基金に積み立てられていたという現状がござりますが、ほかの市町村では森林の持ち主に対して手入れをするために補助金等も出しているところがあるようです。今後、適正な運営をお願いしたいところですが、徐々に努める、今後に期待したいと今課長はおっしゃっていましたが、課長がやっぱり先頭に立って、旗振りを進めていかないと進まないことだと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 森林組合のほうでも、この事業に関しては大変機運が高まっております。今後の活動に町としても関わっていきながら、今後の活動に期待していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） この森林環境税は、人材の育成や人材の確保、それから木材利用とか普及の啓発とか、いろいろな用途が、もう先進的なところは基本的な仕組みを整えて、結構、成功を収めている自治体もあるようですので、先進の自治体をご覧になって進めていっていただけたらなと思います。

とにかく森林を削って、木を倒してしまおうとか、そういうことではなくて、森をきちんととしていこうというのは、私としては大事かなと。イノシシだって、別に森林の中に隠れていれば畑に出ていって農作物に手出しをしないはずですので、正しい森林の状態が望まれるところだと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、（2）のところに戻りまして、当町に生息している希少種のところで、コアジサシ、それからウミガメ、そういう割と大きいものについては脚光を浴びやすいと思いますが、私が町の、やはりホームページを見ていたら、当町には乾草沼という、もうすばらしい湿地帯があったといったらいいのでしょうか、今あるというか、先週、ちょっと見に行きましたら、もう緑色になって、二、三年前はきれいなハスの花があって、写真撮っている方とかいたんですが、そこにはトンボ類が、もう絶滅、それこそ千葉県のレッドリストに掲載されている

ようなカトリヤンマだとかチョウトンボだとか、たくさんいたそうなんですが、最近の状態ってお分かりでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 乾草沼の最近の状況についてのご質問にお答えします。

先ほどお話のあったハスの花につきましては、こちらについては、原因は特定できておりませんが、温暖化であったりだとか、そういう気候の変動等も影響しているのかなとは考えております。

ただ、水質検査自体は年に一度行っておりまして、特段、目立った水質の悪化等は確認されていない状態でございます。

また、希少種のトンボ等の昆虫につきましては、こちらについても町独自で特段、調査を行ったりはしておりませんので正確なものは把握しておりませんが、保存活動をされている団体の方もいらっしゃるようで、そういう方の公表しているようなお話をからすると、数は少なくなっているが、そういう希少種も現存しているという状況ではあると思います。

ただ、気候変動等、環境が現在、大分変わってきてている部分もありますので、その辺につきましては、ちょっと注意をして見ていきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

ホームページを見ましたら、乾草沼自体は町の所有ということで、町のものみたいです。ただし、その周りは、何か違う所有者が、土地等、いるようで、町として、やはり沼を管理する必要性、先ほど何か答弁では千葉県でやっている、どこも、川や海岸も全部千葉県でやっているという感じだったんですが、やはり県でやっていても実際に町にあるものですので、その辺、町で管理する必要性というのはないのでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 乾草沼につきましては、土地の財産としての所有は町となっております。

ただ、水面の部分というか、沼の部分になりますので、その水面の水利権だとか、そういうものはまた、農業用水に使ったりだとか、そういうものをしておりまして、土地改良の団体がそういう権利を持っていましたりとか、あと、周辺の水面以外の部分の周りの土地について、過去に開発業者のほうが分譲したりだとか、そういう土地もございますので、個人

の所有になっておりまして、なかなかその辺の権利関係を整理する部分でも難しいところもありますので、町の独断で保存するだとかというのはなかなか簡単には進められないのかなというところであります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 私がちょっと見に行きましたら、光町という看板があつて、乾草沼は大切な、何だかんだですと書いてありました。2か所ぐらいに立ててあったんですが、もう横芝光町なのに、まだ光町と書いてあったので、多分20年ぐらいたっているのかな。とても目につくような状態の看板ではありませんでした。せめて看板だけでもきれいにやり直して、住民やそこへ訪れる方の意識を高める方法はできないのかなと思ったんですが、もう20年間ほったらかしにしているんだなというのは、すごく残念な感じがしました。せめて看板だけでも新しいものを立てていただきたいなという要望ですが、いかがですか。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 乾草沼の看板につきましては、議員のご指摘のとおり、合併前に、自然環境保護の啓発の関係で環境部署で設置をしたもので、2つ看板を設置させていただいてあります。

そちらの内容としては、希少なトンボであつたり、そういう昆虫が生息する貴重な沼だということで環境を大事にしましようというような内容なんですが、ご指摘のとおり、大分年数がたつて老朽化もしておりますので、こちらにつきましては、掲載している内容も含めて確認をして、適切な対応を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 看板のほう、よろしくお願ひします。

それで、乾草沼をウィキペディアで調べたら、現在の状態が出ていました。沼の周囲が地権者によって木が切り倒され、太陽光パネルが敷き詰められ、壊れたパネルはそのまま捨てられたり、周囲の土地や、かつては詐欺的あるいは原野商法的なニュータウン誘致が行われた名残で廃屋や不法投棄等が点在しておりますと、何かとても悲しい様子が書いてあつたんですね。2018年頃は一時的に自然環境を保全するための活動も行われたが、現在はそれも行われなくなり、荒れるままとなっていると、本当に見たらもう情けないような状態で、太陽光パネルがたくさん敷き詰められていました。

太陽光パネルについてですが、何か自然環境にいいようなことで、がーと広がって、横芝光町にたくさんあると思いますが、実際のところ、廃棄まで考えたら、あれは30年ぐらいもつたら、その後、そのパネルにはとても有毒な物質が入っているので、再処理にはえらいお金がかかったりとか、その後、ヒ素とかも入っているらしいですので、どうなるのかなと心配されるんですが、ちょっと太陽光パネルがはびこることについての意見を聞きたいのですが、いかがでしょう。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 太陽光発電を自治体で率先して垂範している自治体もありますが、横芝光町においては、町が太陽光パネルをつけるというのは、教育上によって学校施設に一部ありますけれども、それ以外の施設というのは一切ございません。

個人的に、私も太陽光パネルでの発電につきましてはいろいろ問題もあるという認識を持っていますし、ただ、民間事業者がそれを申請してやることについては、なかなか規制ができない、また、国もそれを進めている部分もありますので、私は、個人的にはあまり賛成はしておらんのですけれども、国のはうとして補助金を出したり、高いお金で買ったり、電気代を、そういうことがあるということ自体が、私はいかがなものかなとずっと思っているんですね。

今、北海道でもそういうことが大きな問題になっています。そういうことがあって本当にいいのかという思いの中でおりますけれども、今ヨーロッパのほうでは、そういうものが、電気が余り始めちゃっていると。そういうことによって、お金を払って電気を買ってもらうという逆転現象まで起きてしまっているという状況の中で、やはりそれが本当に正しかったかどうかについては、私の個人的な意見としていかがなものかと思う中で、町としてはやつておらんのですが、民間事業者がビジネスとしてやっていることについては、国も後押ししていた部分もあるので、そこについてはいかがなものかなと思う中で、こういう今現状があるということをご理解いただければありがたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 私も太陽光パネルについて、町長がいけいでなさっているのではないということが分かつてすごくうれしい気持ちです。

釧路市とか、タンチョウヅルの生息地までに太陽光パネルを広げるとか、今まであった湿地帯を埋め立てて太陽光パネルをやるとか、福島市では、磐梯山の景観が壊れるのに太陽光

パネルをやっていると、メガソーラーが大変問題になっておって、釧路市や福島市はノーモアメガソーラー宣言をやったそうです。

ただ、町長おっしゃったように、民間がやっていることで、条例でそれを規制するのは厳しいのでしょうか。ちょっとそこら辺を知りたいのですが、いかがでしょう。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） ソーラー発電施設の規制の関係にお答えします。

ソーラー太陽光発電の施設につきましては、町長の答弁にもありました、景観の悪化、山林の伐採、土砂災害のリスクの増加等、地域の方たちの不安が多い案件だと認識しています。一方で、個人の財産活用、土地利用の活用という権利につきましては、ある一定の権利を守る必要がありますので、こちらについて、再生可能エネルギーへの転換推進等、地域社会と事業者の共存できるような調整というのも必要ではないかというふうに考えます。

今後、地球温暖化対策の推進等の中で、担当課としては調査研究をしていきたいなという考えはあります。あと、全国的には条例等でも規制をしている自治体も実際ありますので、その辺も調査研究していきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 太陽光パネル自体がもう全くの悪というのもどうかなと、そっちもやはり思います。火力発電に頼るところでは、それこそ化石エネルギーではCO₂がたくさん出てしましますので、太陽光パネルもそういう面ではいいのかな。

ただ、製造過程、それから廃棄の過程、考えるとどっちなんだろうと、これは車のハイブリッドもそうなんですが、よく思います。トータルで考えてどうなんでしょうというのは、よく感じます。30年後とか、自分たちの孫とか、そういう世代を考えると、本当にこんなに自然を壊してしまっていいのでしょうかというのが私はいつも思っています。

できれば環境保全や景観との調和、それから、そこに住んでいらっしゃる方も何か太陽光パネルができる調子悪いとかという話もちらほら聞きます。そういう観点から、適切な設置、それから土地の選定、何か町で権限があって、許可制みたいのがあったらいいなと思いますが、何かできませんかね。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 町のほうの規制としましては、先ほど答弁させていただきましたが、土地所有者の個人の権利と町全体の景観であったり、そういうものの調整も必要

ですので、現段階では、条例だとか規則で規制するというようなところは現在できませんが、今後、調査研究していきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） よく町長は、横芝光町は渋谷や新宿のようにはなれないとおっしゃる、当然だと思います。ですので、ほかで頑張らないといけないので、こういった自然が、まだほかの市町村に比べて大切にしていって、後世に伝えて、子供たちが横芝の自然、いいな、また大人になって外で働いても帰ってきて、この自然と一緒に何か仕事をしたいなと思えるような環境にしていただきたいなという考え方なんですが、これから的人口減少、それからコンパクトシティ化で多くの町村が消滅可能性都市とか言われて、横芝も何かそこに入っています。

自然と調和しない乱開発はストップして、美しい自然を維持しながら、心地よいところについていけるといいかなと思いますが、町長のお考えをちょっと聞きたいです。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まさしくそのとおりだと思いますしね、それを一環として今、一番最初に、環境森林税の話がありました。結局、山を守るということも大切でありますし、また今、耕作放棄地がそうやって太陽光パネルのものになってしまふとか、そういう、ある意味、悪循環が、悪いスパイラルになってしまっている状況もあるように思います。

そういう部分をしっかりと管理監督しながら、地域の景観を守れるように、これからも行政としてできる限りのことを頑張っていきたいと思いますし、また、議員さんをはじめ、町民の皆さんができるだけ協力をして、自分たちのまちを自分たちできれいにするんだという思いを通じていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございました。町長の今のお言葉、心にしました。

それから、公園についてですが、先ほど今後の整備計画はないという答弁だったと思います。今後の整備計画ない今のところに、ぜひ今後、整備計画ができたら防災公園、それから、緑を剥がすのではなくて、緑を守る公園にしていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、森川議員のご質問にお答えしたいと思います。

今の公園で公園計画は今のところございません、整備計画のほうは。今後なんですかけれども、整備計画のほうができるようでしたら、その中に盛り込んでいきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

今日はいろんな課に飛んで申し訳ございません。ただ、環境教育、それから自然保護教育、これとても大事だと思います。

最後に、中学生は何か体験のような、自然で体験活動をする、小学生は生き物調査とか、花を植えるとか、花いっぱい運動とかありましたか、そのようなことをやっているのかやつていかないのか、やる計画はないのか、そこをお聞きしたいです。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 主に、理科の授業において、特段、目立ったものはございませんが、授業の時間数も限られておりますので、いろいろな、先ほど申し上げました生態系の保全等について、具体的には、まずはできるところから、例えば、校舎付近を散策するとか、身近な生物について実際を知るとか、その辺から取り組めていければと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） ありがとうございます。

中学生くらいになると写真とか、そういうことに興味を持つ子も多くなってくるのではないかと思います。例えば、乾草沼のトンボを撮ろうとか、何かそういう感じで、子供たちに横芝にはこんないい場所があるんだよと、自然いっぱいのところがあるんだよということをアピールしていく形で進めていただきたいと思います。

図書館等にも写真のパネルを貼ったりとか、そういう場所があると思いますので、子供たちから教育を進めていただきたいと思います。答弁は結構です。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（小倉弘業君） 以上で森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

(午前10時55分)

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 04 分）

◇ 宮 薦 博 香 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

宮薦博香議員。

[9番議員 宮薦博香君登壇]

○9番（宮薦博香君） 議長のお許しをいただきましたので、宮薦博香が通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に、今年の夏も猛暑日が前年を更新するなど、異常と言っても過言でない日々が続き、当町においても熱中症により尊い命を落とされた方がいました。心からお悔やみ申し上げます。そして、現在も残暑が厳しい状況にあります。これからは毎年このような陽気になってくるということですので、個々での十分な対策が求められるものであります。

さて、石破首相が突然辞任を表明するなど、国内情勢は混沌としており、経済対策等がどのようになるのか不安を危惧する声が聞かれております。

また、今年の夏を振り返りますと、温暖化の影響により、日本列島ではいろいろな箇所でゲリラ豪雨やゲリラ雷雨、さらには、線状降水帯の発生により大きな被害が発生した地域もあります。当町では、幸いにも今年は台風をはじめとする風水害などの被害は発生しておりませんが、いつ来るか分からないのが災害です。災害が発生した場合には、最小限の被害で済むような対応が求められていますので、日頃からの備えが大切であります。町当局におかれましては、十分なる準備等はできていると思われますが、いざというときの対応をよろしくお願ひいたします。

現在は、当町の基幹産業である水稻の稲刈りもほとんど終わっている状況にありますが、米不足により今年の米価は近年にない高値になっているようで、久しぶりに農家の皆さんのが笑顔が感じられます。一方で、価格の高騰により米の需要が落ち込むことが懸念されると同時に、来年度以降の価格が心配されるところであります。

小中学校においては、長い夏休みが終了し、9月から児童生徒は各学校に登校していますが、休み疲れは解消されているのか。また、横芝小学校においては、新校舎に移転し、児童はどのような気持ちで勉学に取り組んでいるのか。教職員の働き方改革により児童生徒に不利益が生じることがないように、教職員の皆さんには頑張っていただきたいと思います。

それでは、大綱 3 点について一般質問をさせていただきます。

大綱 1 点目としましては、中学校部活動の地域移行について、3 点お伺いいたします。

1 点目として、町の基本的な考え方についてですが、千葉県では、令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年で地域移行していくことが打ち出されていますが、現状は厳しい状況にあると思われます。当町は、令和 6 年度に陸上部を、今年度、バレー・ボーラー部と卓球部を地域移行していくことにより現段階でどのようなメリットとデメリットが生じているのか、教育長にお伺いいたします。

2 点目として、いつまでに移行するかについてですが、現段階では、それぞれの地域や自治体間でかなりの温度差があるように見受けられますが、当町としては、いつまでに地域移行をしていくのか、教育長にお伺いいたします。

3 点目として、軟式野球への対応についてですが、教育委員会の考え方についてお尋ねします。まず、軟式野球の場合、指導者資格を取ることが地域クラブチームへ移行するための必須要件になっていますが、その指導者資格を取得するためには多くの時間を使い、難しい状況にあります。そして、指導者資格を取得するための研修についても千葉県は年に一度も実施していない状況にあります。

以上のようなことから、県内では、地域移行により立ち上げられたクラブチームは数チームしかない状況にあります。千葉県教育委員会、千葉県スポーツ協会、千葉県野球協会、千葉県小中体連、千葉県中学校野球専門部が一堂に集まり方向性を示さなければ、いつまでたってもまとまらない状況にあります。したがって、現段階では、スポーツ少年団の指導者と中学校の顧問、両校の野球部員を中心に活動を行い、中学校の連合チームとして各種大会に参加したほうが選手にとってもメリットがあるようと思われます。

現在、横芝中学校では部員数が減ってきてることから廃部といった声が聞かれますが、廃部をすることにより選手は大会に参加できなくなり、さらには千葉県選抜選手のセレクションにも参加できなくなり、中学校の軟式野球を希望する生徒に大きな不利益が生じることになります。それらの状況を踏まえ、各中学校においては、きめ細かく状況を把握する必要があると思われますが、教育長のお考えをお伺いします。

大綱 2 点目の学校給食について、2 点お伺いします。

1 点目として、学校給食への地元産良質米は確保できるのかについてですが、国は農業者へ昭和 50 年代後半から米の減反政策を行ってきました。しかしながら、ある意味では、食管

制度は崩れてしまい、米価は下がり続け、農業者の稻作は悪循環の中で推移してきました。ところが今年に入り、突然、全国的に米不足に陥り、政府は農業者が増産に前向きに取り組める支援に転換すると表明しました。そして、生産量の不足が価格高騰の要因であることを認めました。これらの状況から、今までのように、学校給食の地元産良質米を適正価格で確保できるのか、教育長にお伺いします。

2点目として、地産地消による食材の確保についてですが、学校給食に対応できる地元食材の割合は、町内産で10.25%、県内産で15.17%ということですが、この割合を上げ、地産地消を推進していくためには、なるべく地元の食材を使用するようにしていかなければならないと思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

大綱3点目の新年度予算編成について、4点お伺いします。

1点目として、新年度当初予算額をどのように縮小していくかについてですが、近年の当初予算額は、横芝小学校の改築工事等があったとはいえ、標準財政規模を踏まえると、大型予算を組み過ぎている状況にあります。また、現在の大型予算が、将来、自主財源の増額につながっていくような事業展開がなされていないようにも見受けられます。以上のようなことを踏まえ、どのように編成していくのか。町長のお考えをお伺いします。

2点目として、人件費や扶助費などの義務的経費をどのように抑制していくかについてですが、総人口が減少しているのにもかかわらず、近年、職員数は大変増えている状況にあるため、人件費は非常に伸びています。また、扶助費についても複雑多様化する社会情勢により増額になる状況にあります。これらの状況を踏まえ、きめ細かな対策を講じていかないと将来、非常に厳しい状況に陥ることは目に見えております。また、これらを改善していくためには、複数の年数を要することになります。それらを踏まえ、町長のお考えをお伺いするものであります。

3点目として、物件費などの経常的経費をどのように抑制していくかについてですが、近年、委託料に係る経費がかなり増大している状況にあります。それらについては、一つ一つきめ細かに見直しをしていく必要があると思われますが、町長の具体的なお考えについてお伺いいたします。

4点目として、町税やふるさと納税等の自主財源をどのように増やしていくかについてですが、町税を増やす方策としては、生産人口をいかに定住させ、個人住民税をはじめとする税収の増額を目指すための施策を展開することだと思います。また、ふるさと納税を増やすには、当町を他の自治体にいかにアピールしていくかということだと思いますが、町長のお

考え方をお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明確なご答弁をお願いいたします。

[9番議員 宮薗博香君降壇]

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、宮薗博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱3点目、新年度予算編成についてにお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、当初予算額をどのように縮小していくのかでございますが、新年度の予算編成に際しましては、例年10月に新年度の編成方針を作成していることから、現時点での考え方についてお答えをさせていただきます。

令和8年度一般会計当初予算見込額は、先の議会議員全員協議会で財政推計をご説明させていただきましたが、126億6,800万円としており、令和7年度当初予算143億4,000万円と比較し16億7,200万円縮小する見込みでございます。これは議員もおっしゃっておられましたが、大規模事業でございます横芝小学校改築事業の終了によるところが大きいのでございますが、新年度当初予算の編成に当たりましては、町の将来を見据え、横芝光IC周辺開発事業や横芝駅北側周辺地区整備事業など、町の重点施策を着実に進めるとともに、更なる自主財源の確保や経常経費の抑制及び事業の選択と集中の徹底に努めるべく、職員が一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

次に、人件費などの義務的経費をどのように抑制していくかの質問でございますが、人件費につきましては、最低賃金の上昇や人事院勧告による給与報酬等の増加など、人件費を引き上げる要因がございます。単年度で抜本的な改善を図れるものではありませんので、定員適正化計画による長期的な職員採用計画と会計年度任用職員の人数を毎年精査し、抑制に努めてまいります。

また、扶助費のうち、町単独のものにつきましては、近隣自治体の実施状況を確認し、引き続き給付水準の見直しを行い、公債費につきましては、地方債を起こす際に交付税措置のある有利な起債に限定した活用としてきており、引き続き町に有利な起債を活用するととも

に、近年、利率が上昇してきていることから、これまで以上に将来負担に配慮した公債費の抑制を続けていく必要があると考えております。

次に、物件費など経常的経費をどのように抑制していくのかについてでございますが、当町の令和6年度の経常収支比率は89.5%と昨年度より0.1ポイント改善いたしましたが、比較的高い水準にあることから、経常的経費の抑制や削減による財源の捻出に積極的に取り組む必要があると考えております。

物件費につきましては、物価高騰が長期化している中、経費を抑制するには事業の見直しを伴う必要があり、行政評価等による指摘事項を予算へ反映させていくほか、実施水準を見直しすることいたします。

維持補修費につきましては、既存施設を適正に維持管理していくためには必要な経費であり、新年度予算においてすぐに削減できるものではありませんが、老朽化している施設については、今後の公共施設の見直しの中で、将来の人口を見据えた施設の廃止統合を図り、維持補修費の抑制を図ってまいりたいと考えております。

補助費等につきましては、町単独の補助金等は、補助金の適正化ガイドラインにより今後も適切に見直しを図ってまいります。

経常的な繰出金である国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険への繰出金につきましては、各種検診事業の取組や介護予防事業により医療費や介護給付費が抑制され、繰出金の軽減が図られればと考えております。

次に、町税やふるさと納税等の自主財源をどのように増やしていくのかについてでございますが、町税につきましては、課税客体の把握と徴収率の更なる向上を目指すとともに、ふるさと納税につきましては、当町におきましても歳入確保の手段として有効なものであり、町の魅力発信や地域産業の活性化にも資するものと考えられることから、地元企業等の協力を得ながら、魅力的な返礼品の開発・開拓と並行して、他自治体の取り組み事例を参考としたふるさと納税拡大に向けた取り組みを行い、引き続き寄附額の増額に努めてまいります。このほか、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングを活用することで歳入確保に努めるとともに、物価高騰を受け、適正な受益者負担の観点から、使用料・手数料についても見直しを検討していく必要があると考えております。

また、限られた財源の中ではありますが、企業誘致や移住定住施策によって新たな税収を確保できるような事業を展開していくことも将来に向けて必要な施策であると考えております。これらの基本的な考え方のもと、歳入歳出の均衡を堅持しながら、持続可能な財政運営

を進める必要があると考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

[町長 佐藤晴彦君降壇]

○議長（小倉弘業君） 教育長。

[教育長 小川重之君登壇]

○教育長（小川重之君） 宮薗博香議員のご質問にお答えします。

なお、私からは、大綱1点目、中学校部活動の地域移行についてのうち、町の基本的な考え方についてといつまでに移行するのかにお答えし、その他のご質問については、担当課長から答弁させますのでよろしくお願ひいたします。

初めに、町の基本的な考え方についてでございますが、中学校における部活動は、近年の少子化の中でも地域の持続可能で多様なスポーツ環境や文化芸術に親しむ環境を一体的に整備することで生徒の様々な体験期間を確保することが必要であり、また、教職員の働き方改革の観点も含め、部活動の地域移行を進める必要があると考えております。

令和4年12月に国が策定した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインを踏まえ、千葉県教育委員会では、地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関するガイドラインを令和5年3月に策定いたしました。

千葉県のガイドラインでは、国の改革推進期間である令和5年度から令和7年度までについて、令和5年度は各市町村で1つの部活動が、令和6年度は各中学校で1つの部活動が、令和7年度は各中学校で複数の部活動が地域移行することを目指すこと、また、令和7年度末までに休日部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画を策定し、令和8年度以降はその推進計画のもと、速やかに完全移行できるよう目標として示されております。

当町では、千葉県のガイドラインに基づき、令和5年2月に横芝光町地域部活動検討委員会を発足し、令和7年8月までに7回の委員会で協議を重ねるとともに、部活動顧問や外部指導者、町教育委員会による打合せを実施する中で、運営に関することや外部指導者の不安、部活動顧問との連携等について協議し、令和6年2月から横芝中学校及び光中学校陸上競技部を、令和7年8月から横芝中学校及び光中学校バレーボール部の休日部活動を地域クラブ活動として開始いたしました。また、令和7年9月からは横芝中学校及び光中学校の卓球部を地域クラブ活動として開始する予定であり、現在は開始に向けた準備を行っているところであります。

今後は、千葉県のガイドラインに基づき、誰でもやりたいスポーツができる地域移行を更

に推進してまいります。

次に、いつまでに移行するのかでございますが、令和7年5月16日付でスポーツ庁から、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめが示されました。その中で、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間とし、休日部活動については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開、地域移行の実現を目指すと示されました。

当町では、令和7年7月に策定いたしました横芝光町休日部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画に基づき、全ての部活動の令和10年度までの移行を目標に準備を進めてまいりたいと考えております。しかしながら、部活動の受け皿となるクラブ団体や指導者の確保が難しい状況であります。また、今年度は千葉県より地域クラブ活動体制整備事業の委託金を受け、検証を行っているところであります。今後は受益者負担も踏まえたクラブ団体の運営や地域クラブ化した場合の中学校の施設開放等について、先進自治体を参考にしながら、引き続き地域部活動検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 小川重之君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 宮薗博香議員ご質問の大綱1点目、中学校部活動の地域移行についてのうち、軟式野球への対応についてと大綱2点目、学校給食についてにお答えいたします。

はじめに、軟式野球への対応についてでございますが、町内各中学校の軟式野球部に所属する部員数等も鑑み、現在、地域展開の可能性について検討しているところでございます。

町内各中学校の軟式野球部の部員数でございますが、横芝中学校1名、光中学校7名となっております。

今後、クラブの運営費につきましては、受益者負担も検討しており、地域クラブ活動に参加する生徒によりクラブ団体の運営が厳しいことも想定されます。そのため、受益者負担額と公的資金の割合等についても、地域部活動検討委員会で検討しなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、受け皿となるクラブ団体が安心して持続可能な運営ができるよう、また、できる限り速やかに中学校の休日部活動の地域移行ができるよう、地域部活動検

討委員会で協議し、検討してまいります。

次に、大綱2点目、学校給食についての学校給食への地元産良質米は確保できるのかでございますが、平成21年3月に文部科学省から、「米飯給食の推進については、週3回以上を目標として推進するものとする。」との通知があり、当町では、水曜日を除く、週4回の米飯給食を実施しております。

学校給食に使用する精米については、購入の規格に、横芝光町産コシヒカリ一等米とうたっており、町内に住所を有する卸売業者及び町内産米を主に取り扱う農業協同組合から見積りを徴し、契約をしております。見積書を徴するにあたり、購入の規格と併せて、米飯給食の提供日数と1日当たりの精米標準使用量から必要見込み量を算出し告知しておりますが、見積業者から町内産コシヒカリ一等米について、数量の確保が難しいといった問い合わせや相談はございませんでした。

また、令和7年4月より納品されている米価につきまして、見積書を徴するにあたり、市場価格の聞き取りやメディアを通じて報道されている平均小売価格を参考にしており、食卓に並ぶお米の平均価格から大きく逸脱した価格ではないと認識しております。しかしながら、苛酷な夏の暑さにより、米だけでなく様々な作物で品質の低下や収量の減少が見られると各メディアで取りざたされておりますので、10月以降に使用する令和7年産の精米の動向に注視してまいります。

次に、地産地消による食材の確保についてでございますが、第4次横芝光町地産地消・食育推進計画の方針に則り、学校給食に使用される食材のうち、野菜等の食材については、町内生産者と直接契約を優先的に行い、町内産、県内産を使用するよう努めております。

具体的には、調達する全ての量を町内産で賄われている食材は、米、もち麦、小松菜、みつば、ミニトマト、梨でございます。また、旬の時期には、ニラ、里芋、さつまいも、長ねぎ、ごぼう、ニンジン、キャベツ、とうもろこしなども町内産を調達できるよう努めています。

令和6年度に町内産の食材を使用した割合は、賄い材料費ベースで算出すると10.25%となっており、また、県内産の食材を加えますと15.17%となります。令和7年度も1学期が終了した時点で、町内産15.13%、県内産も加えますと21.08%となっております。

町内生産者との直接契約により町内産食材の使用割合を積極的に増やしてまいりたいところではございますが、児童生徒が食する学校給食であり、衛生的で安全な食材を安定して供給いただく必要があるため、引き続き調査研究してまいります。

[教育課長 野村浩光君降壇]

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） 町長、教育長並びに各課長におきましては、ご答弁ありがとうございます。

それでは、改めまして通告順に質問させていただきます。

最初に、中学校部活動の地域移行の基本的な考え方についてですが、教育長の答弁である程度は理解しましたが、この件につきましては、教職員の働き方改革から始まったものであります。現状において、生徒や保護者に不利益が生じていないと思われるのか、教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） この制度のスタートは、やはり教職員の働き方改革という部分も一面的にはあろうかと思いますけれども、それよりも大きな部分として、これだけ少子高齢化、少子化が進んでいる中で、子供たちがやりたいスポーツ、文化芸術活動をできない現状も出てきておりますので、何とかして子供たちがやりたいものをやらせるための方策が地域クラブ活動という形で出てきたものだと思っております。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） それでは、令和8年度以降は、休日の部活動は地域連携や地域移行にしていくというようなことありました。そして、今、教育長からお話をありましたように、当町は少子化の影響をもろに受けているところだと思います。したがいまして、一つ一つの部活動を確認していただきまして、早急にそれぞれの部活動に合った対応をしていかないといけない部活動もあると思うが、その辺についてはどうのようにお考えになっているのかお答えいただければありがたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 少人数の部活動のことにつきましては、部活動自体は、生徒の希望や指導できる教員、外部指導者の有無、学校の規模や地域の特色等を勘案して各学校で決めているものであります。

ただ、少子化や生徒のニーズの変化がございまして、人数が集まらず開設できない部活動も実際には出てきているのが現状です。

このような現状の対策としても地域部活動というのは、いろいろなところの、少し離れたところの地区で、子供たちが、それぞれ人数が足りないんだけれども、合わさるともっとい

い活動ができるねという趣旨のものでありますので、それがもっと広域になれば人数がたくさん集まるんですけども、その辺のところは研究をしながら、子供たちにとってやりたいものができるというような制度で進めてまいりたいなと思っているところです。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） ありがとうございました。

それでは次に、いつまでに移行するのかということですが、全ての部活動を令和10年度までに移行を目標に準備を進めているというようなことでありました。現在、部活動を見ていると、中には過去と比較して練習時間等も減ってきており、特に、軟式野球につきましては、部員数も減り、かなり厳しい状況になっております。この状況を改善していくためには、それぞれの部活動の、やっぱり状況を把握し、対策を講じていかなければならぬ状況になっています。

1点目でも申し上げましたが、生徒や保護者に不利益が生じない対応をしていただくことを望むものであります。再度、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） まさに宮薗議員がおっしゃるとおり、子供や保護者に不利益があつてはならないと思います。それこそ、2つ中学校あるわけですけれども、子供たちのニーズというのは当然違うと思います。その辺のリサーチというか、細かい聞き取りをした上で、どういう活動をしていくのがいいだろうかということで、きめ細かく学校と連携をしていかなければならないと、そういうふうに思っております。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） まさに今、教育長がご答弁くださったとおりだと思うんですけども、実際にそれができているのかということで私は疑問視しております。多分、保護者にも子供たちにも不利益が生じている部分というのは、今、出てきているのかなというふうに思っております。

それでは次に、軟式野球への対応ですが、できれば課長じゃなくて教育長からご答弁いただければありがたかったんですけども、課長からご答弁いただきましたように、2年生以下の部員は、横芝中学校で1名、光中学校で7名という状況にあります。このような状況になったのは、しっかりした考え方を持っていない顧問もいるということあります。

そして、3年生の対応、もう夏の総体で終わるかもしれませんけれども、その3月までの

対応や、要するに、練習時間が減ったことにより、中学校の野球に加入しないで、シニアやボーアイズといった硬式野球のクラブチームに加入する生徒が増えたことによるものだと思っています。したがって、今の状況を分かっている顧問は少年野球との連携を求めていますが、そうでない顧問もいるという現実があると、このような悪循環を改善していかなければならないと思いますが、地域部活動検討委員会のメンバーは、どのくらいって、7回協議したというような話があったと思いますけれども、どのようなメンバーで組織がされているのか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 教育長から今、ご答弁いただきました地域部活動検討委員会につきまして、構成メンバーですが、町スポーツ協会会長、町スポーツ推進委員連絡協議会代表、PTA連絡協議会代表、それから、町校長会の代表、また、各中学校の部活動の顧問、教諭ですね。それから、アドバイザーとしまして旧成東高等学校の校長、それに加えまして、担当課であります教育課、社会文化課が加わってございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） くどくなりますが、なぜこのような質問をするかといいますと、町内には3チームの少年野球チームがあり、総数で約50名程度が活動しております。部員の多くは高校野球ぐらいはやってみたいという希望を持っています。しかしながら、今の中学校部活ではと疑問視している状況にあります。それは、練習量が少ないため結果もついてこない、3年生は夏の総合大会が終わると面倒見てもらえないが大きな理由であります。

町執行部の皆さんで野球に興味のある方は分かっていると思いますが、阪神タイガースの伊藤選手、楽天イーグルスの早川選手、いずれもこれは中学校の部活動から始まり、プロ野球で活躍しています。また、町内にはそれぞれの野球部から千葉県選抜選手に選出された生徒もいます。そして、令和2年度に生まれた子供たちは、千葉県大会新人戦の準決勝で横芝中学校と光中学校が対戦を、また伊藤将司選手の代も千葉県の新人戦で横芝中学校が準優勝、光中学校が3位という成績を収めています。そして、最近、町内の少年野球チームも千葉県大会に出場できるようになってきました、今、指導者、頑張っておりますので。そして、白浜スポーツ少年団と横芝光タイガースの連合チームが九十九支部の千葉県予選を勝ち上がり、この7日に行われました小学校5年生以下の千葉県大会で勝利し、13日の決勝戦を迎える状況になってきております。

当町の野球熱は、ある意味で高いと思いますので、教育長におかれましては、この状況をお察しいただきたいと思います。そして、こういうふうにやっていくためには、やっぱり中学校を充実させないと保護者も生徒も不利益が生じているということなんです。具体的に申し上げますと、今、申し上げましたように、中学校はそのような状況になってきております。だけれども、シニア、ボーイズに行く、それは希望して行けばいいんですけども、まず、行けば経費がかなり高くなる、保護者の負担もかなり出てくる、それでいて、子供たちに野球が合っているかどうかというと、ある程度、骨格ができてきて体の大きい人であれば、私は硬式野球が適していると思いますが、まだ体の小さい、これから伸びていく子供たちについては、多分、軟式野球のほうが合っているのかなと思っております。それと今、言いましたように、子供たちがそのように部活動でやっていかないと、要するに、千葉県選抜とか、そういうもののセレクションにも参加できなくなる、そうすると、もうその段階で不利益というものが生じる状況になっています。

ですから、そういうものを踏まえれば、今、横芝中学校と光中学校の連合チームにすることによって、多分、今の状況だと、県大会にも出やすくなっているだろうし、要するに、元のように、また復活し、いい選手が出てくる。それと今、少年野球をやっている子供たちは中学校で、要するに、体の小さい子供たちとか、親の考え方で、経費がかからなければ中学校でやっていきたい、しかしながら、今の状況であると中学校でやったんであれば、まず高校野球に行ってもちょっと難しいかなという状況にあるというのは、多分、教育長もご存じかと思いますけれども、そのような状況を解消していかないと、いつまでたってもこのような状況は改善されないと思います。

ですから、私が申し上げているのは、そんなに、検討をしていきますとかという猶予はありませんよと。やっぱり子供たちは無限大でありますので、その子供たちのよさを引き出すためには、それなりの、やっぱり環境づくりをしていくのが大人の仕事だと思っています。ですから、そういうものを踏まえた中で、しっかりした考え方を持って、再度、検討をしていただきたいと思いますが、その辺についてはどのようなお考えを持っているのかお伺いをしておきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 今年度も大谷選手は大活躍でありますし、当町から出た2人のすばらしい野球人が活躍をしているものであります。横芝光というのは、そういう野球に対する土台というなんでしょうか、しっかりとある地域だと思っておりますので、それぞれの中学校

にお見えいただく野球の指導者、その辺の人事の面とも関わりがあるのかもしれませんけれども、そういった横芝が誇れる野球というのも大切にしながら、これから教育委員会としても取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） 教育長が言わわれていましたように、やっぱり中学校の教職員についても地域との協定というものを踏まえてくれれば、ある程度は解消していけるのかなと思うんですけども、そういうものを再度、そういう委員会等で検討をしていただきたいと思います。

次に、学校給食の関係ですが、学校給食への地元産良質米、一番いい米を使っているというのは今、私も十分把握しているところなんですが、課長の答弁でも10月以降に使用する精米の動向に注視するというような答弁もありましたけれども、これがどのようなことなのか、確保ができないのか、確保はやっぱりしなければならないと思うんですけども、その辺はどういうことなのか、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 現在、10月以降の精米につきましては、各農業協同組合、また民間の精米企業とも見積り等を徴するに当たって、どのような状況か事前に把握しながら、こちら安定したお米の購入といいますか、学校給食が提供できるように努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） いずれにしましても、学校給食に町内産の良質米を使用していただくことを強く望むものでありますので、これについては、教育長におかれましてはよろしくお願いをしたいと思います。

それと次に、地産地消による食材の確保の件でありますけれども、課長の答弁で、ある程度、理解はできました。しかしながら、やっぱり地産地消ということから踏まえて、もっと地元産を使ってもいいのかな。これについてはお金との兼ね合いもあるかもしれませんけれども、やっぱりこれからは、当町においては基幹産業が農業でもありますし、やっぱりいいものというものはかなり作られていると思います。だけれども、しかしながら、それで100%対応できるかといったら、そういう考えは私も持っておりません。しかしながら、や

やっぱり地元産を子供の頃からいろいろPRすると同時に、地元にはこういういいものがあるんだよというのを子供たちのときから分かっておいていただくようなことも必要かと思います。そうすることによって、これはどうなるか分かりませんけれども、いろんな形で地産地消というのが普及すれば町のイメージアップ等にもなってくるし、最終的には、ふるさと納税なんかにも跳ね返りが出てくるのかなというのも期待できますので、そういうような対応をお願いしていただければと思うんですけれども、再度、教育長の答弁をお願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） ご提案ありがとうございます。

子供たちにとって地元の食材を食べているという実感は、食べ物への感謝や地域に対する愛着が育つものと思っております。また、新鮮で安全な食材を味わうことで食への关心や健康意識の向上にもつながると考えており、教育委員会としてもできるだけ多くの食材を活用していきたいと考えております。一方で、収穫時期の制約ですか、供給量の安定、価格の問題等々、様々なハードルもございますので、生産者、JA、学校栄養士等々と連携をして、計画的に取り入れる工夫を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） それでは、今、お答えいただきましたように、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次に、新年度予算関係についてでありますけれども、当初予算をどのように縮小していくのかということでありました。町長から具体的な答弁をいただきまして、約16億7,000万円ぐらい減額できるのかなということでありましたので、大いに期待するものであります。一方、横芝光インターチェンジ周辺開発事業や横芝駅北側周辺整備事業などの重点施策を着実に進めるということですが、今まで投資した事業費が消えてなくなるようがないように、きめ細かに推進していただくことを町長に強くお願いするものでありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 確かに、いろいろな、この開発に向けて調査研究等の費用がかかっているのも重々認識しているところでございます。こうした中におきましても、しっかりとそれを実を結ぶことによって町の将来のために頑張れるように最善の努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） ありがとうございました。

それでは続きまして、人件費などの義務的経費をどのように抑制していくかということですありますけれども、私も日頃から言っていますように、単年度で抜本的な改善を図ることは難しいというのは、町長も十分、答弁で認識しているのかなということが理解できまして、安心しております。したがいまして、この件につきましては、公債費等につきましては、町長から答弁があったとおりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、物件費などの経常経費をどのように抑制していくのかについてであります。町長が壇上で答弁いただいたとおりであります。これはいかに実践していくかだと思います。したがいまして、来年度の当初予算から実践していく考えがあるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 常に宮薗議員よくおっしゃられておられますけれども、きめ細かくしながら、やはり事業の取捨選択をしながら、どうやったら削減ができるのかについてもしっかり真剣に考えながら予算編成に向けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） ありがとうございました。

最後に、町税やふるさと納税等の自主財源をどのように増やしていくかについてですが、これもある程度、序内挙げての町長のやる気の問題だと思います。この件につきましては、多くのふるさと納税を獲得することによりまして、まちづくりの財源に充当することができ、地産地消にもつながり、町のイメージアップの一翼を担うことにもなり、さらには、定住策にもつながることが期待されると思いますので、そのように頑張っていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） たまたま昨年、今年につきまして定額減税というような国の政策もあって、実際、住民税の減額というのはあったものの、それについては担保があったわけでございます。こうした中においても、やはり今、給料のというか、収入をアップするというのが国一つの目的というか、選挙でもよく稼ぎ、収入をよくするというような、それが如実

に数字にも表れておるところでございまして、何もしなくても税収は上がるよという意味ではないのですけれども、そういう状況も実際ございます。

そういう状況の中で、しっかりと取りこぼしのないものをしていきたいと思いますし、また、ふるさと納税につきましても私自身、いろんなところで探してきて、この間もちょっと違う、よそのゴルフ場に行ったら、こんなことがあったんだねといって、私どもの地元のゴルフ場にも再三再四、行っているんですけれども、なかなかいいお返事をいただけないとあるんですが、そうした部分もしっかりとこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮薙博香議員。

○9番（宮薙博香君） いろいろと意見を述べさせていただきましたが、我が町が近隣よりもよくなることと新年度予算案がどのように示されるか大いに期待するものであります。

また、夏の疲れが出てくる頃でありますので、町長はじめ、職員の皆さんには体に留意され、まちづくりのために頑張っていただきたいと存じます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で宮薙博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時04分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時58分）

○議長（小倉弘業君） ここで、午前中の森川貴恵議員の一般質問に対する当局の答弁に答弁漏れがありましたので、産業課長より説明をお願いします。

産業課長。

○産業課長（小川健二君） それでは、午前中の森川貴恵議員からの質問についてお答えいたします。

千葉県森林経営管理協議会、こちらは県内47市町が会員となる協議会でございまして、市町村による森林環境譲与税を活用した取組の促進のための協議会でございます。活動といた

しましては、活動に関する情報提供、6年度実績では、こちら10件、あと周知の関係のホームページの運営、調査照会業務支援ということで行っております。このほか、担当者向けの研修会が年4回ございました。あと、会議の開催回数ですが、幹事会が1回、総会が1回、全体会議ということで1回開催されております。

以上です。

◇ 川 島 富士子 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

[14番議員 川島富士子君登壇]

○14番（川島富士子君） 改めまして、皆様、こんにちは。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今なお、混沌とした社会情勢の中ですが、町の未来のために、そして子供たちの将来のために、特に取り組んでいかねばならないこととして、災害対策の強化、地域経済の活性化、全世代型福祉の充実、若者・子育て・教育環境の充実があります。また、超高齢化社会を迎えた今、誰もが元気に安心して暮らせる、さらなる支え合いの地域づくりが急がれます。改めて我が立党精神である大衆とともに不変の原点に立ち、今後も皆様の声に真摯に耳を傾け、党のネットワーク力を生かし、人権、福祉、平和、環境、教育を政治の中心に懸命に取り組むとともに、町民一人一人が輝き、活躍できる社会の実現を目指し、全力で働いてまいります。町長をはじめ、職員の皆様におかれましては、新しい時代にふさわしい行財政改革と活力あふれるまちづくりに全力でお取り組みいただきますよう切にお願いし、質問に入ります。当局の力強い明快なご答弁をお願い申し上げます。

第1に、優しさあふれるまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1点目として、さらなる子育て支援について、3項目伺います。

1項目めとして、出生届のオンライン提出についてであります。自治体側の手続が煩雑なことから全国では導入がなかなか進まず、法務省では、2026年度までに全自治体での導入に向けて自治体側の手間を軽減する作業を進める考えのようです。現状では、お子様の出生から14日以内に出生届と医療機関作成の出生証明書を提出しなければなりません。出産直後に自治体窓口に行ったり郵送したりするのは大変な手間になります。

そこで、新たな方法として、親が証明書をスマホなどで撮影して、サイト上で画像送信し、

出生届もサイト上で入力、提出できるようになったわけですが、本年5月現在の導入自治体は21市町のみということです。そこで、法務省では、証明書は医療機関から自治体に直接電子データで提出できるようにし、親はマイナポータルでの出生届の提出のみとする方針で進めるようですが、本町のご所見、お取組の考え方をお聞かせ願います。

2項目めとして、職員の孫休暇制度の導入についてであります、孫の育児のため祖父母が仕事を休むことができる制度であります。この制度の背景には、共働き世帯の増加や定年延長で働く祖父母世代の増加がございます。2006年に第一生命が新設したのが始まりで、現在、民間企業では、ほかに江崎グリコや九州電力などが導入されております。また、自治体としては、宮城県や福島県郡山市、さらには神奈川県や愛知県一宮市、三重県桑名市などが導入しております。本町におかれましても様々な制度を導入し、努力されおられることは承知しておりますが、さらなる本制度に向けてのご所見をお尋ねいたします。

3項目めとして、こども誰でも通園制度への取組についてであります、よりよい子育て環境の充実へ、親の就労要件を問わず保育施設を利用できるこども誰でも通園制度が2026年度の全国展開に向けて広がりを見せております。この制度は、保育施設に通っていない生後6か月から3歳未満の未就園児が対象で、この制度の利用により子供が同世代と接する機会を得て、発育を促すだけでなく、親が保育者と関わることで育児負担の軽減や孤独感の解消につながることも期待されています。本町における制度へのご見解及び進捗がございましたら、準備状況等をお聞かせください。

2点目として、共生社会の実現へ手話言語条例の制定について伺います。

1924年パリで始まったデフリンピックは、今回で100周年という節目を迎えるとともに、日本の初開催が11月に東京で行われ、幾重にも意義ある年になりそうです。

さて、手話は、私たちの大切な言語と当事者らが10年以上にわたり訴え続けてきた運動が手話施策推進法という形で、さきの通常国会で結実しました。手話の普及に向けた施策の策定、実施を国や自治体の責務と明記されました。また、施策に必要な財政措置を国に義務づけられました。

今回のこの法の成立は、手話イコール言語という根本的な認識を社会全体に広げていく大きな第一歩となり、町としても手話を言語として認める環境整備に早速取り組んではいかがでしょうか。手話言語条例を制定し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

3点目として、成人・高齢者に対するRSウイルス感染症について伺います。

RSウイルス感染症は、一般的には乳幼児の呼吸器感染症の原因ウイルスとして知られていますが、その一方で、高齢者のほか、基礎疾患のある方、免疫機能が低下している方も重症化するリスクが高いと言われております。このため60歳以上の成人に対するワクチン接種は病気に対する免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることができるほか、妊婦に対するワクチン接種では、RSウイルスに対する抗体を持った状態で赤ちゃんが生まれてくることから、肺炎などによる入院率を減らせるということが言われております。

そこで、成人・高齢者に対するRSウイルス感染症に対するご見解及び町内医療機関での対応、ワクチン状況、県内の状況等がお分かりであればお教え願います。また今後、RSウイルスについて正しい情報の周知、知識の普及を積極的にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

第2に、活力あるまちづくりについて、2点お伺いします。

1点目として、小中学校の各図書館へ、一括契約方式による新聞の配備・充実について伺います。

国の方針でもある公立学校図書館への新聞配備ですが、政府は、公立学校図書館に置く新聞を充実させるため、2022年度からの学校図書館図書整備等5か年計画で、小学校2紙、中学校3紙、高校5紙の配備を目標に掲げております。本町の配備の現状はいかがなのでしょうか。ともあれ、新聞の配備に当たり、学校現場の事務負担軽減のため教育委員会が新聞社と一括して契約できないのでしょうか。当局のご所見をお尋ねいたします。

2点目として、シビックプライド構築への取組について、2項目伺います。

1項目めとして、まちに対する愛着や自らの地域を誇りに感じるシビックプライドの構築についてですが、シビックプライドは、地域コミュニティーの発展や魅力増進に大きく寄与し、住民間の連帯感を醸成するために不可欠であります。シビックプライドには、町民としての権利と義務を自覚し、成果として、町民の誇り、地域への誇りと愛着、継続居住意向を示す、自治会活動の活発化や防災活動などの地域活動へ積極的に参加する意識が高まる、地域への責任感が強まる、個々人の生活満足にプラスの効果が認められる、そしてNPO活動が活発化する、さらには住民の転出抑制、出身者のUターンの増加などがあります。

本町においてもシビックプライドの考え方を各施策の要素に取り入れ、シビックプライド政策を推進していくべきと考えます。本町にとってのシビックプライド、町民の誇り、地域への誇り、愛着について、どのように捉えているのでしょうか。このすばらしい故郷を100

年先の子孫に継承するシビックプライドイコール町に対する愛着や誇りの醸成及び構築が極めて重要と考えますが、当局のご認識、お取組、ご決意をお聞かせください。

2項目目として、横芝光シビックプライド条例の制定についてであります、シビックプライドを先進的に展開している自治体の一つに、さがみはらみんなのシビックプライド条例を制定した相模原市がございます。同市は、この条例を根拠としてシビックプライド政策を着実に進めており、地域資源をうまく活用し、市民を巻き込みながら市民の顔が見える施策として、小中学生に対してシビックプライド特別授業、いわゆる出張授業やさがみはらむすびというファンサイトを実施しております。

シビックプライドは、市民に理解されてこそ意味があり、市民が理解しなければシビックプライド醸成に向けての市民の行動変容は起きないため、条例は市民目線の分かりやすい条例を目指すとともに、全ての条文が平明な文章であり、書き方となっているそうです。本町においても条例を制定し、シビックプライドや郷土愛の確立を目指しながら、多くの活躍する人材が輩出され、活動人口として人口減少に対応する一視点にしてはいかがでしょうか。

当局の前向きな答弁を求め、私の最初の質問といたします。

〔14番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長。

〔住民課長 越川直樹君登壇〕

○住民課長（越川直樹君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、優しさあふれるまちづくりのうち、更なる子育て支援についての出生届のオンライン提出についてお答えいたします。

国は、令和6年6月のデジタル行政財政改革会議において、子育て分野における改革として出生届のオンライン化の推進を決定し、令和6年8月から、希望する市区町村でマイナンバーカードの専用サイト「マイナポータル」を用いたオンライン出生届を開始し、令和8年度を目途に新たな仕組みを構築し、全ての自治体での実施を目指すとしています。

出生届は、子どもが生まれた日から14日以内に、出生地、本籍地または届出人の住所地の自治体に、出生届と医療機関が作成した出生証明書を提出する必要がありますが、出産直後に自治体の窓口に出向いたり、郵送したりするのは手間なため、出生届のオンライン化は子育て世帯の負担軽減につながるなどメリットがあります。しかし、令和7年5月現在、全国で導入している自治体は21団体にとどまっている状況です。

導入が進まない要因として、現状では、マイナポータルと戸籍情報システムが連携されて

いないため、職員がマイナポータルで申請された出生届を紙に印刷し、戸籍システムに別途入力しなければならず、また、受付方法も窓口・郵送・オンラインの3つの経路に増え、事務が煩雑になることがあります。

自治体DXの推進にあっては、住民の利便性の向上はもちろんですが、自治体側の事務の軽減・効率化が図られることも必要です。国は今後、マイナポータルと戸籍情報システムの連携、医療機関と自治体間の出生証明書のやりとりの電子化などの環境整備を進める方針ですので、システム構築が進めば自治体側の負担も軽減すると思われます。

当町としましても、マイナンバーカードを利用した行政手続は行政のデジタル化の取組を進める上で必要不可欠であり、窓口サービスの向上につながると考えており、国の動向を踏まえながら導入してまいります。

[住民課長 越川直樹君降壇]

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

[総務課長 鈴木正広君登壇]

○総務課長（鈴木正広君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、優しさあふれるまちづくりのうち、更なる子育て支援についての職員の孫休暇制度の導入についてお答えいたします。

当町における職員の出産、育児や子の看護等の子育てに伴う特別休暇につきましては、配偶者の出産に係る入院等の日から出産の日後3週間を経過するまでの期間において、2日の範囲内で取得できる配偶者出産休暇や配偶者が出産する場合で、その出産予定日の8週間前から当該出産の日以後1年を経過するまでの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、5日の範囲内で取得できる育児参加休暇、このほか、中学校就学の始期に達するまでの子の看護等のため、5日の範囲内で取得できる子の看護休暇等を規定しております。

孫休暇につきましては、配偶者出産休暇、育児参加休暇及び子の看護休暇等の取得対象者を祖父母まで広げることにより、定年延長に伴い増加するシニア世代の孫の育児と仕事の両立を支援する制度であるとともに、少子化が進む中、祖父母が積極的に孫の世話を担うことで、子育て世代の負担軽減や子どもを産み育てやすい環境の実現につながるものと考えます。このことから、引き続き全ての職員が家庭と仕事を両立しやすい職場環境づくりを推進し、孫休暇制度の導入につきましては、先進自治体の動向等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

[総務課長 鈴木正広君降壇]

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

[健康こども課長 佐久間真一君登壇]

○健康こども課長（佐久間真一君） 川島富士子議員ご質問の大綱1点目、優しさあふれるまちづくりのうち、更なる子育て支援についてのこども誰でも通園制度への取り組みについてと、成人・高齢者に対するRSウイルス感染症についてにお答えいたします。

初めに、こども誰でも通園制度への取り組みについてでございますが、こども誰でも通園制度は、これまで保育園や認定こども園等の保育施設を利用するには保護者が就労しているなどの一定の要件を満たす必要がありました、本制度では、理由にかかわらず、生後6か月から満3歳未満の未就園児が、月に10時間を上限に、保育施設を柔軟に利用できるものでございます。子どもの成長を促すとともに、保護者の孤立感や不安感の解消など、育児に関する負担軽減を目的としております。

当町におきましては、令和8年度の実施に向けて、町内の民間保育事業者に意向確認などの調整を進めており、現時点では、1つの園が実施に向け前向きに検討をいただいております。また、実施に当たり、条例を含む所定の例規整備が必要となることから、新規条例（案）を今年度中に議会へ提案する予定でございます。

次に、成人・高齢者に対するRSウイルス感染症についてでございますが、RSウイルス感染症は、RSウイルスの感染による呼吸器の感染症でございます。日本を含め、世界中に分布しており、年齢を問わず、何度も感染を繰り返しますが、初回の感染時は重症化しやすいと言われております。特に、生後6か月以内に感染した場合や加齢による免疫力の低下や基礎疾患のある高齢者、免疫不全のある人、心臓や肺に疾患がある人は気管支炎や肺炎などを引き起こしやすく、重症化することがあります。潜伏期間は2日から8日とされており、発熱、鼻水、せきなどの症状が数日続き、場合によっては気管支炎や肺炎などの症状が現れます。感染経路は、せきやくしゃみなどによる飛沫感染とウイルスの付着した手や指、物品などを介した接触感染といわれております。感染対策は、日常的に触れる物品の消毒や、流水・石けんによる手洗い、アルコール製剤による消毒、マスクの使用など、基本的な対策の徹底が有効とされております。また、60歳以上を対象としたワクチン接種と生まれてくる子どもの予防を目的に妊婦を対象としたワクチン接種があります。

ご質問の町内医療機関でのワクチン接種の状況や対応でございますが、昨年度から現在までに接種をした方はおりませんでした。また、千葉県内でワクチン接種費の助成制度を導入している自治体はいすみ市で、妊婦を対象に助成しております。

R S ウイルス感染症についてでございますが、重症化予防の観点から、主な症状や感染対策について、町ホームページ等で周知啓発をしてまいります。

[健康こども課長 佐久間真一君降壇]

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

[福祉課長 平山昭彦君登壇]

○福祉課長（平山昭彦君） 川島富士子議員ご質問の大綱 1 点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、共生社会の実現へ、手話言語条例の制定についてにお答えいたします。

手話言語条例の制定につきましては、令和 7 年 8 月現在、全国で 605 自治体、千葉県内では 9 自治体が制定しており、いずれの自治体も手話に対する理解及び普及により誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目的としております。

手話は、手話を使用する方にとって、日常生活や社会生活を営む上で欠かすことのできない大切な言語であり、意思疎通の基本的な手段であります。そのため、障害者基本法において言語として位置付けられ、同法に基づく障害者基本計画の中でも各種施策が講じられてきました。

さらに、令和 7 年 6 月には、手話に関する施策の推進に関する法律、手話施策推進法が公布・施行され、手話施策の基本理念や国、自治体の責務が法的に明確化されました。この法律、手話施策推進法は、手話の習得・使用、手話文化の保存・継承・発展、手話に関する国民の理解と関心を柱としており、国、都道府県、市町村が障害者計画を策定、または変更する際には、その趣旨を踏まえることが義務付けられております。

こうしたことから、これまで各自治体の条例に盛り込まれてきた内容については、この法律の中で明確に示されており、今後は、障害者計画に、その趣旨を的確に反映させていくことが重要であると考えております。

当町では、聴覚障害への理解を深め、手話の普及を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、山武圏域で共同実施している手話奉仕員養成研修事業など、意思疎通支援策の充実に取り組んでおります。また、山武圏域の 3 市 3 町及び障害福祉事業者等で組織される山武圏域自立支援協議会においては、聴覚障害者協会との意見交換を行っており、今後もご意見を伺いながら施策を推進してまいります。

町いたしましては、法律及び国・県の計画の動向を注視しつつ、障害者計画の中で必要な施策を的確に盛り込み、聴覚障害のある方をはじめ、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

〔福祉課長 平山昭彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

〔教育課長 野村浩光君登壇〕

○教育課長（野村浩光君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、活力あるまちづくりのうち、小中学校の各図書館へ、一括契約方式による新聞の配備・充実についてにお答えいたします。

文部科学省では、現在、令和4年度から令和8年度までを対象期間とした公立小中学校図書館への図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置の拡充等を目的とした第6次学校図書館図書整備等5か年計画が策定されております。

学校図書館への新聞配備につきましては、学習指導要領では、新聞教材として活用することが位置づけられており、また、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身に付けることが一層重要となっていることから、発達段階や地域の実情に応じ、新聞の複数紙配備を図ることとしております。

当町の各小中学校の学校図書館には、小学校にはこども新聞、中学校には中高生新聞を1紙配備しております。児童生徒が自由に閲覧できるようになっており、また、国語科や社会科などの授業では、調べ学習や時事問題の資料として活用しております。

現在、学校図書館に配備している新聞は、各学校が学校に配当している予算の中で、教育内容や予算等の実情を踏まえ、町内の新聞代理店と契約をしているところです。複数紙の配備につきましては、学校における新聞の活用状況や今後の指導方針を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。一方、新聞の一括契約につきましては、学校図書館の新聞配備を進める上では有効な方法の一つとして認識しており、複数紙を契約する場合は、学校における事務作業の減少となり、働き方改革の推進にも資すると期待できるところではございますが、今後の新聞の配備状況と併せて調査研究してまいります。

〔教育課長 野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

〔企画空港課長 加瀬淳一君登壇〕

○企画空港課長（加瀬淳一君） 川島富士子議員ご質問の大綱2点目、活力あるまちづくりのうち、（2）シビックプライド構築への取り組みについてにお答えいたします。

初めに、①まちに対する愛着や自らの地域を誇りに感じるシビックプライドの構築についてでございますが、シビックプライドとは、まちに対する住民の誇りや愛着のみならず、より良いまちにするため自ら関わっていこうとする意識を指すものであり、シビックプライド

の形成により、町の活性化や魅力の向上、定住促進、少子化対策など、多くのメリットが期待できると言われております。

シビックプライドを構築する具体的な方法としましては、地域の魅力の発信により住民の地域に対する関心を高めること、住民参加型のイベントやプロジェクトにより地域への愛着を高めること、地域の歴史や文化、自然環境について学ぶ機会により地域理解を深めること、祭りやスポーツイベントなどの交流の機会を通じて住民同士の連帯感を高めることなどの取り組みがあります。いずれも町民の方々や役場などでこれまでにも取り組まれておますが、改めて、シビックプライドという視点で見つめなおし、まちづくりへの関心や関わりを深めることで構築が進むものと考えております。

次に、②横芝光シビックプライド条例の制定についてでございますが、地域に対する愛着や誇りをもってまちづくりを進めるための意識付けとして、近年、いくつかの自治体でシビックプライドに関する条例を制定しております。また、まちづくり基本条例や自治基本条例の中で規定しているケースもあり、条例の制定も一つの方法であると考えておりますので、調査研究してまいります。

一方、先日の議会議員全員協議会で素案をお示しさせていただきました第3次総合計画（案）では、これから本町のまちづくりには、行政や町民をはじめ、本町にかかわるすべての人々、事業者や大学等研究機関を含めただれもが、横芝光町の未来を想い、アイデアを出し合い、共に行動して作り上げていくことが大切であるということから、まちづくりの理念を「だれもが参画する ともにつくるまちづくり」として策定を進めています。総合計画が決定となれば、この理念を共有し、シビックプライドの構築を進めることも一つの方法ではないかと考えております。

〔企画空港課長 加瀬淳一君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、出生届のオンライン提出でございますけれども、令和8年を目途にということでありました。国が目指す来年度からの導入は可能でしょうか。本町においては、さらなる行政DX化を進め、令和8年度を待たずに、準備ができ次第、導入してもよいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

国の状況ですけれども、まだ具体的には各市町村のほうには下りてきていないという状況ですので、どこまで国の方の準備が進んでいるかというのは不明ですので、この場ではいつからというようなお答えは難しい状況です。

ただ、現時点で、出生証明書の関係は、写真で撮っていただいて、それをマイナポータルを通じて送っていただくということでできる状況ではあるんですけども、先ほど壇上でもお答えしましたとおり、町側の処理としましても経路が3つになるということで煩雑になるということ、それから、ただいま自治体のDX推進ということで、全国で国が示す標準化システムの移行というのが行われておりますので、当町もその準備を進め、昨日、その移行をしたばかりであります。これから戸籍情報システムのほうも標準化システムへの移行が済みましたので、今後、国の情報を取りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 最初の答弁を聞いて、私がせっかちに、もう既にマイナポータル、戸籍情報、このシステムの手間を軽減する環境整備の通知が国から連絡がもう入ったものだと思って今の質問をさせていただきました。

いずれにしても当町、DX、一生懸命取り組んでいるところでありますので、これからもデジタル技術を活用した行政サービスの向上に邁進していただきたく、切にお願いを申し上げます。

続いて、職員の孫休暇制度の導入でございますけれども、るる詳しく総務課長のほうからご答弁いただきまして、よく分かりました。

一つ、総務課長の答弁の中に看護休暇が出てまいりました。看護休暇、これは民間で取れても職員で取れるのかなという心配があったのですが、先ほどの答弁で看護休暇ということであって、本年4月に改正育児介護休業法で、非常に緩やかな、大きく、大変使いやすい法に改正されたということを目にいたしました。

参考までに、それは、小学校3年生修了まで引き上げられたということ、また、病気、けがの世話、予防接種や健康診断の付添い、入卒園式や入学式の式典参加、感染症に伴う学級閉鎖もオーケーとなったということ、また、転職した人も入社直後から利用可能になったということ、そして、診断書不要となり、緊急時は電話申請でも後からの申請で取得可能になったというふうに非常に使いやすくなつたということが書いてありましたので、看護休暇ということがあったので、非常に心強く思った次第であります。

孫休暇、定年延長、本当に、年々、またそういった上司がそういう休暇を取ることで若手の職員や男性職員が休暇を取りやすくなるということもあるかと思いますので、ぜひ積極的にお取り組みいただきたいというふうに思います。

そして、こども誰でも通園制度への取組でございますけれども、令和8年の実施に向けて準備をされている、今まだ1団体、1園だけということでありましたけれども、これを機会に積極的にお取組をいただきたいというふうに思います。

それで、8月23日付の千葉日報にこのようなことが書かれておりました。

東京大学の山口教授らの分析ということで、幼児教育を受けると社会ルールが身につき、子供の攻撃性や少年による暴行、強盗、恐喝などの暴力犯罪が減るなどの効果に加え、10代の妊娠率も低下したということあります。また、母親のストレスが減って、子育ての質が向上するとの調査結果を公表されておりました。

令和8年度の本格実施に向けて、子供たちの育ちにとって非常に重要な時期である乳児期は、三つ子の魂百まで、また、3歳までが勝負と言われますが、質の高い乳児期とするための一助になるような制度にしていただきたく、強く要望いたします。そして、制度の円滑な実施へ、施設及び事業者に寄り添い、万全の準備と受入れができるよう、ご尽力をお願いしたいと思います。

次に、手話言語条例の制定でございます。

最初に、手話が必要とされる本町の対象人数、または聴覚障害の身体障害者手帳の所持者人数をお教え願います。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 当町の障害者手帳所持者数でございますが、令和7年4月現在の人数になりますが、聴覚障害のみの区分の等級としますと合計で38人がいらっしゃいます。そのうちに手話が必要な人の人数となりますと、基本的には、等級が3級以上の方、聴覚障害でいいますと2級と3級の方になりますけれども、2級、3級の方につきましては、補聴器の活用だけでは会話が困難で聴覚に頼らないコミュニケーションが必要と言われておりますので、2級、3級に該当する方が18人いるという状況でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 大変ありがとうございます。

千葉県では、条例が平成28年6月に成立、施行されております。その中にも市町村は普及、環境の整備に努めるとあります。県民事業者の役割もございます。

さて、事業者にとって手話は喜怒哀楽を自由にコミュニケーションでき、生きることそのものであり、2006年の国連総会で採択された障害者権利条約で手話は言語の一つだと定義されています。本年6月18日に手話施策推進法が衆院本会議で全会一致で可決されたことは、手話の普及へ大きく前進することとなり、具体的な環境整備に努めなければなりません。

条例の制定は特別なことではなく、人として当たり前のことを当たり前に伝え合える社会を目指す動きであり、町民や事業者に理解と普及を促します。

9月23日は手話の日であります。広報での周知はございませんでしたが、まちナビ2やホームページ等で、ぜひ温かく周知していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 法律の中で手話の日というものが9月23日とされました。これにつきましては、国からの法律施行に伴い、技術的助言が来ておりまして、国が地方公共団体の協力の下、手話の日に対する広報活動、啓発活動についてお知らせしますよというふうな案内は来ているんですが、まだ国から具体的な情報が来ていない状況でありますので、広報には間に合いませんでしたが、どういうふうな形で案内が来るか分かりませんが、来た段階でできることをやりたいと考えております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ゼひよろしくお願ひしたいと思います。

新任の教育長、もうとうにご存じだと思います。結構、町内の手話ボランティアの方が小学校に出向いて手話教室のお手伝いをされていましたというのを私も目の当たりにしたことがありますけれども、教育長も教育現場で目の当たりにされたことがあるんじゃないかなと思いますが、今後のご決意がありましたらお聞かせください。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 法律の趣旨を鑑みて、手話のできる教職員等が現在、当町の学校にどの程度在籍しているのかも含めつつ調査研究をしながら、子供たちにとって、そして手話が必要な人たちにとってのいきやすい学校環境づくりというのをつくり上げてまいりたいと、そういうふうに思います。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） どうぞよろしくお願ひいたします。期待をしております。

次に、成人・高齢者に対するRSウイルス感染症でございますけれども、まだ私も勉強かじりたてでありますが、RSウイルス、主には子供の感染症で、治療薬がないため、ファイ

ザーのワクチンで赤ちゃんに向けたワクチンを妊婦にする有効な手段には着目すべきと考えます。いすみ市の早い取組に大変感銘を受けております。

2歳までに100%かかると言われており、何度もかかる赤ちゃんは特に重症化するそうです。また、大人はひどくなりませんが、免疫がない高齢者や基礎疾患のある方、免疫機能が低下している方は、肺炎を起こすウイルスの一つに重症化すると言われます。大人も何度もかかり、先ほど課長から細かい説明がありまして重なりますが、30日ぐらいの入院で約58万円くらいかかるそうです。退院した後、介護になると1人当たり200万円くらいかかるそうです。

そこで、R Sウイルスで高齢者に感染するということがあまり知られておりませんので、ぜひ当局には周知に力を入れていただきたくお願い申し上げます。

健康こども課、プラムにポスターの掲示を拝見しました。ですが、たくさんの掲示があつて、その中の小さなポスター、ちょっと目立たないかなというのもありますけれども、ただ、貼ってくださっていたことに非常に感謝の気持ちがいっぱいになりました。ぜひこれを広めていただきたいというふうに思いますし、改めて広報やホームページ、S N S等でワクチンの有効性、積極的な周知啓発をお願いしたいと思います。

そこで、伺いますけれども、東陽病院事務長、すみません、事前に言っていないので、答えられたらで結構でございますけれども、東陽病院では、必要と認められる方にこれまで医師からワクチン接種を勧めた実績というはあるんでしょうか。お聞かせ願います。

○議長（小倉弘業君） 東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（吉田潔君） 川島富士子議員ご質問の点でありますが、当病院では、R Sウイルスの感染者ということで、患者、入院患者ともに受診された方もいませんし、そのような治療をしたケースは今のところないと聞いております。

それでですが、先ほど健康こども課長も答弁の中に言いましたが、今、当院でもその辺は近隣の病院の動向等も考えて、動向を注視しております、厚生労働省が定期接種に向けて今、審議をしているところであるそうですので、そちらの方針等を踏まえて、当院でも健康こども課と協議しながらワクチン接種については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 心強いご答弁ありがとうございます。ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

ちなみに、9月24日から9月30日は呼吸器感染症予防週間ということであります。ぜひ、こういった機会も活用して周知に努めていただきたいと思います。

また、昨年1月に予防ワクチンが発売されましたが、任意接種であり、1回2万5,000円から3万円台を全額自己負担であるため、公費助成して推進することを切望いたします。

ワクチンにより、子育て支援として母子を守ることになります。また、高齢者支援として、予防が進み、医療費や介護費等を抑えることができます。改めて町長のご見解をお聞かせください。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、川島議員から費用の問題もありましたし、ワクチンということになりますと、いろいろまだ世間での賛否もございまして、どこまでそれが積極的にできるかについては、もうちょっと研究をさせていただきたいというのが本音でございます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） ご答弁、町長、ありがとうございます。でも、いすみ市の、本当に妊婦に対するこのワクチンというのはかなり有効だというふうに思いますから、そこどころからでもぜひご研究をしていただきたいと思います。

前にも言いました。いすみ市は、千葉県1位を目指しているけれども、横芝光町長は全国1位を目指しているという、そういったこともありましたので、ぜひ積極的にお願いしたいというふうに思います。

次に、小中学校の各図書館へ、一括契約方式による新聞の配備・充実であります。

国の配備目標は、学校図書館図書整備等5か年計画ということで、小学校2紙、中学校3紙、ちなみに高校5紙ということであります。

令和2年度に文科省は調査をされているんですね。そして、令和3年7月29日に結果報告が出されております。これはネットを見れば分かることでありますけれども、小学校は全国で56.9%、中学校は全国で56.8%がありました。この時点に当町もアンケート来たと思うますが、小学校、中学校、分かれば教えてください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 令和2年度調査におきましては、学校図書館、普通教室への新聞の配備状況についてという質問項目がございました。当時におきまして、全小学校においては配備していないというふうに回答しております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 以上のこと踏まえても、ぜひ強く、大きく検討していただきたいというふうに思いますし、国の文科省のホームページですと、次回の調査実施は令和7年度ということありますから、今年度だと思います。まだ町のほうには来ていないというふうに認識しておりますけれども、ぜひ、今日の質問を受けて、またしっかりと調査、また取組をお願いしたいというふうに思います。

ちなみに、参考までに、横須賀市教育委員会と一括契約している新聞社は、販売店に全校分の配達を依頼し、受け取った購読料を販売店に支払っているそうです。本町でも新聞社との一括契約方式に切り替えて販売店と契約する各学校の事務負担を減らし、さらなる配備の促進を切望いたしますので、よろしくお願ひいたします。

次に、シビックプライド構築への取組についてあります。

シビックプライドと申し上げて、ちょっと伺いたいなと思ったことが、本町におけるシティプロモーション、企画空港課長でしたらもうよくお分かりだと思います。シティプロモーションとしての情報発信状況はいかがなのでしょうか。定住人口、交流人口の確かな増加につながっているものと期待を寄せておりますが、いかがでしょうか。

公式イメージキャラクターの活用、動画制作等でのPR活動、複数の公式SNSでの発信等がございますが、効果があり、着実に推進しておられる本町のシティプロモーションへの実情を簡単にお聞かせください。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 川島議員のほうからご質問ありました当町のシティプロモーションの状況ということでございます。

今、川島議員のほうからもありましたように、様々な媒体を使って皆さんに知ってもらうということは努めております。また、当町のイメージキャラクターであるよこぴーのほうも町民をはじめとして、周辺の自治体などでもかなり愛着を持たれている状況というふうに認識しております。その中で、今、広報専門官のほう、当町のほう活動していただいておりまして、さらなるソーシャル・ネットワーキング・サービスを使った事業展開のほうを検討しているところでございます。

昨年度、当町のプロモーション総合戦略策定の中で、「夢を育む町」というコピーのほうを作成いたしました。こちらのほうの前にハッシュタグをつけることで連携を広げていくという手法のほうを取っております。まだ、専門官のほうから、ある程度フォロワー数がそろ

わないと、さらにその先、伸びるということがなかなかならないので、大きな広報とかはしていませんが、そういった取組もしているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 大変ありがとうございます。心強く思います。

答弁は結構ですが、教育長、シビックプライド教育という言葉もあります。町の未来を切り開く子供たちに対しシビックプライドの醸成を行うことへの教育だそうですので、ぜひご研究、またお取組をお願いしたいというふうに思います。

私は、昨今、改めて強く感じていることがございます。それは、この町にはすばらしい点が数多くあることに改めて気づかせていただきました。そして、そこから町への誇りや愛着から出る行動の点がいっぱいつながり、線になり、線が面をつくり、新しい活動、経済活動が生まれていく効果があると確信いたしました。時には、地域力の衰退を感じることもありましたが、町の発展に力を尽くす住民が、旅行や訪問者等に、町の文化やなりわいなどに触れてもらうことで地域住民自身も改めて自らの地域を誇りに感じ、故郷のすばらしさや特別さを再認識を図り、幸福感を実感することが稼ぐ観光の全ての基礎となるのではないでしょうか。職員の皆様におかれましては、さらなる町へのファンづくりとシビックプライド醸成の強い推進力となっていただきますよう、心からお願い申し上げます。

最後に、横芝光シビックプライド条例の制定であります。

人口が減っても持続可能な地域であり続ける手段がシビックプライドであり、自分自身が関わって地域をよくしていこうとする自負心が何より重要です。

改めてシビックプライドの効果を先ほど申し上げましたが、改めて申し上げますと、防災活動に積極的に参加する、継続居住意向を示す、地域活動への参加意識が強まる、町内会活動やまちづくり活動などの地域活動に熱心になる、地域への責任感が生まれる、個々人の生活満足にプラスの効果が認められる、NPO活動が活発化する、出身者のUターン傾向が強まる、以上のことが言われております。

そこで、ぜひ合併20周年の記念事業に条例制定をし、新たな未来に向けてのスタートにしてはいかがでしょうか。町長の英断を求めます。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 本当にすばらしい、それが条例をつくってどういう効果が出るかについては、ちょっと研究をさせていただきたいと思っています。

今までこの質問が出るまでに、このシビックプライドという言葉自体も私、存じませんでした、正直言って。そういう状況の中で、本当にそれができるような状態づくりというのは常にやっているわけですね、我々も、行政として。だから、それが、ただ条例をつくったからそれがそのままいくんじゃなくて、やっぱり町民一人一人に気概を持っていただくことが何よりも一番重要だと思っております。ただ冠をつければいいというものじゃなくて、やっぱり中身の問題もありますので、ぜひその辺の部分をこれからもひとつご指導いただいた中で、何ができるかをちょっと頑張っていきたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（小倉弘業君）　川島富士子議員。

○14番（川島富士子君）　町長、すばらしい冠も大事だというふうに私は思います。行政と町民と町内全ての事業者と心を一つにするきっかけになる20周年、これから100年先を見据えて、そのスタートになる条例、何かなかったら町民に伝わらない部分もあると思いますので、そのきっかけとなるんではないかというふうに、私は大きなこれは意味があるんではないかというふうに、それだけ20周年に重きを置いて、心の向きを置いていただきたい。20年先、町長も私も生きているかどうか分かりません。ですが、これからの先の子供たちの未来のために、今、私たちがやらなくちゃいけないことって非常に大事だというふうに思っておりますので、真剣に訴えています。どうか強く受け止めていただきたいというふうに思っています。

最後に、前回も申し上げましたが、次から次へと押し寄せる政治課題の荒波を英知と団結でいかに乗り切るか、町民のもとへどれだけ早く希望と安心を届けられるか、私自身も肝に銘じながら、町長の政治手腕と職員の皆様の意欲を大いにご期待申し上げますとともに、心から切にお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君）　以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

（午後　1時59分）

○議長（小倉弘業君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　2時09分）

◇ 森 大 地 君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

森大地議員。

[1番議員 森 大地君登壇]

○1番（森 大地君） 改めまして、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、議席番号1番、森大地が通告に従い一般質問いたします。

横芝光町に未来づくり課が新設され、町民の期待が高まる中、その期待に応えるため、緊張感を持ち、従事されている職員の方々には非常に頭の下がる思いであります。多くの町民の方と交流を持つ中で、その方々の一番の興味関心はこの横芝光町の未来です。

それに付随した質問として、大綱1点目でございます。

現在の旧子どもの国跡地の開発の現状と、また進捗状況について伺います。

大綱2点目、近年、ICT化により学校教育が多様化されております。私自身、ICT化は歓迎をしておりますが、実際に子供たちが鉛筆を握り、文字を書く習慣などがなければいけないと思っております。ですが、町民の意見として、タブレット端末が支給されているのであれば、もう少し教材費等の削減ができるのではないかとの問合せが多数ございました。

この点の落としどころを見つけるべく、大綱2点目、（1）現在のICT化の現状は（宿題、テスト等）、（2）教員へのICT教育についての有無について質問いたします。

以上、大綱2点、私の壇上からの質問といたします。よろしくお願いします。

[1番議員 森 大地君降壇]

○議長（小倉弘業君） 森大地議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

未来づくり課長。

[未来づくり課長 鵜澤順一君登壇]

○未来づくり課長（鵜澤順一君） 森大地議員ご質問の大綱1点目、旧子どもの国跡地の開発についてにお答えいたします。

旧子どもの国跡地の開発の現在の進捗状況はでございますが、昨年3月に株式会社ユニマットプレシャスと町との間で、横芝光町屋形地区公有地周辺活用検討パートナーに関する覚書を締結いたしまして、現在もパートナー企業において、横芝海の子どもの国跡地を含めた周辺の土地活用について検討が進められております。

その間、企業のトップと町長との意見交換や、企業と町の担当部門による月に1回程度の

打合せを通じて、共に様々な課題の抽出や対応策などを検討しております。例えば、横芝海の子どもの国跡地については、所有者である千葉県と土地を活用するための打合せを進めております。

また、町では、企業と相談の上で、横芝海の子どもの国跡地に隣接する旧国民保養センターのあった町有地（5筆、4,414平方メートル）と、隣接する民有地との境界を確定するための測量作業を、今年度予算により進めております。

早期に誘致が実現するよう、町といたしましても協力してまいります。

[未来づくり課長 鵜澤順一君降壇]

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

[教育課長 野村浩光君登壇]

○教育課長（野村浩光君） 森大地議員ご質問の大綱2点目、学校教育のICT化についてにお答えいたします。

初めに、ICT化の現状はでございますが、町では、国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年3月に児童生徒1人1台のタブレット端末の導入や高速大容量の通信環境の整備の下で新しい学びが開始され、町内小中学校では、積極的に電子黒板やタブレット端末等のICT機器を活用した授業が行われているところでございます。

電子黒板は、今年9月に新校舎の供用を開始した横芝小学校につきましては、全ての普通教室に埋込式の電子黒板を整備しており、他の学校においては、普通教室や特別教室などで活用できる移動式の電子黒板を採用しております。移動式の電子黒板は、小学校には、学校の規模によりますが、1校当たり3台から9台、中学校には15台を配備しております。

また、タブレット端末は、学校内での活用に加え、学習を継続できる環境整備を推進し、家庭学習においても活用されております。具体的には、授業では、デジタル教科書の使用、フラッシュカードのように画面を切り替えながらの使用、児童生徒の調べ学習や話し合い活動でのタブレットの使用が挙げられます。宿題やテストに関しましては、課題の提出をタブレットで行い、eライブラリアドバンスというソフトを用い、単元の復習やミニテストを行っている学校がございます。

次に、教員へのICT教育の有無はでございますが、情報通信技術の理解力・活用力であるICTリテラシーにつきましては、教職員研修の中で取り扱っており、個人情報の取扱いにおける注意事項を確認し、厳正な管理を徹底すること、またSNS等の利用につきましては、注意喚起を図り、児童生徒指導の課題と対応について研修しているところでございます。

さらには、学習活動に関わるリテラシーとして、より精度の高い情報を習得する方法や情報の真偽について多くの情報を様々な見方で検証するよう、児童生徒に指導・助言をしております。

一方、学校における教職員のＩＣＴを活用した教育活動や校務を支援するため、町では、令和4年7月からＩＣＴ支援員配置事業を実施しており、現在、3人の支援員が各担当校を月3回程度訪問しているところでございます。ＩＣＴ支援員は、授業での効果的活用法やソフトの使い方等、教職員のニーズに合わせた支援・指導を行っていることから、各小中学校での使用頻度、教職員及び児童生徒のＩＣＴスキルは全体的に向上しており、導入した時期と比較しますと、学校間や教員間の差異も縮まっているものと認識しております。

今後も支援員を活用し、更なる充実を推進してまいりたいと考えております。

なお、職員研修は、各校、回数の違いはあるものの、定期的に計画し実施しております。

町教育委員会といたしましても、千葉県総合教育センターなどが実施するＩＣＴの希望研修を各学校に推奨しており、知識及び技術の向上のため、自ら参加した教職員もございます。

いずれにいたしましても、町教育委員会としては、教職員へのＩＣＴ教育は必要であると考えておりますことから、引き続き教職員を対象とした研修につきましては、推奨し、計画的に実施してまいります。

〔教育課長　野村浩光君降壇〕

○議長（小倉弘業君）　森大地議員。

○1番（森　大地君）　順を追って再質問させていただきます。

恐らく先ほどの課長答弁の内容ですと、今、打合せ段階だというような解釈でございます。恐らく企業が進出するに当たってのいろんな障壁等あるとは思うんですが、町が抱えている企業が進出するための課題等があれば教えてください。

○議長（小倉弘業君）　未来づくり課長。

○未来づくり課長（鵜澤順一君）　森議員のご質問にお答えいたします。

町が考えている課題といたしましては、まず、横芝海の子どもの国内に残されている残置物の取扱いについて、それから、栗山川漁港や県有保安林の民間活用について、また、隣接する日本大学横芝セミナーハウスの土地や建物の取得について、最後に、民有地のスムーズな確保などが課題として挙げられ、協議を行っている内容だというふうに考えております。

○議長（小倉弘業君）　森大地議員。

○1番（森　大地君）　約1年、去年の3月ぐらいから始まったパートナーとのやり取りだと

思うんですが、1年たちまして、やっぱり町民からしたら何をやっているんだろう、どういうことが進んでいるんだろうという疑問の声がたくさんございまして、恐らく町長も早い段階で形になるのではないかという発言があったと思うのですが、これについてのお考えをお願いします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） すぐできるよという話は、口には出していないというふうに思っていますけれども、比較的、民間のやっていることというのは、もう本当に早いステップで進んでいくという認識は持つておる中で、議員ご承知かと思いますけれども、ユニマットプレシヤスのやっている観光開発が、例えば宮古島ですとか、八街未来都市、または大洗等々、どこを見ても本当にもう中途半端なものはなく、極めてしっかりした大きな開発になっているということの中で、やはり準備段階というのは極めて重要なものであろうかと思いますし、今、未来づくり課長から、こういうものがまだ残っているんだよという、積み上げていかなければならぬ部分だというお答えをさせていただきましたとおりです。

しかしながら、私、このユニマットグループの高橋会長とは何度もお会いをさせていただいている中で、ぜひ会長自身もやりたいと言っていますし、こういう言い方がどうか分かりませんけれども、あの会社は会長の一言で動くというような、當時感じておりますのでね。そうした部分においては、私も大いに期待をしているし、ぜひやっていただきたいという部分を常々言っていますし、会長自らぜひ協力していく、私どもには協力してくれというようなお話をさせていただいているので、私ども、やれることは何でもやりますからという話の中で進めているところなので、私も大いに期待をしているところでございまして、一歩一歩、一枚一枚紙を重ねている状況でありますけれども、早期な実現がかないますよう、私たちも本当に大きく期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） よく分かりました。

やっぱり相手方が民間なので、行政として早くしてくれというのもちょっとセンシティブな問題で、いろいろ難しい関係ながら協力していらっしゃるということはもう非常にありがたいという話で。

今回、質問いたしましたのは、ユニマット社が始めるよと言ってから1年以上が経過していて、町民の方、非常に興味を持たれております。旧こどもの国跡地の開発はどうなってい

るのという質問は多分ほかの議員さん方、よく耳にするような質問内容だったのですが、1年以上たってもちょっと報告みたいなのがなかったので私としても答えられなかつたということから質問させていただいた経緯となります。

課題、幾つか伺つたので、ちょっと今こういう課題があつて、町長も高橋会長とお会いしているということで、ちょっと今準備段階ですけれども、もう転がり始めれば早いという認識で町民に質問いたします。大丈夫です。

大綱2点目、ICT化の現状についてなのですが、GIGAスクール構想でいろんな設備を入れられているという話を先ほど壇上されたと思います。

ちょっと町民の方から、ICT化について、タブレット端末の活用が不十分ではないかという意見が複数ございます。それに関してのお考えをお聞かせください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） ご質問にお答えいたします。

タブレット端末の活用につきましては、学校での宿題や課題をタブレットで提出させたり、先ほど壇上で申し上げましたとおり、eライブラリというソフトを用いまして、単元の復習やミニテストを行ったりしている学校がございます。また、フォームズの機能を使ったクイズ形式の宿題を出している中学校もございます。原則、毎日持ち帰らせて自主学習をさせている学校が多く、作文や観察などの課題を定期的に出している学校もございました。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 保護者の方からそういう質問があつたんですけども、この前、青少年相談員という活動で、子供たちと触れ合う機会があつて、宿題とか課題とかを一部タブレットでやってますかと聞いたら、やっているということなので、恐らく努力はされていると解釈しております。

その町民の方の意見の趣旨としては、ICT化でタブレットを導入したときに、やっぱり教材費というものが、ICT化を入れたから教材費を下げるという要望です。

ちょっとPTAの話いくんですけども、教材費とPTAのお金は別なんですかけども、保護者として一緒のものとしてちょっと考えてもらって、PTAの会費が、例えばPTAの保護者の方のバレーの会費に使われていたりだとか、そういうことに不満を持つ町民がいらっしゃいました。教材費をしっかりと削った上でそういうところにお金が使われるんであれば納得いたしますという町民からの意見がございました。

それについての考え方をお聞かせください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） ご質問にお答えいたします。

まず、PTAのバレー大会につきましては、現在、郡大会 자체が廃止されておりますことから、不公平感は軽減されているものと考えております。また、PTA会費の使い道につきましては、PTA内で決定、執行すべきものであると考えておりますが、教育委員会としても十分に精査するよう、改めて学校に伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） ということであれば、多分、郡大会がなくなるということで、そもそもそういうイベントがなくなるという解釈であれば、その町民の方の不公平感がなくなるということを理解いたしました。

ここまで町民の方の意見として、ここから私の意見としましては、やっぱりPTA会費で活動されている方に分配が、多少の差異があっても私は仕方のないものかなと、むしろそれでもいいかなと私は思っております。

教育課長、そういう不満が出る町民の方がいらっしゃるということは、例えば、町ではこういう教材の削減をしている、ICT化で。それだから、そういうPTA会費の分配に差異があることをお許しくださいみたいな感じに話の落としどころを持っていくのが僕はいいかと思います。

ここから私の意見なんですが、ICT化において私が期待することというのは、教員の負担を減らしてほしいという意見でございます。先ほど宿題とか課題等とかが一部タブレットに移っているという発言がありましたので、なぜ私が宿題、テスト等という発言をしたかというと、学校の教員の方というのは、多分、テストの採点とか宿題のチェックとか、お昼休みとかにやっているんじゃないかなと私は思っております。それについてどうでしょうか。教えてください。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 教職員の業務負担の観点からでございます。

まずは、ICT化に慣れていただきまして、機器を使いこなせることが教職員の業務負担の軽減につながると考えております。したがいまして、壇上でも答弁させていただきましたとおり、ICT支援員配置事業を通じまして、教職員のニーズに合わせた支援を行っており

ます。

ＩＣＴ化が負担軽減の一助となっているものと認識しておりますが、今後も教職員の負担軽減につながるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） ぜひよろしくお願ひします。

やっぱり私の母親も保育士で教育者で、家に帰って何かレポート書いたりだとか、学校に当たったら、学校の先生とかがお昼休みに宿題のチェックとかしていて、それに関して僕はずっと疑問に思っていました。なので、教員の負担を軽減できるように、うまくＩＣＴ化をちょっと狙っていってもらえるとよいと思います。

次、ＩＣＴ教育の有無についてなのですが、先ほどちょっとＩＣＴ相談員が月3回来られて、いろいろ講習をしていらっしゃるということなので、安心しました。しっかりとそういうＩＣＴに取り残されないように、教える側が、やっぱり教員がしっかりとそういう知識がないと教えることもできないと思うので、今後、ぜひよろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 教職員のテスト、宿題の採点、確認業務につきまして、児童生徒の指導を含めた関わり、あるいは円滑な授業展開のための準備と振り返りなどに関しまして、今申し上げましたテストや宿題の採点、理解度の確認業務など、こちらバランスは必要になってくるのだろうと考えております。また、授業の質を上げるためにも、どうしても時間外業務になることもあります。一方で、教職員の負担軽減につなげるべく、このＩＣＴを活用しながら工夫して、極力、業務内に収まるよう努めてもらうように、教育委員会からも校長等を通じて学校へも周知伝達してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） ぜひよろしくお願ひします。

以上で、ちょっと早いですが、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君） 以上で森大地議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時45分とします。

（午後 2時34分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時44分）

◇ 山崎義貞君

○議長（小倉弘業君） 一般質問を続けます。

山崎義貞議員。

[10番議員 山崎義貞君登壇]

○10番（山崎義貞君） 日本共産党の山崎義貞です。一般質問を行います。

石破茂首相は、7日、首相官邸で記者会見し、辞意を表明しました。参院選の大敗を受け、自民党の各都道府県連からの石破降ろしとなる総裁選前倒しを求める声が急速に広がり、衆参ともに少数与党となった責任を取らされた形です。

7月の参院選挙で躍進した政党の中に、外国人や外国にルーツを持つ人々に対して敵対的な態度を取り、その人々を排除しようとする排外主義を掲げる政党が多くの議席を獲得しました。

排外主義は外国人や外国ルーツの人々をおとしめ、その尊厳を侵し、外国人に対する偏見と差別を助長するものであることはもちろん、異なる国籍や民族間の対立をあおり、共生社会を破壊するものです。こうした排外主義のもたらす社会の分断は、戦争への地ならしとなり得る極めて危険なものであり、断じて許してはなりません。国籍に関わりなく、誰もが個人として尊厳を尊重され、差別されることなく、平和に暮らせる共生社会を実現するために、全ての人々が連帯して日本社会を取り巻く問題解決に取り組むことができるよう力を尽くす決意を表明し、一般質問に入ります。

大綱3点について、一般質問を行います。

初めに、教育問題について質問をいたします。

戦後80年の今年の8月は、例年よりも多くのメディアで平和問題が取り上げられていたように思われます。

ロシアによるウクライナ侵略戦争が3年半続き、ロシアのウクライナ攻撃はエスカレートしています。また、イスラエルのガザ地区への侵攻は2年近くになります。ガザでの死者、不明者は7万3,000人を超えたと言われ、イスラエル国内でも終結を求める集会が行われるようになりました。

国際法も国連憲章も踏みにじるやり方は、人道上、許されません。

戦後の平和憲法の下、二度と悲惨な戦争を繰り返さないという平和憲法、主権在民、基本的人権の尊重とともに、日本国憲法の三大原理が位置づけられました。

今も世界各地で軍事的な紛争が絶えません。他者に威嚇されている人々は、人権が尊重されているとは言えません。戦争のない平和な世の中があつて初めて人間の尊厳が保たれ、基本的人権が尊重されます。

平和教育は、戦時中の実情を伝えることや平和の担い手を育てる目的としています。今年は戦後80年という節目の年です。6日、広島、9日、長崎への原爆投下、そして15日の終戦の日というこの月は、特別に忘れてはならない意味を持つ平和教育の8月になるのではないかでしょうか。悲惨な歴史と実態をきちんと知らせ、戦争を回避する気持ちを育て、歴史や民俗、宗教が違う世界の人々と共に尊重し合い、平和を推進していく国際性、共感性を培う教育が重要だと考えます。

学校での平和教育の取組について、①課題について、②取組の実践例についてお答えください。

大綱2点目、農業振興について質問をいたします。

昨年春から顕在化した米の不足の主犯は政府にあることは明白になりました。政府は、いまだに米不足を認めず、今後の米政策を示さないまま備蓄米をたたき売りし、スーパーの販売価格が下落していることを手柄にしていますが、備蓄米のたたき売りだけでは何も解決しません。

当初、91万トンあった備蓄米の在庫は激減し、備蓄制度を崩壊させ、外米依存に突き進めています。今年産56万トンの増産としていますが、その多くは飼料米、加工米、大豆や麦からの作物転換で、作付面積は増えていません。そして、備蓄米在庫は底をついたままです。不足は、食用米だけでなく、飼料用、加工用などでも深刻です。猛暑と深刻な水不足による作柄への影響も心配です。

今、求められているのは、政府が米価格と需給安定への責任を放棄し、農家に需要に応じた生産を押しつけてきた姿勢を認め、米の減産政策から現実の増産政策に転換し、農家が意欲を持って生産できるように、所得補償、価格保障政策、耕作放棄地の復田、新規就農者支援の充実など、抜本的な政策転換に踏み出すかどうかです。

日本農業新聞の試算によると、2023年から24年の米不足、56万トンは、大凶作並みで、備蓄米放出の目安に相当するとしています。にもかかわらず、足りないはずがない、必ず米は

あるとして備蓄米放出をサボるなど、まともな対策を取らないできました。令和の米騒動の主犯は自民党農政です。

町の耕作面積3,200ヘクタールの70%、2,240ヘクタールが水田です。

横芝光町農業再生協議会での水田農業対策の、①課題は何か、②方針はについてお答えください。

大綱3点、町道I-23号線の安全対策について質問をします。

庁舎前の道路、庁舎西側の入り口に通じる道路から西は排水路の整備がされていません。子供たちの通学路にもなっており、また、自転車や歩行者も利用する道路ですが、歩道も整備されておりません。

昨年の12月に、自転車に乗った人が排水路の中に落ちてしまう事故がありました。落ちないようにとガードレールパイプの対策をしたんですが、カーブになっており、危険な箇所です。排水路に蓋をすることにより安全が確保されるのではないかでしょうか。ぜひ検討してほしいと思います。

以上、大綱3点、明快な答弁を求め、壇上からの質問といたします。

〔10番議員 山崎義貞君降壇〕

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 小川重之君登壇〕

○教育長（小川重之君） 山崎義貞議員のご質問にお答えします。

なお、私からは、大綱1点目、平和問題についてにお答えし、その他のご質問については担当課長から答弁させますので、よろしくお願ひします。

初めに、学校での平和教育の取り組みはの課題はでございますが、平和教育は、日本国憲法の基本的原則の一つである平和主義とその理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本理念を基調とし、学習指導要領に則り実施しております。従いまして、児童生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願い、国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本としています。

このような中、学校教育における平和教育の課題といたしましては、外部講師を活用しての授業など、授業以外の特別な実践が少ない現状であることがあげられます。

次に、実践例はでございますが、小学校では6年生の社会科歴史編の原爆投下と戦争の終

わりの単元において、80年経った今でも被爆によって苦しんでいる人々がたくさんいるという事実と、日本が被爆国として世界に平和の尊さを発信し続けていることを学ばせています。

中学校では、社会科学習指導要領の歴史的分野や公民的分野の内容といたしまして、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを探り理解させることや核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成することが記載されており、日本人として国際社会の中で世界の人々と共に存していくことの大切さを学ばせています。また、特別の教科・道徳においては、世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与するよう指導しております。

児童生徒には、歴史的事実を伝え、様々な視点から主体的に平和を考える力を養うができるように取り組むことを最優先課題としているところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

[教育長 小川重之君降壇]

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

[産業課長 小川健二君登壇]

○産業課長（小川健二君） 山崎義貞議員ご質問の大綱2点目、農業振興についてにお答えいたします。

横芝光町農業再生協議会での水田農業対策はの課題はと方針はでございますが、横芝光町農業再生協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興の他、農地の利用集積、遊休農地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とした協議会です。

水田農業の課題といたしましては、生産者の高齢化、担い手不足、遊休農地の増加、気候変動への対応や昨今の米価の高騰対策として米政策方針の路線変更の報道もあり、生産者をはじめとする関係者は、水田農業の先行きに不安を感じております。国には一刻も早く農業施策の方針の公表をお願いしたいと思っております。また、畜産農家も含めた農業全体のバランスを確保するため、需給調整につきましても飼料用米・麦・大豆の生産は町の施策として必要であると考えています。

未だ、国の動向が不透明な状況でありますが、今後も国や県の動向を注視しながら、持続可能な水田農業が確保できるよう対応してまいります。

[産業課長 小川健二君降壇]

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

[都市建設課長 林 栄司君登壇]

○都市建設課長（林 栄司君） 山崎義貞議員ご質問の大綱3点目、町道I-23号線の安全対策についてお答えいたします。

役場西側入り口から西の排水路への蓋の取り付けをについて、約60メートルの区間のうち、住宅等への出入り口を除き、排水路には蓋が設置されておりませんが、ガードパイプが設置されており、安全対策は施されている状況であります。また、当該排水路は、千葉県大利根土地改良区が管理する排水路であることから、町の道路事業で排水路に蓋を設置する計画はございません。

今後も、関係機関や関係部署と連携を図りながら、町道の安全対策に努めてまいります。

[都市建設課長 林 栄司君降壇]

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、平和教育についてであります。教育長からの答弁で、本当にそのとおりだとうようなことではあるんですが、一歩進んで特別な実践が少ないというようなことで、教育長、答弁されました。このところというのは、やはり一歩進んだ取組をぜひしてほしいというふうに思うんですね。

いろいろな取組というのはあるかと思うんですが、これが全てということはないと思います。その学校によって児童生徒に対しての先生のとか、それから予算的な、お金的なこととか、そういうことも含めて、できるところというのは自治体によって大きく違います。

県内でも、ちょっと例として挙げさせていただきたいんですが、一昨年ですかね、令和5年なんですが、松戸市は、平和大使長崎派遣事業というようなことで、長崎に生徒を派遣しているんですね。その報告会みたいなことを、たしか、人数ちょっと今覚えていないですが、結構な、各学校から1人ずつとか2人ぐらいずつ出していたような気がします。そういう事業、特別な予算を取らなければとてもできるようなことじゃないんですが、そのようなこともやっていったりとか、それから、小さなところでは、成田市の中学生が広島と長崎へ千羽鶴を届けるというような、こういうようなこともやったりしています。隣の匝瑳市でも、前回、一般質問でも取り上げたんですが、いわゆる中学校、小学校で千羽鶴を折って届けるというような取組をしています。

取組はちょっといろいろ違うと思いますが、広島の原爆資料館の見学とか、そういうもの

というのは非常に大きなインパクトがあるのかなというふうに思ってはいるんですが、当然、準備、それから予算づけというものが必要になってきますから、簡単にすぐできますというようなことじゃないと思いますね。ましてや、それなりの調査もしなければならないだろうしと思うんですが、そのところというのはどんなふうに、教育長、考えるのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 戦後80年の今年、原水爆禁止世界大会、長崎や広島で行われましたけれども、議員おっしゃりますように、こういう大会に子供たちが実際にやって学びを深めるというのは大変意義深いものであると考えております。しかしながら、生徒の選定であるとか、予算、夏季休業中というようなこともあるので、今後、研究してまいりたいわけですけれども、一つの方法として今、通信教育技術が発展しておりますので、ＩＣＴなどを使って、それぞれの被爆地と横芝の子供たちを結んで何か意見交換をするとか、そういう取組もできないことはないかなと今、ふと頭をよぎったところであります。今後、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 非常に心強い答弁をいただきました。ぜひ子供たちがそのような体験ができれば、交流ができればというふうに思っています。

そうはいっても、やはり小学校の低学年、そして高学年、また中学生という中で、平和教育の取り組み方とか、そういうものというのは大きく違ってくるのかなと思うんですね。そのところというのは、教育長、どのように考えるのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） やはり小学校段階だと発達段階がかなり学年によって違いますので、主に現在、行っているのは小学校低学年においては、主に道徳という教科の中で、生命の貴さですか、他者理解、公共心などを養う授業が行われているところです。高学年では、戦争の歴史を学んだ上で、その悲惨さと平和の尊さを学んでおります。さらに、中学校では、国際理解とともに平和的解決の姿勢を養う学習をしております。

ただ、いずれの段階においても課題はございまして、戦争が過去のことになるとあまりやすく、なかなか自分事になっていかないという点が挙げられます。これを主体的な学びにするためには、自分の生活や地域でできる平和づくりの行動などを子供たちに取り組ませたいかなと

いうふうに思います。また、現代の課題として挙げられている人権問題ですか、環境、SDGsなどについても結びつけてカリキュラムを作りたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。

今、教育長、言わされた中で、やはり他人を思いやるというようなことの中で、先ほど私、壇上でも言いましたが、排外主義の問題なんですが、学校で、例えば、子供から子供にそのような差別を受けるようなことがあった場合には、あってはならないんですが、あった場合には、やはり学校としての対応というのが問われてくるのかなと思うんですね。そのところで、分からぬときにそういうことがあつたら分からぬんですが、やはりそのところで、先生が、教師がそういうところに出会わせたときなどは、先生の対応というのが非常に問われてくるのかなと思うんですが、一般的にはどのような対応を学校、教師とすれば取るのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 基本的には、小学校だとみんな仲よく、みんな平等なんだよというのは一番根底にくるんだと思います。ですから、人をいじめたりする、人を傷つけたりするという行為は駄目だよということで、子供たちには常々話をしているところです。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） その根底には、家庭内の環境とか、それから、そういう影響を受ける友達じゃないですけれども、そういうふうなところ、社会的な、今ネットなんかもありますから、そういうところから影響を受けやすいのかなと思うんです。そのところというのも考慮というか、よく注意して、やはり指導していく必要もあるのかなというふうに私は思っています。

平和教育といつてもいろいろあるかと思うんですが、町のほうの取組についても、通告はしていないんですが、ちょっとお聞きしたいんですが、平和問題についての。

私、以前もこの問題で一般質問したときに、隣の匝瑳市の話をしました。やっぱり折り鶴を折ってというようなことというのは非常に多く、学校だけじゃなくて、福祉施設とか、それから農協とか、一般の企業とか、それから病院とかというようなところも折り鶴を折っています。

折り鶴を折るということ自体が平和を求める気持ちということになりますので、やはり町としても何らかのこのような行動というのはあってもいいんじゃないのかな、検討してもいいんじゃないのかなと、検討すべきじゃないのかなと思うんですが、総務課長、どんなふうに考えますか。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） お答えいたします。

横芝光町でありますが、横芝光町、平成19年1月に非核平和宣言をしておる町でございます。このことから、例年行われております原水爆禁止平和大行進、山武郡市平和行進への後援と激励ということで、毎年行わせていただいているところです。あともう一つ、当町の予算の中にもあるんですが、日本非核宣言自治体協議会というところで、これ県内に十ぐらいしか加盟してはおらないんですが、横芝光町、これに加盟しております、こちらのほうに加盟金として負担をしておるところでございます。お願いいいたします。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 平和都市宣言している自治体としては、すばらしいですとは、とても言えるような、もっともっと予算づけをして、これ予算の執行なんか多分、どうなのかなと思うんですが、そんなにでも来られないですよね。激励してくれているというのは、毎年町長が激励して、非常に町長の挨拶に感動したというような、そういう参加者がいる中で、非常に横芝光の佐藤町長はすばらしいという、そういう評価されているんですが、やはりもっと、もう一步足を踏み込んだ取組というのをぜひ検討していただきたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 平和教育というものを根本に考える中で、前にも一度、この議場の中で答弁というか、させていただいたことがあるんですけれども、以前、山武郡市市長会で、長崎の原爆祈念の現場に行って、一緒に並んで、皆さんとともに恒久平和を誓ったというような体験もさせてもらっています。また、広島の平和記念館にも2度ほど足を運ばせていただいて、本当に平和の尊さというものは非常に極めて重要なものである、これはもう間違ひございません。しかしながら、それが、お金をかけて子供たちにどういうことをすれば、それがそういうふうにつながるのかなと。

今、例えば、折り鶴をという話をしましたけれども、それは気持ちにつながってのものであって、それを町が、行政がですよ、子供たちに鶴を折りなさいよというようなことでいい

のかしら。それこそ、そういうことは過去、八十数年前に、そういうことがこんなことになっちゃったんじやないかという気持ちもあって、思っちゃったんですね、今ね。

そういうことですので、平和というのは、本当に今、教育長がお話ししましたけれども、仲よくするということから始まって、それからでいいんじゃないんですかね。お金かければ、平和かどうかというのはまた別問題だし、イデオロギーの中で、平和に対しての決めつける部分もあるというようなことを聞き及んだことがありますけれども、そうではなくて、やっぱりみんなが優しい気持ちでお互いに理解し合える、そういう環境づくりを我々は一生懸命、町をつかさどらせている立場として、そういう思いがあることが一番平和教育につながるものだというふうに私は認識しておりますので、議員おっしゃられることについて、どこまで議員のお気持ちに理解を近づけられるかどうかというのは、いささか疑問の部分もございますので、それについては、人それぞれあるわけでございますから、その辺の部分についてはご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） これ町がとか市が、例えば、代表団を派遣する、そのときのお金として予算づけしてというようなことがあったとしても、そこを中心になって、基になってやっているわけじゃないと思うんですよ。違う実行委員会があって、それがやっている、それを市や町が後援するような形だと思うんですね。

特に、今年は戦後80年という節目の年なんですが、なかなかこの8月にならなければ、原爆のことや戦争のことに関しては、今、世界でもいろんなところで戦争や紛争が起きているという中で、隣国とのいろんな緊張感がある、こういう状況の中で、そういう戦争、平和ということについては考えていると思いますが、やはり特別、日本というのは世界で唯一の戦争被爆国というようなことがありますし、この戦争被爆国が、やはり今の日本国憲法の平和憲法をつくったというふうに思うんですね。

なので、イデオロギーどうのこうのというのは、これはほとんどイデオロギーで平和の問題をやる、片づけるということは、これあってはならないのかな。町長の発言というのは、イデオロギーというのは、ちょっと町長の、私は偏見ではないのかなというのは、逆にね、そういうふうにちょっと今思ったんですが、私は共産党だから特に言っているというんじやなくて、誰もが思っていることだと思うんですね。

なので、こここのところは、このような取組もあるというようなことでね、千葉県でもいろ

んな自治体でそういう取組していますので、ぜひ調査をしてやってほしいなと思うんですね。

この前も質問したときに、私、話したんですが、匝瑳市の話で8月6日の8時15分の原爆投下の時間とか、それから9日、長崎の投下の時間に、防災行政無線を使って黙禱のお願いみたいなものも匝瑳市はしているんですが、そのようなことも当町でも、町内ではたしかやっているというようなことを聞いたんですね、それを。ちょっと間違っていたらごめんなさいなんだけれども、そのようなことも、やはり町民に伝えることが平和を求める、そういうことになっていくと思うので、その辺もちょっと、ぜひ検討、研究していってほしいなと思うんですが、どちらでも。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 原爆投下の8時15分ですか、それ云々というのはないんですけども、当町では、毎日、お昼、正午の、今日もありましたけれども、ベートーベンの喜びの歌を12時に流しているんですよね。毎日やっているんですね。

ただ、8月15日だけは、十数年前ですけれども、8月15日終戦の日に、お昼に喜びの歌はないだろうと。私は、当時の総務課長と話して、それを8月15日だけは、正午の、事前に、今日は終戦記念日ですので黙禱をささげてくださいというような案内に変えました。そういうことをやっているということも一つにつながるんじゃないかなというふうなお話をさせてもらって、我々も何もしていないわけじゃないということだけはよろしくご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 町長の言っていることは分かりました。より一歩進んで何かできることがあるんじゃないかなという思いでね、質問させてもらっています。

農業問題について質問いたします。

初めに、米の問題というのは非常に今、消費者も、それから生産者も大変な状況になっている。消費者は米価が上がることによって大変になっているし、生産者は生産者で、上がることはいいけれども、これがいつまた大暴落になるのかと心配で大変だという、そういう思いがあるかと思います。

そんな中で、なぜこのようになっちゃったのかなというようなことなんですが、やはり食管法が廃止されたと。今年で30年なんですが、この30年で、流通が自由化されて以来、産地というのは、売れる米というようなことで、これを進めてきたと。価格競争や需要の減の流

れで生産基盤が弱体化してしまったと。今、令和の米騒動を経て、米の安定供給に向けた国の姿勢というのが問われているわけなんですが、町としても、町の農業再生協議会の水田農業ビジョンでは、どのような水田、米対策について検討されているのかというのがちょっと知りたいというのがあるんですね。やはり町の農業の中心的な作物というのは米ですので、この米価格によって町の経済も大きく変わってくるし、やっぱり続けられる米政策でなければならぬと思うんです。

農業政策の再生協議会での米問題というのはどのように扱っているのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 米問題、お答えいたします。

農業の担い手不足の問題、これは大変深刻で、喫緊の課題であると認識しております。町といたしましても農業従事者に対しまして支援が有効かつ迅速にできるよう、他の自治体でどのように支援をしているのか、また、当町にどのような支援が最適なのか調査研究しております。

産業課といたしましても一番身近である農家さんに寄り添っていきたいと考えております。
以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） この令和の米不足というのは、要するに、米が足りなくなった。なぜ米が足りなくなったかといえば、作付をしない、要するに、耕作放棄地が増えたことによって収量が大きく減ってしまったというところにあるわけですね。

やはり米余りの中で、転作、要するに、米の生産を抑えるというような、そういう方針の下で、転作ということが行われてきたんですが、国が示し、県が出されている転作の方針ですが、今年度の方針というのはどのようにになっているのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

今年度の当町の生産目標面積につきましては、941.6ヘクタール、これが目標面積となっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 課長、この941.6ヘクタールは昨年と比べてどうなんですか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 令和6年度につきましては1,031.8ヘクタールが目標目安でありました。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうしますと、若干減っているというようなことなのか。これは転作といいますか、生産調整をしないと、生産者が。それによってこの数字になっているのか、ちょっとそこはどのように解釈したらよろしいんでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 県からは、主食用米の目標面積というのが示されますので、ただいま申し上げました生産調整の目安面積というのは、当町の水田面積から主食用米の目安面積を引いたものになっております。この数字の根拠につきましては、ちょっと私、存じないので、申し訳ありません。お答えできない。すみません。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 結局は、これを達成することによって米不足が続くということになっていくわけですよね。じゃないのかなと思いますが、ちょっとそのところの根拠が示されないというようなことでは分からぬといふやうな、それは確かに町のほうとしてはそうかもしれないんですが、やはり示されてはいても、町の転作の方針というのは何かあるんですか。こういうふうにしていこうとかと、町の転作の方針というのがあれば。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 町といたしましても県から示されているこの面積を目標面積としてやっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 先ほど昨年度が941.6、今年が1,031というようなことで、この示されている転作の達成率というのはどうなんでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） 達成率につきましてお答えいたします。

今、手元に令和5年度からの達成率資料ありますので、申し上げます。令和5年度は56%でした。令和6年度は42%、令和7年度は30%でございました。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） そうなんですよね。米価格、転作して生活できればいいんですが、今年の米の値段というのは、もう1俵3万幾らというようなことで、3万3,000円だ、3万5,000円だとかというようなことが言われています。こうなってきて転作するのかと、転作して生産調整、国に協力して、生活できるのかという話ですよね。これ協力したって生産で、とてもじゃないけれども、できないというのが実情だと思います。

資料をちょっと私、頂いたんですが、米価の高騰の中で、飼料用米のみ作っている、転作でやっている場合には、今年ですね、10アール当たり9万630円、それで、効率がよいブロックローテーションを組み入れてやっているところ、要するに、補助率が結構高いので、そうなってくると、10アール当たり14万5,160円ということで、主食用米だけを作つていれば、これ1俵3万2,000円として計算しているんですが、3万2,000円となると、30万1,000円というふうになります。

30万になると、それからブロックローテーションでも14万5,000円というふうになつくると、半分以下になつくるんですね。だから、ブロックローテーションやつている大手のところでも経営的には大変なのかなと。まして小さいところでは、なおさら大変になつくるのかなというふうに思うんですね。

こういう中で、町としても、やっぱり国に対しても、こういう状況で改善しろというようなこともやはり申し入れていくというようなこともね、非常に大きな、大事なことになつくると思うんです。

町としても、やはり農家に対しての元気づけじゃないんで、励まし的だね、そういうような取組というのも本当に必要になつくると思うんですが、そういう励ましの取組とか、それから、国に対してのそういう要請とか、声を上げるということについてはちょっと考えているんでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、議員おっしゃられたのは、主食用米を作つた人は30万円になるけれども、国の施策に素直に乗つた人は、10万円、15万円、14万円にしかならない、それをどうするんだという話ですよね。分かりやすく言えばね。

ところが、過去、数年前は1俵9,000円のときの主食用米があつたというふうに記憶していますし、そのとき12万、14万もらつていた、そうしたあつて、これなりわいの中での、ま

さかここまで高騰するような状況はなかったにしろ、もう今、日本全体が物価高騰スパイラルに入っている、こういう状況の中で、たまたま米が足らなくなっちゃっているというのも間違いないことであって、これが次、暴落するというのを僕は個人的にあまり考えておらんのですね。

これがやっぱりしばらくの間、3万円がキープできるかどうかは分かりませんけれども、全てが値上がりしている中で、やはりそういうような、要は、農家もしっかり稼ぎがあれば、担い手不足も解消するんですよね。例えば、山武市は、イチゴをやっているところは後継者がちゃんといるんだそうです。ただ、イチゴもこんなに高温になってきちゃうと、ゴールデンウイークまで、あれができなくなっちゃうから今度大変だよねという話になるんですけれども、やはりそうやって、農業という一つの経済活動ですから、その中で、創意工夫して、皆さん、みんながみんな、生き残ってきてているというのが日本の、日本民族がやってきた歴史があるので、そのところは、町がこれ、どうのこうのといつてもなかなか難しいですよ、正直言って。

ですので、こここのところは農家さんたちもしっかり今頑張ってもらって、たくさん作ってくれれば、本当に、印東議員さん、何かすごく今日はにこにこしていますけれども、そういう状況の中で、しっかりと地域農業、これはもう横芝光町は農業が産業の中枢でございますので、しっかりと皆さん頑張ってもらって、しっかりと稼いでいただいて、しっかりと納税をしていただければ、大変ありがたいなと思っておりますので、そこについては何とか、そこに応援をするといつても難しいかなという思いがあります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 町長、私とは大きく、ちょっとそこの考え方というのは違うと思うんです。

皆さん、農家をやっている人、議員の中にもたくさんいますので、やはり今回の米の暴騰、急騰ですよね。それから米パニックのこの問題というのは、やはり農水の国の農業政策の誤りなんですよ。でしょう。だって、足りなくなるほど生産調整をしたわけだから、見誤っているわけですよね。そのところで、政策として、やはり国がね、これは認めてというところから出発しないことには仕方ないことなんですよ。そのところは町長も分かってもらわないと。そこは分かってほしいと思うんですよね。

だからといって、町の行政が農家に対して何かしろとかというようなことで私、今、求め

ているわけじゃないんだけれども、そのところというのは、やはり米政策の失敗だったというようなことが、このようなことが起こっている。

これ、このような価格ではまたおかしくなっちゃうというのが目に見えていると思うんですね。なので、やはり国がきちんと米政策、要するに、農家の所得補償ですよね、価格保障、所得補償をきちんとするような、そういう体制を国がつくっていく、これが本当に必要になってきているというようなことを思います。ぜひこのところというのは、町長も私と同じ意見というか、そういう政策のそこに立っていただければうれしいなと思います。

すみません。時間がちょっとなくなってきたら、飛ばします。すみません。

最後の町道 I-23号線の安全対策について質問します。

先ほど課長のほうから、大利根の管轄でというようなことで、所有なというようなことで、町はちょっとそのところに関してはできないという話でした。

私、蓋というようなことで質問の通告を出したんですが、やはり何らかの安全対策というのは必要だと思うんです。危ないというのは、あそこ通っている人というのは、皆さん分かっていると思うんですが、通学路にもなっていますし、それから一般の人も通るし、ましてや大きいトラックなんかも通って、カーブのところでということで、歩道がないんですよね。子供たちが歩くための歩道というのもない、ガードレールに囲まれちゃってガードレールの向こうを通るか手前を通るかというような話だと思う。手前は大体、子供たちが通って、通学のときは利用しているというようなこともあります。

なので、蓋の問題と、それから通学路の、立派な歩道でなくともガードレールの向こうに人が通れるような、そういうようなことくらいというのはちょっと考えていただきたい、考えないといけないんじゃないのかなと思います。

あそこの排水の整備ということになってしまいますと、あそこは都市計画道路にたしかなっているかと思うので、そのときにはというようなことがあるかと思いますが、いつ整備されるか分からないような状況の中で、それを待つんじゃなくて、やはり今できることというのは、歩道の整備とか、それから簡単な蓋を大利根さんにお願いしてやってもらうとかということというのはできるんじゃないのかなと思うんですが、通学路の整備と別に、そのところは、大利根さんはどのようになるのかを産業課のほうにちょっと聞きたいというと、それから、都市建設のほうには、簡単な歩道の整備はできないのかどうなのか、ちょっとその2点。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君）お答えいたします。

千葉県大利根土地改良区では、農業用の排水路として整備したものであり、また、転落事故を受けて安全対策は実施済みであることから、蓋の取付け等は検討していないということありました。

以上です。

○議長（小倉弘業君）都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君）簡単な歩道ということでありましたけれども、現状で道路幅が決まっております。そこに歩道の幅を設置するということは、現状では今できない状況となっております。

○議長（小倉弘業君）町長。

○町長（佐藤晴彦君）今、道路行政として、しっかり順次、段階的に進めている中で、I-8号線、あそこを進めていますし、そこは歩道がしっかりできたものになって、次は、この都市計画道路になっている、やっているところにいくんじゃないでしょうかね。まだ計画はございませんけれども、ただ、簡単に、取つてつけて歩道にするというのは、今、公安委員会も許可が出ませんので、やろうと思ったらしっかり何億、何十億もかけてやらなきやならなくなりますので、なかなか一朝一夕にはできないというのはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君）山崎義貞議員。あと1分切っておりますので、よろしくお願ひします

○10番（山崎義貞君）分かりました。

それでは、時間も来たということで、これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（小倉弘業君）以上で、山崎義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（小倉弘業君）日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月10日と9月11日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認めます。

よって、9月10日と9月11日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（小倉弘業君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月12日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時45分）

9月定例会

(第3号)

令和 7 年 9 月 横芝光町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）午前 10 時開議

日程第 1 議案第 1 号審議（質疑・討論・採決）

横芝光町職員の育児休業等に関する条例及び横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第 2 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 3 議案第 3 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 4 議案第 4 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 5 議案第 5 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 6 議案第 6 号審議（質疑・討論・採決）

令和 7 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 7 議案第 7 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町一般会計決算の認定について

日程第 8 議案第 8 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第 9 議案第 9 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第 10 議案第 10 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について

日程第 11 議案第 11 号審議（質疑・討論・採決）

令和 6 年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について

日程第 12 議案第 12 号審議（質疑・討論・採決）

令和6年度横芝光町病院事業会計決算の認定について

日程第13 議案第13号審議（質疑・討論・採決）

令和6年度横芝光町農業集落排水事業会計決算の認定について

日程第14 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	森	大	地	君	2番	内	田	美	穂	君
3番	霞	浩	子	君	4番	市	原	成	一	君
5番	印	東	彦	治	君	6番	小	倉	弘	業
7番	森	川	貴	恵	君	8番	秋	鹿	幹	夫
9番	宮	菌	博	香	君	10番	山	崎	義	貞
12番	鈴	木	輝	男	君	13番	川	島	仁	君
14番	川	島	富	士	子	君	15番	鈴	木	克
16番	鈴	木	唯	夫	君				征	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 晴彦	君	副町長	平山 貴之	君
総務課長	鈴木 正広	君	企画空港課長	加瀬 淳一	君
財政課長	郡司 勇	君	環境防災課長	平野 和美	君
税務課長	石田 賢一	君	住民課長	越川 直樹	君
産業課長	小川 健二	君	都市建設課長	林 栄司	君
未来づくり課長	鶴澤 順一	君	福祉課長	平山 昭彦	君
健康こども課長	佐久間 真一	君	食肉センター長	林 栄	君
東陽病院長	吉田 潔	君	会計管理者	鶴田 須美子	君
教育長	小川 重之	君	教育課長	野村 浩光	君

社会文化課長 北田勝也君

職務のため出席した者の職氏名

局長 古作健二 書記 椎名悦子

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君） おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席人数は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） これより日程に入ります。

議案審議を行います。

日程第1、議案第1号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例及び横芝光町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第2、議案第2号 令和7年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） それでは、予算書12ページ、2款1項11目の空港対策費、空港業界学習事業委託料は、町内小学校6年生を対象とした良い事業ですが、参考までに1人当たりの事業費はどのくらいなのか、お伺いいたします。

次に、20ページ、6款1項1目の商工観光費、マスコットキャラクター活用事業は、よこぴーのぬいぐるみを購入するということですが、1つ購入するのか、また現在幾つあるのか、お伺いいたします。

次に、25ページ、9款5項2目の体育施設費、光スポーツ公園一般管理事業の施設改修工事は照明の撤去ということですが、もう少し具体的な工事内容についてお伺いをいたします。

次に、同じく25ページ、9款5項3目の学校給食費、修繕料は部品交換ということでしたが、もう少し具体的な修繕内容についてお伺いをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ご質問いただきました周遊フライトの1人当たりの単価ということですが、681万1,000円の予算に対して、参加者としては167名を見込んでおります。また、随行とかもいるところではございますが、おおむね1人当たり4万円程度となります。よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

マスコットキャラクター活用事業（創生）備品購入費ですが、これは、よこぴー1体を買いたい増すということでございます。現在は2体ありますし、初代のよこぴーがもうひび割れ等ありますし劣化が激しいので、1体について購入予定でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、宮薗議員の質問にお答えしたいと思います。

25ページ、9款5項2目体育施設費の説明欄の光スポーツ公園一般管理事業でございますけれども、これは959万3,000円、これにつきましては、野球場照明、柱の撤去となります。野球場の照明は今現在使用しておりませんけれども、昨年度の末に実施した照明の点検がご

ざいまして、照明の点検を行いましたところ、ボルトの腐食等が指摘されまして、施設利用者の安全を確保するため、施設改修工事として補正予算に計上させていただきました。球場内では6基の照明灯がございますので、その6基分の撤去費でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 補正予算書25ページ、9款5項3目学校給食費、学校給食センター施設維持管理事業の修繕料でございますが、これは2項目ございます。

1項目めにつきましては、電気式連続炊飯器ヒーター部の部品の交換の修繕でございます。こちらにつきましては、炊飯器に設置されているヒーター21本のうち、温度を上げるために必要な部分で、現在7本を交換しているんですが、残り14本分のヒーターの交換の修繕でございます。

2項目めは、洗浄用ローラーコンベア部品の交換修繕でございます。こちら、給食の食材を乗せて移動するためのローラーコンベア、こちらの修繕でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） それでは、最初の空港業界学習事業委託料でありますけれども、1人当たり4万円ということでしたもんですから、1人当たり4万円というと、若干高いのかなという感じもしないでもありません。ですから、その辺の1人当たりの単価と、あと、この事業については、周辺対策交付金の充当率、要するに75%ということで、それが入っているかどうかということをお願いいたします。

それから、25ページの9款5項2目の体育施設費の光スポーツ公園の施設改修工事については、今の課長の説明ですと、柱の撤去ということでありましたが、これは基礎まで全部撤去するのかどうなのか、その辺まで含めて再度お伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 申し訳ありません。充当率について、地域振興枠のほうで90%の充当となっております。よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは、宮薗議員の質問にお答えいたします。

野球場の照明の撤去の基礎でございますけれども、基礎全部を撤去するわけではございま

せん。基礎の上の部分だけ切断して処理する予定でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） それでは、光スポーツ公園の施設改修工事の関係ですけれども、基礎を残すというような今説明ありましたけれども、そうすると、鉄柱の部分を切るということになろうかと思います。そうすると、切ったときに、要するに子供たちが触れるような状況にもなってくるかと思いますので、その辺の安全対策と、あと、雨が降った場合に、周りに流れたりとか、いろいろありますので、その辺まで踏まえて、よく十分協議した中での対応をしていただければありがたいなというふうに思っていますんで、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 社会文化課長。

○社会文化課長（北田勝也君） それでは今、今宮薗議員から質問のあった点なんですけれども、ご要望ということで、今回の撤去につきましては、中が空洞になってしまいますので、そこに水が入らないよう、子供が落ちないよう、対策を練って工事のほうを進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 私からは1点、18ページの真ん中ぐらいですね。以前も全協で申し上げたことありましたけれども、可燃ごみ袋無料交換券発行事業なんですけれども、これ自体に何か反論するわけではないんですが、1,100万円程度の予算の中で、配分するという考え方も大変これ、1世帯、1世帯ありがたいものではあるんですが、これを1つの事業として考えていくという考え方、どのような条件の交付金だったのかまでは知りませんけれども、できるのではないかというふうに考えたもので、要は、仮にごみの問題でいうのであれば、何かその分別できるようなところ、仕組み、もしくはそういう建物を建てる、この予算の中ですね。分別をすることによって財源が生まれて、恒久的に町民が利益を被るような形というのは考えられなかったのか、1点お願ひします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） こちらの事業の財源となっております物価高騰対応の交付金でございますが、こちらのほう、これまで地域生活応援券とか、実施してきたところでございます。

何分にも交付の案内から執行までの期間がないところですので、申し訳ないのですが、そ

今までの熟度を高めるのは難しいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） 時間がなかったから熟慮を高めることが困難であったということは、1つの事業でまとめてこの1,000万円を有効活用するという考え方でできた交付金だったということですか。可能であったということですか。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） こちらの事業名にもありますように、物価高騰対応に対する交付金でございます。ですので、使途としては、物価が高騰してしまって、生活が困っている、その支援になるような事業というのが対象となつてまいりますので、これまでにもそういった事業のほうを実施してきている状況であります。よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） では、今私がそのごみ問題、ごみ問題と言っちゃったらあれなんですが、ごみで財源を生むというのは仮の話なので、要はこの1,000万円を配分すると、各家庭に1,000円程度というような配分の仕方も、その物価高騰に対応するできると思うんですけども、とはいっても各家庭に本当1,000円ということになっちゃうので、であれば、この1,000万円をこにして、もっと違う利益が生まれるというのも、物価高騰に対する対応になるんじゃないかなと思いますので、そういう事業というのを、熟慮を重ねる時間がなかったのであれば、次、ちょっと言い方が悪いですけれども、どうしていいか分からぬくらいの財源が来たときに、どのような形で事業を、単なる配分ではなくて考えられるのかというのを常日頃から考えていただきたいという希望でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） この臨時対策交付金なんですけれども、いきなり金額が出されてくるということで、毎年いつ頃に幾ら幾らの金額が来るというわけじゃなくて、本当にもうこれ、正直言って困った補助金というか、交付金というような思いはある中で、当然その物価高騰対策という大名目をクリアするには、なかなか配らないでやるという方法もいろいろあるんでしょうが、そこについてはおいおいまた議員からもお知恵を拝借させていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません、私から1点だけ。

環境防災課長、教えていただきたいと思います。22ページ、防災行政無線維持管理事業であります。全国瞬時警報システム機器、これは平成31年4月から始まったJ-ALETRだというふうに私は思うんですけれども、それと同時に、その前に、地域で進めてきた平成23年6月から進めてきたLアラートがあると思うんですけれども、このJ-ALETR、7年経過して、最終年度の助成だというご説明だったかと思いますけれども、Lアラートがどのようにになっているのか、ちょっと気になったので、もし分かれば教えてください。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 川島富士子議員のご質問にお答えします。

Lアラートにつきましては、こちらはJ-ALETRとはまた別のシステムでございまして、例えば台風が接近したときに、皆、一般の方だとテレビ、報道を見ていると、テロップが出まして、例えば横芝光町に避難指示が出ていますとか、土砂災害警戒情報が出ていますとか、そういうテロップが流れると思うんですが、町のほうに端末がございまして、そちらに配備体制、例えば災害対策本部を設置しているだとか、避難所を開設しているだとか、そういういった入力をする端末がございまして、そちらに入力をしますと、皆さんにお伝えできるような形で、テレビだとか、そういうものにテロップが流れて、情報が周知されるというようなものになっております。現在も活用させていただいておりまして、対応しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） すみません、課長の説明でよく分かりました。現在もどのようになっているかというのが最後聞こうと思っていたんですけども、現在もJ-ALETRとともに、Lアラートも対応しているという認識でよろしいですね。ありがとうございます。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 16ページ最下段、学童保育費のひかり児童クラブ運営事業なんですが、先日も全員協議会で申し上げましたけれども、光小のほうに関しては、心配でなりません。

やっぱり一旦外に出てトイレに行くというのが、指導員が付き添うということであったと思うんですけども、横芝小は校舎内のトイレを使ってもよくて、光小はなぜ校舎内のトイレを使えないのか伺います。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） お答えします。

横芝小学校におきましては、子供たちの教室とは離れた場所での児童クラブの運営となつておりますて、普通の教室で過ごしている子供たちと接触することがないんですけれども、光小学校においては、校舎の中央にトイレがあるということで、特に1、2年生の教室の前を通ってトイレに行かなければいけないので、なるべく学童の子供たちと、普通授業をしている子供たちが接点がないように、接触しないようにということで、体育館のトイレのほうを提案をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） そういう理由で校舎内のトイレが難しいのであれば、本当に今何が起こるか分からぬといふところもありますので、トイレに付き添っていただく指導員、多分40人以下だと2人の指導員だったかなと思うんですけども、残された教室には1人の指導員しかいないといふところで、逆に、費用がかかっても、もう1人指導員を増員しても来年度はいいんじゃないかぐらいの気持ちで私はおります。本当にその辺は最善の注意を払つていただいて、運営のほうをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 霞議員のご提案のとおり、子供たちの安全が一番大切だと思いますので、その辺の安全対策については、十分気をつけながら運営をしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） すみません、どうしようかな、ちょっと宮薗議員ともかぶっちゃうかもしれないんですが、最初に、空港対策費のところの委託料のところの委託先、どういうところが委託されるのか、ちょっとそこだけ教えてください。が1点ですね。

それと、次の情報管理費のところで、利用の拡大というができるのか、されるのか、できるものになるのかどうなのかというのをちょっと聞きたいんですが。

次に、すみません、14ページの障害福祉費のところで、補装具費の支給なんですが、上回る申請があったところで補正で組んだということなんですが、対象人数、利用の、この対象人数というのは何人対象になっているのか、何人増えたのかということで教えてください。

次に、先ほど霞議員が言わわれた学童保育の問題なんですが、こここのところで2つに分かれ
て、ひかり児童クラブが2つに分かれて業務といいますか、支援を行うということになって
くると、今の要するに体制、体制といいますと、要するに支援員の体制で大丈夫なのかどう
なのか。2つに分かれても、その契約でやってくれるのかどうなのかを確認したいんですが。

次、18ページですが、環境美化推進事業のところで、草刈りの刃ということで、消耗品費
ですね。草刈りの刃ということでありました。前回、草刈りの刃というのは、たしかなくて、
その前はあったと思うんだけれども、今回また新たに草刈りの刃ということなんですが、ど
のような形でこのボランティアの人に草刈りの刃を支給するのかをちょっと教えてください。

すみません、土木費、21ページですが、道路維持事業ですが、この委託料、道路維持事業
のこれ、この内容をちょっと教えてください。ちょっと説明があったかと思うんだけれども、
ちょっと忘れちゃったもので、そのところを教えていただければと思います。

それから、22ページのやはり土木費のところで、住宅管理費で、栗山団地の維持管理事業、
施設の撤去工事、戸建ての2戸分ということで説明あったかと思います。どのような、入札
で多分やっていると思うんですが、そこの金額はどのように出しているのか、それを教えて
ください。

以上です。

○議長（小倉弘業君）企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君）ご質問いただきました航空業界学習業務委託の委託先でござ
いますが、GPAという会社でして、こちらのほう、空港の関係の視察、あるいはこういつ
た周遊フライトのほう、数多い実績がございますので、こちらに例年委託しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君）福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君）それでは、初めに総務費、情報管理費の電算情報の委託料になり
ます、電算システム改修委託料44万円、こちら、総務費のほうで計上させていただいており
ますが、基幹系のシステムの改修のため、総務費で計上させていただいておりますが、内容
といいたしましては、国の構築するPMHという情報基盤がございます。これは医療費助成な
どに係る情報を、自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムで、国が構築したものに
なります。

このPMHに連携することで、マイナ保険証で、うちでいえば重度心身障害者の医療助成
に係る受給者証の資格確認ができるようになるため、紙の受給者証を持参する必要がなくな

ります。また、マイナ保険証の利便向上により、利用が促進されるといったものになります。

続きまして、14ページの補装具の関係です。補装具の関係につきましては、対象者の人数については、1件しか増額になっていないんですけども、そのうち電動車椅子、当初1台の要求でしたが、今回1名分増えまして、2台の支給を予定しております。当初1台52万5,000円での予算計上でしたが、1台80万円程度の金額が算定されておりますので、その分の増額計上です。

もう一つが座位保持装置、これは姿勢保持、体幹に障害のある方が、要は姿勢を保持するための装具になるんですけども、こちらが2件、当初2件取ってあったんですが、2台、1台で120万円ほどのものを購入されるということで、その分が2台で増額となっているものであります。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 16ページの学童保育の関係ですけれども、支援員の登録数、要はマックスの登録数なんですが、ひかり児童クラブで7人の登録数でございます。実際の運用につきましては、今5人程度で支援員が当たっている状況でございます。

契約については、今マックス7人なんですけども、先日お話ししたとおり、安全性の面もありますので、2名程度の増を予定しております。実際に契約は今後、人件費の問題もありますので、変更する予定でございます。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 草刈り機の刃の配布方法というご質問ですが、こちらにつきましては、各集合場所に職員のほうで用意をしておきまして、草刈り機をお持ちいただいた方、ボランティアをしていただいた方に配布をする予定でおります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） それでは、21ページの道路維持事業になります。道路の維持事業委託料なんですけども、こちらにつきましては、町道の草刈りの委託料になります。例年、年2回実施しているんですけども、近年の気象状況により、草の伸びが非常に早いということで、3回目分を補正予算で計上するものでございます。

続きまして、22ページ、土木、住宅なんですけども、栗山住宅なんですけども、こちらにつきましては、工事費につきましては、新年度予算、7年度予算で、当初予算で設計委託のほうを予算計上しまして、設計のほう、やっていただいた金額で工事費のほうを補正予

算で計上し、今後入札して、2棟の除却をするものでございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

このGPAというところは数多くやっているということで、安心してということになるかと思います。

それと、補装具の支給ということで、ここのことというのは車椅子等、結構そういう意味では重度の障害の方の利用というようなことになるかと思うんですが、年齢的には幾つくらいの人が、若い人とか、児童とかいろいろあるかと思うんですが、そのところは、年代的にはどれくらいの年代の人なのかというのをちょっと教えてください。

それと、学童保育の件ですが、増額、結局2つに分かれたら当然、今の契約ではできないのが当たり前なのかなというふうに思っているんで、増額の予定だというようなことであつたもので、ぜひそのところもきちんと子供たちへの目配りというか、それができるような形の、充実した支援の体制を取ってほしいなというふうに思います。

それと、草刈りの件は分かりました。前回と同じだなと思います。

栗山団地ですが、そうしますと、戸建ての栗山団地は、今は残っているのか、残っていないのかをちょっと聞きたいんですが、それと同時に、この撤去費用に関しては、1戸約400万の金額になるかと思うんですね、800万なので。400万という金額がどうなのかと、非常に解体費用も上がっているというのは分かるんですが、町営住宅のあの大きさからして、結構な額になるかなというふうに思うんですが、そのところはどのような形で入札とか、当然したかと思うんですね。どのような形で契約されたのか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） それでは、補装具の対象の方でありますけれども、具体的な年齢については控えさせていただきますが、車椅子につきましては、1台が児童、1台が一般の方、座位保持装置につきましては、2台ともに児童になります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） 栗山団地なんですかけれども、戸建てについては今現在、あと入居しているところが10棟ございます。今年度2棟除却をするということになります。そのほかに10棟が今現在使用しているということになっております。

設計業務なんですかけれども、設計業務につきましては、随意契約で契約をして設計をして

いただいたということになっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 福祉課長、よく分かりました。

都市建設課長、戸建ての住宅はそんなに残っていないかと思うんですね。10戸は残っていないんじゃないかなと思うんですね。ちょっと確認だけ。俺の記憶でちょっと間違っているのかもしれないんだけれども、ちょっとそこのところが、たしかもう何戸もなかったような気がしたんですが、戸建てですよ、戸建ての。随意契約ということだったんですが、随意契約にした理由を教えてください。それなりの契約なので、ちょっと私は非常に高いなとうふうに感じたもので、納得できるような形で答弁いただければうれしいです。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） 随意契約したのは設計業務委託なので、今回のこの800万円は、これから入札になります。

あと、戸建ての栗山団地なんですけれども、今10棟と言いましたけれども、17号、22号、28号、30号、31号、32号、33号、35号、36号、40号、こちらの10棟を使っております。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第3、議案第3号 令和7年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　これは子ども・子育て支援の事業費の補助金を、国保会計から支援するというようなことになろうかと思います。

それと、賦課徴収のほうなんですが、電算システム改修委託料ということで、この電算システムの改修委託料は、要するに税務課のほうの関係なのか、住民課のほうの関係なのか、どちらになるのかをちょっと教えていただければと思います。

○議長（小倉弘業君）　住民課長。

○住民課長（越川直樹君）　こちらの今回のシステム改修については、国民健康保険事業のシステムを使いますので、住民課のほうで担当しているということで、住民課のほうで計上しております。

○議長（小倉弘業君）　山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　歳入で110万円なんですね。この110万円というのは、これ、国保の会計から、子ども・子育て支援の事業費の補助ということでいくということですよね、お金の流れは。そこ、間違いないか、ちょっとお聞きします。

○議長（小倉弘業君）　住民課長。

○住民課長（越川直樹君）　国保のシステムを使いますので、国保会計からということになりますが、こちらの改修費については、全額が国からの補助となるものです。

○議長（小倉弘業君）　山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　そうしますと、国県支出金ということなんですが、国保加入者からの負担といふのはないといふうに、被保険者の負担はないといふうに捉えてよろしいですか。

○議長（小倉弘業君）　住民課長。

○住民課長（越川直樹君）　全額が国から補助がありますので、被保険者の負担はございません。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第4、議案第4号 令和7年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 度々すみません。先ほどと同じで、後期高齢者医療からの支出、要するに国県支出金になりますが、1つちょっと分からぬのが、先ほど110万、今回は264万ということ、金額的に倍以上の違いなんですが、このところはどうしてこのような違いになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） 先ほどの国保のほうの改修につきましては、2か年で改修を行う予定で、令和7年、今年度は賦課に関する改修ということで、全体改修額の予定している額の20%を予定しています。令和8年度は収納に係る改修を行う予定でおりまして、こちらについては、まだ国のほうから交付方法が示されていませんので、補正予算になるか、もしくは令和8年度の当初予算での計上になるかということで、国のほうから交付方法が示され次第、補正または当初予算で計上させていただく予定です。今年度が20%分ですので、令和8年度分の収納に係る改修については80%分ということになります。

それから、後期高齢者医療システムのほうなんですが、こちらについては、保険料率の算定に係る機能については、千葉県後期高齢者医療広域連合が行うということで、国保のほうとは少し、国保のほうは町のほうで計算かけますけれども、後期のほうは広域連合のほうが計算かけますので、そういう違いもあります。また、徴収に係る機能というのは、国保と同じ収納消し込みシステムというのがあるんですけれども、そちらを使用しますので、後期高齢者のほうは、全体額としては国保よりはかかるないということで、令和8年度で後期のほ

うは1か年での改修ということになります。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） いずれにしましても、20%110万で80%来年度という、これは一括でということになると、いずれにしても金額は違うし、国のはうの先ほど賦課の部分と、国保のはうですね、の話で今課長言われましたが、来年度以降ちょっと分からぬといふ話だと、結局もしかしたら加入者の国保のね、加入者負担がどうなるか分からぬといふことにもなりかねないんじゃないですかね。

ちょっとそのところは今、課長の答弁で心配になっちゃったんですが、この後期高齢医療からの補助金という、この金額というのは、やはり結局は後期高齢者の加入の人からの、全体的にですよ、負担になってくるといふことにつながるのかな。要するに、子ども・子育ての支援のお金を年寄りから取るといふ、そういうふうにも聞こえてきちゃうんですが、そういうことにはならないんですかね。

○議長（小倉弘業君） 住民課長。

○住民課長（越川直樹君） 今回の改修に係る費用につきましては、国の全額補助ですので、被保険者の負担になることはございません。

それから、すみません、最初のご質問は。

○10番（山崎義貞君） 国保に執行になるのが20%で、来年度以降80といふ。違うんじやないですかといふ話。

○住民課長（越川直樹君） 失礼しました。先ほどの国保の関係で、国のはうからの交付、補助率は全額ということでこれは決まっておりますので、負担はありません。

ただ、交付の仕方についてがまだ不明なところがありますので、交付方法については不明ということで、負担はないと、被保険者の負担はないということで間違いはございません。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君）　日程第5、議案第5号　令和7年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　すみません、歳出のところで、一般管理費の委託料、システム改修委託料ですが、すみません、7ページです。歳出7ページですが、この基準の見直しって、所得基準の見直しというふうにたしかなったと思います。どのような見直しになっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（小倉弘業君）　福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君）　これはいわゆる所得判定に使うもので、いわゆる老齢基礎年金、いわゆる国民年金の支給満額が80万円から80万9,000円になったことから、保険料ですとか、高額介護サービス、あと補足給付に係る基準額、今80万円となっているものが変更となるというところ、それに合わせてシステム改修も必要になるというものですございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君）　ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君）　日程第6、議案第6号　令和7年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　2点なんですが、6ページ歳入、過年度収入で電気代補助金ということですが、この補助の基準をちょっと、200万、違うな、この金額の補助の基準がどうなっているのか、基準をちょっと教えていただきたいと思います。

それと、歳出ですが、施設管理費で、ごめん、7ページですが、施設管理費の委託料、廃棄物処理委託料ですが、すみません、264万ですが、この利用頭数の増で増えたということですが、これのどのような廃棄物を処理するのか、いろいろ廃棄物はあるかと思うんですが、ちょっとそこを教えていただければと思います。

○議長（小倉弘業君）　食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君）　それでは、山崎議員のご質問にお答えします。

肉畜経営支援緊急対策事業補助金の内容ですが、電気料金が値上がりしておるということで、令和3年度との比較を行いまして、基本料金、電気料金単価、そういったものを基に、実際の電気使用量に掛け合わせをして算出をいたします。令和6年度の実績でありますので、7年度に入ってから実績が出て、その算定に基づく過年度収入となります。

もう1点、7ページの廃棄物の処理の内容ですが、浄化槽がございまして、そこで沈殿物が発生いたします。汚泥という形になりますが、これはと畜処理において、ふん尿、その他、集まつてくるわけでございますが、こちらのほうの処理ということでございます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君）　山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　肉畜経営の緊急対策事業電気代ですが、これは電気の電気料金の高騰ということで、県からのたしか支援だったと思います。これ、続くんで、今年度も来年度もあるんでしょうか。そのところは持続性があるものなのかなどうなのかを、ちょっと分からぬのかもしれないけれども、それを教えてもらえればと思います。

処理頭数の増で、浄化槽の汚泥ということで分かりました。結構です。

○議長（小倉弘業君）　食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君）　電気料金の高騰は、引き続き続いております。畜産業界

から、またはと畜関係者から、要望もいろいろ以前からございますので、また、県のほうから引き続き支援がいただけると非常にありがたいということでございます。明確な情報はございませんので、こちらとしても情報を仕入れまして、早期に対応いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ゼひ補助のほうも要求していっていただければと思います。

以上です。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第7、議案第7号 令和6年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時5分とします。

(午前10時55分)

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

○議長（小倉弘業君） 議案審議を続けます。

順次発言を許します。

内田美穂議員。

○2番（内田美穂君） 実績報告書の6ページ、乗合タクシー運行事業のところなんですけれども、委託料とオペレーター業務合わせて年間約3,570万ぐらい、1万6,403人の利用があるということで、住民の移動を支える大切な事業なのかなというふうに感じているんですが、町民にとって、さらに使いやすいものになっていったらいいなということで、幾つか質問したいと思います。

便ごとの利用状況、例えば複数人での乗合になっているのか、または単独利用が多いのかですとか、あとは利用目的や利用者の多い時間帯などは分析していますでしょうか。

あと、町民からの意見、要望なんかを把握するような機会は設けているのかというのも併せてお聞きしたいです。

1点、町民の方から聞いた要望についてにお伝えさせていただくと、日曜日は運行がお休みということで、町でイベントが日曜日にあると、お年寄りの方とか、障害をお持ちの方で、車を持っていない方が参加しづらいという声があったので、併せてお伝えさせていただきます。

あと、オペレーター業務に約860万円をかけているようですが、ＩＣＴの活用とかによる予約の効率化とか、ＡＩ配車システムの導入とか、将来的にコスト削減になるようなことは考えているかというところをお聞きしたいです。

あと、実績報告書の23ページ、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金ですけれども、3団体21頭に対して総額17万4,000円、国と県で8万7,000円、町の一般財源からも8万7,000円負担しているというふうに書いてありますが、これ、何かの制度を利用して補助しているのでしょうか。

というのは、町民の方から公益財団法人どうぶつ基金が運営する、さくらねこ無料不妊手術事業というのがあって、これに登録すると、ワクチンや手術の補助を受けられるという制度があるとお聞きしました。自治体がこれに登録すると、民間で登録するよりもメリットがあるというふうに聞いていて、これに登録することで一般財源からの支出をさらに減らせるのであれば、検討の余地はあるのかなと思ってお聞きしています。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君）　内田議員からご質問いただきました、乗合タクシーに関する質問についてお答えいたします。

まず、利用につきまして、単独が多いのかというところでございます。乗合タクシーですので、乗合率を上げたいところですが、現状では単独の理由が多いというところになっております。

それから、利用の時間ですが、主に通院とかに使われるような午前中の利用が多い状況となっております。

それから、ご意見の把握というところなんですが、今年度、公共交通計画の見直しに向けたアンケート調査を実施いたします。その中で、いろいろなご意見のほうがいただけるものと考えております。

続きまして、ご要望はあったということの日曜日の利用なんですが、これまで日曜日の利用というのはお話をいただいてきたところでございます。その中で、過去に確認したケースとしまして、近隣の団体で日曜日の運行をやったケースがあったということです。ただ、その際、利用が著しく少なかったということで、どうしてもドライバーの時間を拘束してしまう事業でございますので、費用対効果の面で課題が大きいということで、休日利用を廃止した事例があるというふうに聞いております。

それから、オペレーターのコスト削減、ＩＣＴの利用ということですが、当町のほう、利用しているシステムのほうは、予約を基にリアルタイムで運行経路をＡＩが自動修正するシステムのほうを利用しております。こちらにつきまして、運行しているタクシー事業者、それからオペレーターと町で定期的な協議を行いまして、改善を図っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君）　環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君）　飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助金についてのご質問にお答えします。

まず、当町の制度といましましては、県が2分の1、町が2分の1を支出しまして、雄猫については6,000円、雌猫については1万円の補助を行っております。こちら、財源としましては、クラウドファンディングを利用して、こちらで集まったお金については、町負担分に充当をさせていただいております。残りの2分の1については、県から補助金が来ておりますので、それを充当させていただいております。

ご質問の中でありました、さくらねこ無料不妊手術事業、こちらにつきましては、議員が

お話しされていたように、公益財団法人のどうぶつ基金が行っている事業で、こちらについては環境防災課としても把握しております、町の助成補助金制度に該当しない個人の方については、一般枠としてご紹介をさせていただいております。

この事業は、登録をすると不妊・去勢手術のチケットが配布されて、登録協力病院に猫を持ち込んで手術をしていただくというようなもので、個人の持ち込んだ方の負担はなく、病院のほうへ直接その基金のほうからお金が支払われるというものになりますが、自治体が登録しますと、そのほかにノミの除去だとか、ワクチンの接種だとか、そういったものも無償で受けられるということで、メリットはあると思うんですが、町としましては、この地域猫自体が、地域の住民の方の理解を得て行う事業ということで、単純に野良猫を去勢手術をしてまた返すというだけですと、どうしてもふん尿のそういった苦情であったりだとか、トラブル、地域住民の方のトラブルもございますので、町の補助を使っていただく団体の方は、そういう地域の方の理解もいただいて同意をいただいたりだとか、そういったものも一緒にきちんと対応していただいた方に補助するということで、地域ぐるみで飼い主のいない猫を、住民のトラブルを少なくして、動物の命も大切にしていこうというような趣旨で考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君）　内田美穂議員。

○2番（内田美穂君）　乗合タクシーのほうですけれども、いろいろと調査していただいているようですので、それを運行をより使いやすいような運行計画に反映させていっていただければなというふうに思います。

あと、併せて利便性ですか、費用対効果ももちろん重要なんですけれども、ぜひ福祉の視点を入れた計画にしていっていただければというふうに思います。

あと、猫のほうの去勢・避妊手術のほうなんですけれども、これ、登録団体になれば、さくらねこ基金と同様に補助が受けられるということなんでしょうか。その点ちょっとお聞きしたいです。

○議長（小倉弘業君）　環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君）　自治体としての枠というのと、こちらの制度、ボランティア団体の枠、その両者に該当しない方は一般枠ということで申込みができるようになっておりまして、近隣でも自治体で申込みをしているところはあるんですが、自治体枠で申し込みますと、自治体の野良猫とか、そういったものを調査しまして、一般の方からのご要望だとか、

そういうものを取りまとめて基金のほうへ申し込むようになりますので、自治体から今度そのボランティアをしていただける方だとか、そういう方に再配分をするだとか、あとは町で独自に捕獲するということも可能ではあるんですが、なかなか全てを町のほうで行うというのは難しい部分もありますので、ボランティア団体の方に、町の補助金制度ですと3名以上の方の団体で申込みをいただいているんですが、そういう地域ぐるみでやっていく方のほうを推進しているというところであります。

以上です。

○議長（小倉弘業君）企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君）乗合タクシーのほうをより使いやすく、また、福祉としての観点のほうも大切ということでご意見いただきました。8年度に予定しております公共交通計画の見直しの中で検討しまして、取り込んでいければと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君）内田美穂議員。

○2番（内田美穂君）乗合タクシーのほうは、どうぞよろしくお願ひいたします。

去勢手術・避妊手術のほうなんですけれども、町で全部やっていくというのは大変だというのは私のほうも理解しているので、東金市ですか、大網白里市は、さくらねこ基金、自治体で登録されているんだそうです。近隣自治体が登録しているということは、何か財源が減らせたりとか、意味があるのかなというふうに思ったので質問させていただいたんだけれども、恐らく事務手続の煩雑さですとか、いろいろと事情とかはあると思うので、もし減らせるようだったら検討していただきたいなということで、今後、調査研究していただければなというところで、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小倉弘業君）環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君）環境防災課としても、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君）霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君）決算書の59ページ最下段になりますが、学校給食費の滞納繰越分です。10万4,245円とあります。令和5年には17万8,210円でした。この徴収の仕方が例年と同じ方法だったのか、また、強化したにもかかわらずこの金額だったのか、教えてください。

それに関連いたしまして、決算資料の、ごめんなさい、ページ数が65ページでした。

学校給食費の収入未済額なんですけれども、基本的には無償だと思うんですが、ここに載ってくる方は、学校の先生だったり、町外からいらしているお子さんの分かなと思うんですけれども、まず、令和4年の分が記載されていないのはどうしてでしょうか。ゼロだったのか、何なのか教えてください。

収入未済額を件数で割りますと、令和6年度は1万590円、令和5年度は4万6,800円、令和3年度は1万1,340円、令和2年も4万6,680円とか、ちょっと単価が高いんですけども、どういった方が未納になっているのかなと思って、お答えいただける範囲でお願いいたします。

続きまして、決算書の173ページ、下から5行目、産後ケア事業委託料314万1,225円なんですけれども、令和5年度は78万4,800円で、約235万円増額になっていますが、その内容を教えていただきたいんですけども、利用者が増えると増えるのか、その辺増えた結果であればいいなと思いますが、内容を教えてください。

最後、すみません、249ページ、決算書ですね。中段の貸付金、奨学資金貸付金なんですけれども、困っている学生に支援するのはとてもいいことだと思うんですけども、近年ですと、日本学生支援機構なんかでは、奨学金を借りたけれども、社会へ出て返済に困っている学生さんの話をよく聞きます。当町でこの貸付けをした学生さんの実際の返済が滞っていないのかどうなのか、その辺を伺います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） ご質問にお答えいたします。

まず最初に、学校給食費関係、収入未済のところでございます。収入未済を減らすための取り組んでいる内容といたしましては、個別に電話での納付要請、あと1件ずつ回る臨戸徴収、また、保護者からの申出によりますが、児童手当からの充当による徴収といいますか、そちらのほうの充当に取り組んでございます。

また、議員のご質問のとおり、こちら、給食費無償化になったとしても、やはり学校教諭、先生とか、あと区域外の方はやはり一定数ございますので、そちらのほうの未収がございます。こちらも随時徴収に取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、奨学資金の貸付けのほうでございますが、こちら、令和6年度につきましては、返済が滞っている方はおりません。また、今後ともこちらのほう、着実に貸付けした分についての返済については、取り組んでまいりたいと考えています。

概要的には以上です。お願いします。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 173ページの産後ケア事業委託料、令和5年度と比較して増額の要因なんですかけれども、今まで支援が必要な方を対象にしていたんですけれども、そういった全ての産後の方というところで、対象者の範囲を広げたというところで、増額になっています。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 給食費の徴収の件なんですかけれども、昨年3月の一般質問で私が強化年間を設けて、教育課全員で徴収に取り組んでいただきたいということをお願いしたと思うんですけれども、そのときに、おっしゃるとおりで、今後は学校の休業期間などを利用した複数グループによる徴収対策などを含めて対応を検討してまいりたいと考えておりますというご答弁をいただいたんですが、今の話だと、特にそういう行為はされていただけなかつたのかなと思いますが、今後もしないのか、やっていただけるのか、お願いいたします。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） こちらにつきましては、できるだけ着実に納入していただけるように、どういった方法が一番効率的かというところも当然ありますので、ふだんの業務も兼ね合いながら、こちらのほうは取り組んでまいりたいと考えております。

それから、令和4年度の滞納繰越分、こちらはなかったものということで載せていないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 霞浩子議員。

○3番（霞 浩子君） 今、令和4年度に関してはゼロということだったんですけれども、ゼロだったとしても、ゼロで記載のほうをお願いいたします。給食費に関しては、市債権というんでしたか、そういう税金の徴収とはちょっと違うというのも理解してはおりますけれども、やはり公平性の観点から、約1,800万から10万円減ったわけなんですけれども、今後も徴収に尽力いただけるよう、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 2点質問します。

決算書の251ページ、18のところで、学習指導等講師配置事業、額がすごく高いので、この項目だけ。この詳細と、あと、学習指導ですので、一定の効果を計っていると思いますが、効果はどのように計ったり、検証していくのか教えてください。

もう1点は、教育長にお尋ねします。この249ページのところを見ますと、英語講師配置事業、これも額がかなりございます。これを単純に、その下の外国人英語講師派遣委託料とあると、もっと3人分ぐらいは外国人講師が雇用できるのではないかというぐらいの数字だと思います。

先ほど、小学校には日本人の講師がいて、英語を教えているという感じでしたが、それは英語を教えているのではなくて、英語を使ってゲームを楽しんでいる、コミュニケーションごっこをしているという感じに受け取られがちだと思います。その分を生の英語を話す外国の方、日本人でもいいですが、雰囲気も子供たちが英語を話しているな、通じたな、うれしいなという、味わえるような、そのような方を採用する金額はここに十分にあると思いますが、やはり日本人同士で英語でコミュニケーションをやっても、それはごっこでしかないと思うのですが、教育長はどのようなお考えで当町の小学校の英語教育を進められてきたのか、お尋ねしたいと思います。2点よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 英語講師配置事業でありますけれども、小学校、森川議員おっしゃるように、小学校へ日本人の英語講師、中学校へ外国人の英語講師をそれぞれ派遣しているものでございます。

講師を派遣することで、児童生徒が英語補助講師やALTとのコミュニケーションを通じて、英語に対する興味関心が深まっているところであります。ただ、小学校のほうにおいては、子供たちの発達段階として、外国の方、日本語がしゃべれない外国の方というよりは、英語の堪能な日本人講師のほうがより適切ではないか、より効果的ではないかということで、日本人の英語補助講師を配当しているところでございます。

この事業によって、児童生徒の意欲は高まっていると感じておりますし、特に中学校では、英語検定の受験を希望制ということでさせていただいているんですが、8割以上の子供が希望するということで、英語に対する意欲がどんどん高まっているところだと認識しております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 決算書251ページ、学習指導等講師配置事業につきましてですが、これにつきましては、学級担任の補助者として、特別支援教育支援員の配置に対します、会計年度任用職員の人事費関係でございます。これは知的障害や自閉、情緒障害などの様々な障害のある児童生徒や、また通常学級において特別に支援を要する児童生徒に対しまして、学校生活の介助や学習活動上の支援を行う人材を確保することを目的に、令和6年度につきましては16名、小中学校に配置してございます。

こちらの理解度といいますか、これは当然、授業の振り返りといいますか、そちらで各児童生徒さんの反応とか、実際現場で確認した上での評価になるかと思います。また、年1回、それぞれ小中学校で学校評価、こちらをしてございますので、そちらの中からある程度は理解できるかというところが見えてくるかと思いますが、これは実際の日々の積み重ねだと感じておりますので、そちらの習熟度具合でというところで、評価というところか、その児童生徒に合った学習といいますか、進み具合、度合いというのは、常日頃個別に対応していくのかなと感じております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） 学習指導等講師配置事業、人数がたくさんいるということは、やはり当町の学校には特別支援をしなければならない児童や生徒がたくさんいるということなのでしょうか。それにしても人数、やはりそういう子たちには、たくさん手をかけて、できるだけ手をかけてあげることが個性を伸ばしていくことにつながると思いますので、こちらの事業は、やはり財力というか、金額が許す限り手厚くやっていただけるほうがいいかなと思いました。

テストをするとか、そういう形では検証は難しいと思いますので、やはり日々に接する方々のそういうことが大事になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、英語のほうに関してですが、今教育長はより効果的ではないかとおっしゃったんですが、それは実際により、教育長のお考へで、教育長のお考へを聞いたんですが、より効果的ではないのかという根拠がちょっと乏しいかなと。どこを見てそういうふうに感じられたのかな。じゃ、教育長は、全然幼い子たちが本当にALTではないですかとも、そういう子たちと接して大きくなつた姿をご覧になつたのかなと。横芝ではそういうことをやってないので、比較はできないかもしれません、茨城県のある町では、給食も一緒にALTがクラスの中に入つて食べると。そういうふうに大勢のALTを雇つていて、それこそ英検が

中学生の8割が3級ぐらいまで取ってしまうという、何かそういうのを以前ここでお話ししたことがあるんですが、そういう市町村もあると思います。

当町の英語検定を生徒が取りたい理由は、今何かなと考えたら、恐らくは内申点にプラスされるからとか、漢検もそうですが、何か検定を持っていると、そういうことがまことしやかにささやかれて、部活で何とかの大会でやつたら内申点がよくなるとか、生徒会長をやつたら何点だとか、そういうのが、本当の部分もそうじゃない部分もあると思うが、そういうちょっと、本当に英語が好きだからって、そういうのじゃない子たちもいるのかなと今思いましたが、やはりこの日本人講師をたくさん入れるということは、あくまでも教師側に立った利点が多いなと感じるところです。

再度お聞きします。横芝光町にもっとたくさんALTを、予算的にはこの日本人の分、それから周遊フライトやそれこそ英語検定の費用を全部回せば、もっと倍以上のALTは学校に常時1年間置けるくらいの費用は出ると思うが、いかがでしょうか。お考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 教育長。

○教育長（小川重之君） 議員おっしゃるように、たくさんの講師、ALTさんがいれば、それなりに今まで以上の効果が求められるところだと思いますけれども、予算の関係もございますので、その辺はまた事業との関係もありますけれども、今後検討していきたいなと思います。

英語補助講師につきましては、実際に学校の中で子供たちの様子を見ていますと、非常に講師さんとの間柄も良好で、子供たちが休み時間等にも積極的に講師さんと会話をしているところを見ると、小学校段階においては、外国人のALTさんよりも、日本人の英語補助講師さんの方が効果があるなというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 森川貴恵議員。

○7番（森川貴恵君） では、要望です。英語日本人講師の方は、生徒の前では英語しか話さないような、何かそういうことでやっていかれたらどうかなと思いますが、最後はご答弁は結構です。私はそういうことができるといいなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 私は、6年度決算資料、成果及び実績報告書に基づいて質問を

させていただきます。

初めに、6ページのふるさと納税推進事業ですが、返礼品の主なもの。

6ページ、生活路線バス運行事業、光ルート14便、横芝ルート14便、1万960名、1万4,947名とあります。1便当たり何名の利用なのか、お聞きします。

同じく6ページの乗合タクシー運行事業、運行日数294日、1万6,403名ですが、1台当たり、1か月の利用数、利用人数ですね。どれくらいになるのかを教えてください。

7ページ、地域女性活躍推進事業、女性デジタル人材育成支援業務委託ですが、主な業務委託、仕事の内容というのがちょっと私よく見えないので、この仕事内容を教えていただければと思います。

そして、同じく7ページの自動運転モビリティ事業1億3,490万4,000円、乗車人数が1,957人、1便当たり0.7人となっています。この0.7人、どのように見ているのかお聞きします。

次に、8ページ、防犯灯維持管理事業、防犯灯の電気料なんですが、これの防犯灯の電気料金、集落負担と町負担というふうになっているかと思います。どのような区分というか、仕分に分けてあるのか教えてください。

それから、同じく8ページの基金積立金、地域振興基金積立金1億63万6,000円ですが、これの中に地方債9,500万円、一般財源500万1,000円、その他63万5,000円となっていますが、この地域振興基金の積立金、どのようなものに使っていくのかをちょっと教えていただければと思います。

それと、先ほど補正でもちょっと出たんですが、9ページですね。航空業界学習事業ということで周遊フライトの件なんですが、これには小学校6年生165名というふうになっています。1人当たりというようなことで、先ほど課長は4万円くらいという話があったんですが、これ、引率者も当然行くかと思いますが、どのような人が引率者になるのか。学校の先生、当然行かれるかと思うんですが、どのようにになっているのかをちょっと教えてください。

次に、24ページ、住宅用設備等脱炭素化促進事業になります。住宅用設備等脱炭素化促進事業、定置リチウムイオン電池19基補助となっていますが、単価は計算すると7万なのかなと思いますが、申し込まれた人が全員受けられているのかどうなのかをちょっとお聞きします。

次に、すみません、決算書になって申し訳ないんですが、決算書の193ページになります。米の需給調整円滑化支援事業の中で、支援事業補助金5万円とあります。この補助金5万円

というものは、どのように使われるのかを、どのような補助金なのかを教えてください。

それと、同じく195ページ、農地中間管理機構事業10万5,716円ですが、この事業、農地中間管理事業に何人の人が相談に来られているのか教えてください。

それと、ちょっと飛んで209ページなんですが、決算書209ページ、林業振興事務費の千葉県森林組合北総事業所横芝光支部運営費補助金7万9,000円となっています。光支部で活動している人、何人いるのか、お願いします。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、ふるさと納税の返礼品の主なものということでございました。6年度の寄附額の多かった、主なものということでお答えをさせていただきます。

一番多かったのは、お米でございまして、全体の71.6%を占めており、金額では約7,580万円となっております。次に多かったのがゴルフ場のチケットでございまして、金額は約1,340万円、全体の12.7%でございます。この2つで約8,920万円と、全体の84.3%を占めています。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 山崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、町内バスの1便当たりの人数ということでございます。横芝ルートにつきましては、1便当たり2.7人、光ルートにつきましては、1便当たり3.6人と、光ルートのほうが1便当たり多い状況となっております。

続きまして、乗合タクシーのほう、こちら1台当たりの乗車ということで、13.9人となっております。

続きまして、女性活躍のほうですが、こちらのほうは女性の活躍を支援するために、在宅で仕事を始めたいと考えている方々を対象とした、テレワークの基礎技術を身につけるセミナーのほうを開催しております。こちらのほう、なぜこういった事業をやっているかといいますと、空港の機能強化に伴いまして、当町を選んで、当町が選ばれるような、特に女性に選ばれるような町になるために実施しているものでございます。

続きまして、自動運転バス1便当たり0.7人ということで、こちらはどう考えるということでございますが、利用の人数としては少ないというふうに考えております。こちらに対応するため、今現在ダイヤの改正を検討しております、より利用しやすいルートや運行時間とすることを考えております。

続きまして、地域振興基金の使途でございますが、こちらのほう、広報よこしばひかりの発行事業のほか、39の事業に充当しているところでございます。

それから、周遊フライトの引率でございますが、こちらのほう、小学校の各クラスの担任の教員、それから役場の職員のほうは随行しているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 山崎義貞議員ご質問の、防犯灯維持管理事業についての町管理と地区的管理の防犯灯の区別はどのようなものかというご質問にお答えします。

こちらにつきましては、町で管理している防犯灯につきましては、主要な道路、県道であったり、そういう幹線道路、主要な道路に設置されているものを町管理として行っております。地区的管理としましては、行政区から要望いただいたもので、その地区内の道路、地区的住民の方が主に通るような道路で、必要性のある場所を要望いただいたものを町のほうで確認をして、必要な場所に設置したもの、こちらについては地区管理として管理をお願いしております、電気代につきましても、地区で負担をしていただいております。

それと、住宅用設備等脱炭素化促進事業、こちらの蓄電池の補助につきましては、昨年度につきましては、12月で予算額が満額になる見込みでありましたので、その時点で広報等で、ホームページ等で周知をさせていただいて、申込みのほうは、6年度についてはその時点でお受けできないというような周知をさせていただきました。ただ、申込み状況としては、6年度19基の実績ありましたが、こちらについては、その後、申込みの間合せがあつてお断りする、予算がないでお断りするというようなケースは見受けられませんでした。

以上になります。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

まず、決算書193ページ、米需給調整円滑化支援事業費補助金、こちらの内容ということであったかと思いますが、こちらにつきましては、横芝光町農業再生協議会の活動補助金ということで、その内容は、通信運搬費、会議費、消耗品等、事務費に係る国庫補助の対象とならない経費につきまして、町で補助しているものでございます。

続きまして、決算書195ページ、農地中間管理機構事業、こちらの相談件数ということであったかと思います。こちらですが、大変申し訳ございません、貸し借りが成立した相談のみ把握してございまして、こちら85件の相談となります。

続きまして、209ページ、千葉県森林組合北総事業所横芝光支部、こちらの活動人員ということでございましたが、こちらですが、役員で支部役員が8名、地区監事が12名でございます。その他会員が約40名ほどいらっしゃいますので、全体で60名くらいがこの支部の会員ということになります。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） ありがとうございます。分かりました。

それでは、返礼品ですが、米の値段も高くて、返礼品に米というようなことが多くなっているかと思います。そんな中で、これからの中の今後の返礼品の米の問題をどのように考えるのか。米の確保というのも当然しなければならないかと思いますが、そのところはどういうふうに考えているのかを教えてください。

それから、生活道路、生活路線のバス運行事業で、1便当たり2.7、3.6というふうに、約1人、1便当たり1人違うんですが、この横芝ルートと光ルートの利用客、以前は循環バスのときには横芝ルートのほうがはるかに多かったというような気がするんですが、逆点しているというのは何か横芝ルートに何かあるのかな。要するに、コースのシャトル型にしたことによって、バス停まで行くのが遠くなってしまったということで、バス停が遠いということで使いづらくなったという、そういう意見もあるわけなんですが、そのところというのは、これからいろいろ課題になっているかと思うんですが、そのところをどのように考えるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、乗合タクシーの運行事業ですが、山武市の松尾と、それから飯倉駅ですかね。十九里ホームも含めてだと思いますが、ここに行く人も、当然利用されている人も、町外まで利用ができるというふうになったもので、ここの要望があったということで、この人たちもいるかと思います。どれくらいの方が利用しているのか、分かれば。町外利用ですね、思います。

それから、女性デジタル人材育成支援業務、主な内容ということで、在宅テレワークの援助というようなことがありました。どのように成果として今、一気にというわけにいかないかと思いますが、現れているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、自動運転モビリティ事業ですが、ダイヤ改正というようなこともありました。少ないという認識もあるということでした。1便当たり0.7人というのは、本当にいいの、これでというようなことで、ただ単に実証実験だけしていればいいという、実証実験から何を

というようなことであるかと思いますが、そのところで、特筆すべきこのモビリティの事業ですが、あつたかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。今年度の事業ということですべて予算分け、一応してありますが、来年度は未定ということだったと思います。来年度も続けるのか、どうなのかというのを検討すべきときに今来ているのかなと私も思っております。

それと、すみません、防犯灯維持管理事業のところですが、町管理のものは当然町が電気代を払う、集落管理のものは集落がお金を払うということになっていますが、これ、どれくらいの数、何基ずつあるのかというのが分かればちょっと防犯灯の、データ上にはたしか載っているはずだと思いますが、教えていただければと思います。

それから、航空業界学習事業のところで周遊フライトのところで、担任、それから町の職員とありましたが、人数、私何名かとたしか聞いたような気がしたんだけれども、人数、何人、この担任と職員が随行するのかをちょっと教えていただければなど。

それと同時に、この事業は多古町でもたしか一度行われたと思うんですが、引き続き多古町もやっているのかどうなのか、ちょっと分かれば教えてください。

それから、住宅用設備等脱炭素化事業のリチウムイオン電池ですが、12月で締め切ったけれども、その後もということだとありました。申し込まれた人は、要するに全員これを受けたというようなことの理解でよろしいのかどうなのか。再度そのところを確認したいと思います。リチウムイオン電池の補助7万円で非常に助かると思うんですが、非常に高価なんですね。50万、60万、70万、80万という形ですると思うので、もう少しその補助が、これは当然、上に太陽光パネルがないとできないと思うので、太陽光パネルある人じゃないと、これ、つけられないと思いますが、もうちょっと事業の町単、これに加算して、町も加算して、補助の制度を拡充すべきだと思うんですが、そういう考え、ちょっとあるのかどうなのか。決算のところでこういうような話というのはちょっとあれなんですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、先ほど1回目で聞くのをちょっと忘れちゃったんですが、195ページの有害鳥獣駆除事業のところに、初心者狩猟講習会負担金3万円とあるんですが、多分1名分だと思うんですが、新たな講習を受けてというようなことになるかと思うんですが、こここのところ、何人がこの講習会に出られたのか、ちょっと教えていただければと思います。

それと、さっきの中間管理機構の件ですが、成立したのが85件ということで分かったんですが、どれぐらいの人が相談したか分からないというふうなことだったんですが、やはりこのところもきちんと相談件数、どれくらい人が来たのかというのもやっぱり分かっていな

いと成立したしないということもありますので、このところは今後、きちんとデータとして残しておく、取っておくべきだと思うんですね。やっぱり窓口の職員、もうちょっとそのところも注意深くやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時15分とします。

（午後 0時00分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時13分）

○議長（小倉弘業君） 議案審議を続けます。

財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、米の確保についてお答えさせていただきます。

米の価格の高騰によりまして、民間に売りさばいたほうが必要もあるし高く売れるという話は聞いておりますが、当町におきましては、事業者とのコミュニケーションを大切にいたしまして、昨年度と同程度の在庫を確保できるよう調整をしているところでございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） いただきました質問のうち、まず町内バスの件につきまして、横芝ルートの利用のほうが多いという状況はございます。地図などを見ますと、主なルートとなっております横芝・上堺線、あと、横芝停車場・白浜線の県道がルートとなっております。その県道上の家の貼り付け方としましては、光ルートのほうが多いような状況がございます。

これまでルートのほう、いろんなパターンを見直ししてまいりました。どれがベストかというところは、なかなか見いだせないところですが、公共交通の検討の中で研究してまいりたいと思います。

それから、乗合タクシーの山武市、あるいは匝瑳市方面の利用ということで、令和6年度実績になります。松尾駅での乗車が28、降車が44、飯倉駅での乗車が73、降車が122、九十九里ホームの乗車が212、降車が266となっております。なお、先ほど1台当たりの乗車の人

数をお答えしましたが、参考までに、乗合率につきましては1.09人となっております。

続きまして、女性活躍の実績ということですが、2つのパターンで実施しております。入門編とスキルアップ講座という2つあります。入門編のときは7名、スキルアップ講座のほうが5名で、今時点ではこちらのほうから就業につながったという情報のほうは得ていないところでございます。

それから、自動運転バスの効果というところでございますが、2つ考えられるかなと思います。まず、自動運転比率を高めた、公道で通年で実証走行をやったという情報の蓄積、データの蓄積、これによりまして、自動運転サービスの実現の方向づけに向けて進められたものと考えております。

2点目としまして、事業の先進性というのが評価されまして、町の知名度が向上したのではないかと考えております。多くの視察のほう受入れをいたしまして、33件、247名の方々が北は岩手県奥州市から、南は鹿児島県垂水市からお見えになっている状況です。

今後につきましては、先ほど申しましたように、利用者の増加を重点に進めまして、住民の方々の移動手段として、さらに受け入られるように努めながら、事業の方向性につきましては、慎重に検討してまいりたいと考えております。

それから、周遊フライトにつきまして、申し訳ありません、私のほうでお答え足りなかつたです。教員のほうが12名、これは横芝小、光小が3名、その他3校については2名ずつ。それから、町が6名、教育長、副町長、企画空港課から2名、教育課から1名、それから広報担当が1名乗機しております。

多古町の周遊フライトにつきましては、令和2年度に実施して以降、周遊フライトは実施されておりません。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 山崎義貞議員のご質問の、防犯灯の地区で管理している防犯灯の基数の数ということですが、こちらにつきましては、町で防犯灯の台帳を整備をしておりますが、こちらが町全体で、システムの数を集計しますと4,671になります。そのうち町管理、町のほうで管理している基数が、令和6年度末で2,057基となります。

ですので、差し引きますと、そのほかの地区で管理していただいているものということで、2,614基という計算になります。しかしながら、こちらにつきましては、町管理は全て町で設置したものを台帳で毎年管理をさせていただいているんですが、地区の管理の防犯灯につ

きましては、令和2年度以降、各地区で更新、撤去、そういったものを電気代も含めてお願いしているところがありまして、ですので地区独自で新設したものや撤去したものも幾つかあると思いますので、正確な数字は、地区の管理のものについては、町のほうで把握できていない状況でございます。

住宅用設備の脱炭素化促進事業の補助金ですが、蓄電池の補助金につきましては、申請された方全員に補助ができる状況であります。町の予算に応じて増額はできないかというようなご質問ですが、こちらにつきましては、蓄電池の購入費用は確かに高額なものになるんですが、県の事業で共同購入をすることで、割安、単価を下げて購入、設置できるような制度もございます。また、国独自の補助とか、そういったもの等もありますので、そういうものを利用いただいて、町につきましては、脱炭素の推進と、そういう県の事業であつたりだとか、そういう効果的なものをお紹介させていただいて、推進していくような方法を取りたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

決算書195ページ、上から3つ目の18節のうち、初心者狩猟講習会負担金、この人数ということであったかと思うんですが、こちらは1名分です。職員がわなを仕掛けることができるよう、狩猟免許を取るための講習会に受講するものです。

そして、その下、農地中間管理機構事業、未成立でも件数は把握すべきだということでありましたが、こちらについては、相談の受付台帳なりを作成しまして、今後しっかりと把握していきたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 分かりました。

ふるさと納税ですが、昨年と同じだけは確保というような話でした。そうですね、非常に難しいというか、生産者に対して、どのような確保をしてもらうかというのは当然あるかと思うんですが、米価の高騰の中で、確実にこれ、今年度というか、上がると思うんですよ、多くなると思うんですよ。そのところというのは、やはり一定に生産者とか、そういう事業者とうまく話といいますか、損をして言ってもちょっとおかしいんですが、協力してもらえるというかね、そういうようなことも働きかける必要もあるし、確保するということが、

どこでも米がないということで、キャンセルというふうになっちゃっているというふうなことがある中で分かるんですが、ちょっとそのところも考えていく必要があると思います。ある程度の数を確保して、要求に応えられるというようなことというのは必要なかなと思いますので、そのところも検討してはどうなのかなと思います。

それと、すみません、路線バスですが、シャトル型になってというところで、これ、アンケートは当然利用者に対して取っていると思うんですね。このアンケートを取っている中で、このシャトル型の状況を改善してほしいとかというものが今まであったかどうか、アンケートの中でそのような意見というのはどうだったのかというのをちょっと知りたいんです。なので、ちょっと分かっていればお願ひしたいと思います。ぜひ、やはりよりよい、使いやすいシャトル型のバスにしていく必要があると思うんですね。

すみません、それと、自動運転モビリティの事業ですが、町の知名度、これの知名度アップには、確かに横芝光町で公道での実証実験をやっているということで、アピールは一定にあると思います。そこに関しては、今言わされたように岩手と鹿児島の人からもということであったということは、興味を持っているというようなことというのは当然あるので、そのようなことだと思いますが、いずれにしても、あまりにも低い利用者というようなことと、それから町民に対しての利用と言ったらおかしいんですが、利用しづらいところというのは当然あるかと思うんですね。なので、そのところというのは、どのようにしていこうと思っているのか、今後の課題も含めて。それから、どのように乗ってもらうと言ったらおかしいんですが、知ってもらうというようなことをしてきたのか、町民に対してですね。そこをちょっと、最後ですので聞かせてもらいます。

それと、防犯灯のことですが、確かに今後は地区で設置、それから古くなれば撤去、それから電球が切れれば交換というようなことで、地区で設置したものに関してはやってもらうと、そういうようなことですよね。当然そうなってくれば電気、町の設置したものに関しては、町が全部責任を持つ、電気代も含めて。地区が設置したものに関しては、地区で管理も含めて責任を持つというようなことでよろしいんですよね、きっとね。ちょっとそのところの確認をちょっとしたいんですが。

それと、リチウムイオン電池の定置リチウムイオン電池のことは、一応そういうような方向だと、町のことは分かりました。

それと、産業課長にちょっと質問を忘れたものがあったもので、ちょっと答えてもらいたいんですが、需給調整推進対策奨励事業ということで、88経営体というふうになっています。

この額としたら2,702万3,000円ですが、88経営体ね。この面積、88経営体の面積をちょっと知りたい。それと、この単価、どれぐらいになっているのかというのを教えてください。

それと同じく、これ、1,000万円、これ、額が昨年と比べて少なくなっているんですが、この1,000万少なくなっているということを、なぜ1,000万昨年と比べ、少なくなっているのかを教えてください。

最後なので、以上、お願ひします。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） ふるさと納税の件でございますが、経費率50%以内ということもございますので、米価の値上がりに合わせて、寄附額を上げていくということも当然あるかと思いますが、事業者との連絡を密に取りながら、今後対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） まず、町内バスのアンケートなどの中でシャトル方式したことに対するご意見ということで、今時点、私はそのご意見というのは把握はしていないところではございますが、やはりルートを変えたことによりまして、これまで利用していた方々にとっては形態が変わってしまう、そういったことに対して、今までとは同じ使い方ができないので使いづらくなつたというご意見のほうは聞いたことがございます。

こちらのほうは令和4年度にルートのほうを変えまして、ようやく利用者の皆さんのが慣れてきた頃であると考えております。今しばらくこのルートで運行のほうをして、また、停留所から遠い方は、ぜひ乗合タクシーのほうを利用していただければと思います。

それから、自動運転バスですが、町民の利用ということでございます。現在ルートまたはダイヤの見直し、それから停留所の増設のほうの準備をしておりまして、10月中にはそちらのほうに切り替えたいと考えております。また、新しくつくる停留所の周辺の方々にも、何かしらの方法でお知らせのほうをさせていただきまして、利用者の増に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 地区の防犯灯の関係ですが、こちらにつきましては、球や器具の交換、修繕、あと電気料につきましては、地区で貯っていただくということでお願ひしておりますので、ご理解のほうよろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 産業課長。

○産業課長（小川健二君） お答えいたします。

191ページ、需給調整推進対策事業補助金、こちらの面積です。面積、すみません、ちょっと平方メートルで申し上げます。436万6,754平方メートルです。単価は、麦、ホールクロップサイレージ用の稻、飼料用米、米粉用米、加工用米、それぞれ1平方メートル当たり7円です。あと、大豆の二毛作につきましては、1平方メートル当たり3円ということで、10アール当たりにすれば7,000円と3,000円ということになります。

あと、令和5年度よりも減額となったこちらの理由なんですが、主食用米の価格が高騰したことによりまして、需給調整の取組が減少したということが原因となっております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） では何点か、実績報告書の6ページ、2款1項4目広報よこしばひかり発行事業の印刷物は8,800部でありますけれども、昨今的人口減少に伴って、要部数や廃棄部数等々を確認しながら調整されているかと思うのですが、その辺の状況を教えてください。

その下の町ホームページ運用事業の中の関係で、記載はございませんが、よこぴーのA Iチャットボットの運用状況。これは令和6年2月20日より運用開始して丸々1年やった結果、前年度の決算調査の際も少し質問しましたが、その際に精度を上げながら対応しているということありました。さらに精度が上がったものかと考えますので、令和6年度の状況を教えてください。

そして、決算書の51ページ、18款1項1目、先ほど山崎議員が質問されておりました、ふるさと納税寄附金の中で、状況のほうは十分分かりました。この状況を踏まえて、私は以前から戦略的に民間事業であります講習会とか、そういうものを含めて、職員のスキルを高めるなど、戦略的に事業を開拓していくはどうかということを申し上げておりますので、令和6年度の中でそういった主な動きがあったのか、それも踏まえてお願いたします。

決算資料、また1ページ、すみません。2款1項8目住宅取得奨励金交付事業、これが事業交付対象者が見込みより少なかったためとあるが、これはどのような見込みを立てて、実績が少なかった状況となったのか。

実績報告書の9ページ最下段に、L o G o フォームサービス使用料90万円というものがあります。これ、ちょっと教えていただきたいんですけども。ノーコードツールのk i n t

o n e みたいなものの自治体向けのようなものなのか、また、これを具体的にどのようなものに活用していったのか。

同一欄の記載の A I 音声議事録作成ツール利用料、延べ利用時間が令和 5 年度の決算と比較して 2 倍以上となっております。これは当然評価するものでありますけれども、これ、 1 年間活用してきて、まだ伸び代はあるものなのか。

ちょっとページが前後します、すみません。決算書 51 ページ、今度は企業版ふるさと納税の話ですけれども、前年度比較は 90 万円の増額です。こちらについても毎年質問しておりますが、増額に至った分析結果や今後の方策、これは 2027 年度まで延長したようござりますので、これ、頑張っていただきたいという希望を含めて質問をいたします。

すみません、また実績報告書にまいります。31 ページ、7 款 3 項 1 目栗山川堤防維持管理事業、令和 5 年度からの新規事業で、千葉県との協定書に基づき、堤防の除草工事や安全施設設置工事を行ったものと認識しておりますが、予算額がおよそ 1,092 万に対し、決算額が 862 万円でございます。この辺の減額理由、また、これに関係するものとして、以前の決算調査の際にも、除草工事のみではなく、根本的な解決に向けて、県にも相談しますという回答をいただいておりますが、この根本的な解決に向けての進捗があればお願ひします。

実績報告書 32 ページ、3 行目の 7 款 5 項 1 目住宅改修補助事業、これは令和 5 年度比較で決算額が下がっております。この辺の減額理由を教えてください。この中で、ブロック塀に関するリフォームが含まれているかと思います。ブロック塀の倒壊事故による小学生の死亡事故に鑑み質問いたしますけれども、このブロック塀に関するリフォーム件数が令和 6 年度はあったのか。

あと、実績報告書 32 ページ、8 款 1 項 2 目の中に、準中型免許取得補助金があるはずなんですけれども、これは令和 6 年度の実績と今後の見通し、消防団の待遇改善の中からそういったご回答をいただいておりますので、その実績を把握したいと思っております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） それでは、総務課所管の事業、2 点ございました。お答えさせていただきます。

まず初めに、広報よこしばひかり発行事業です。実績報告書 6 ページになります。こちらにつきましての配布数につきまして、令和 7 年 9 月 10 日現在ですが、各地区への配布数が 6,912 部、各公共施設、コンビニ、スーパー等の窓口への設置数が 1,037 部、また町内外の個

人、団体、法人等への郵送数は267部となっておりまして、これらの合計で8,216部でございます。残りの8,800から今の8,216部を差し引きました584部につきましては、町内の各所属への配布や予備、保管用として利用させていただいております。また、人口減少に伴う地区への配布数は、都度、行政総務員さんのはうから報告で調整しているところでございます。

また現時点で、広報紙の発行部数、8,800部から仮に8,500部に減らした場合ですが、1部当たりの単価は上がるという状況でございます。

それと、もう1点ございました。その下、実績報告書6ページ、町ホームページ運用事業のよこびーのA I チャットボットの運用状況でございます。質問の中には、質問の意図が分からぬものとか、無効になるような質問もございます。これらを含めますと年間、令和6年4月1日から令和7年3月31日までございますが、質問件数は3,799件で、回答率は88.5%でございました。また、令和7年4月1日から令和7年9月10日まで、昨今の状況でございますが、こちらの件数で1,413件、回答率は約90.3%でございます。運用を開始しました令和6年2月20日からの合計といたしますと、質問件数は5,842件で、回答率は89.8%となります。

また、職員の負担軽減のお話でありますが、電話や窓口による対応を質問1件当たり5分と想定しますと、1時間で12件、この場合ですと5,842件割ることの12回ということで、486.8時間となります。これに対し、運用開始時からの回答の更新や追加の作業時間を行っておりますが、この時間を考慮しても、町職員の全体の負担軽減にはつながっているものと考えます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） それでは、決算書51ページのふるさと納税につきましてお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきまして、戦略的な取組を行ったのかということも含めてということございました。昨年、境町に研修行ってはどうかという話もいただいたところでございますが、境町と当町では取り巻く環境が大きく違いがございましたので、また、どこまで内容を検証できるか分からぬということもあったことから、現段階で境町への派遣については考えておりません。

また、中間事業者の見直しというのも検討したところでございますが、現在の中間事業者の相談体制、指導体制等の中で、寄附金が上がってきたということ、また、手数料のパー

センテージ、これが今の中間事業者を超えるところがなかったという経過もございまして、これについても引き続き同じ業者で対応しております。

また、6年度のふるさと納税の結果についてでございますが、当町の6年度のふるさと納税寄附額は約1億585万5,000円で、対前年度約6,074万円の増、県内ランキングでは35位でございました。5年度が42位でございましたので、7位上がったということになります。これについては、お米を返礼品とするふるさと納税寄附額が、前年度と比較して約6,300万円増額となったことによるものでございます。県内の6年度のふるさと納税ランキングを見ますと、1位は昨年10位だった銚子市が対前年度19億円の増で1位、一方、昨年1位だった勝浦市につきましては、34億円減で県内3位ということでございます。これにつきましては、新聞報道等によりますと、サケの切り身、これが明暗を分けたようでございまして、銚子市はサケの切り身を訳ありとして返礼品に加えたことで、大幅な増収となった。一方、勝浦市では、サケの切り身を提供していた事業者が製造場所を市外に移転させたことで大幅な減収になったとのことでございます。

このように、1つの返礼品で数億円が変わるような振れ幅の大きい中でございますが、当町には目玉となるような返礼品がお米以外に今のところないというのが現状でございます。現在、返礼品の発掘のために、様々な事業者とコミュニケーションを取っておりますが、すぐに結果が出るものでもございませんので、地道に頑張っておるところでございますから、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） 秋鹿議員からご質問いただきました4点についてお答えさせていただきます。

まず、住宅取得奨励金交付事業でございますが、令和6年度からこちらの事業は都市建設課の所掌となっておりますが、令和6年度予算要求で見込みを立てたのは企画空港課でございますので、私からお答えさせていただきます。

予算要求時点で把握できていた令和4年度実績では52件、2,880万円の実績があり、令和5年度の上半期でも27件の実績があったことから、令和4年度並みを見込んで、2,890万円を6年度に要求したものです。実績につきましては38件で、より見込みより少なかった状況にあります。

続きまして、LOGOフォームのサービスの利用料につきまして、LOGOフォームにつ

きましては、役場への申請や内部事務での紙の手続を専用フォームにデジタル化することで、ペーパーレスの促進や来庁手續を不要とする、行かない窓口の実現を可能とするノーコードツールと言われております。こちらはKintoneという商品も類似の商品であるというふうに聞いております。

具体的な活用としましては、住民向けでは、各種アンケート調査のインターネット回答、検診やワクチンの予約、会議の出欠確認などに活用しております。職員向けでも、アンケートや研修参加申込みなどに活用しております。

続きまして、AI音声議事録作成ツール、こちらの伸び代というところでございます。こちらのツールの便利さというのが皆さん、職員のほうに浸透してきたというところから、利用の増加がしております。引き続き、需要は続くものと見込んでおりまして、会議が多い時期などは、貸出し中で利用できないこともあります。

それから、最後に企業版ふるさと納税、こちらにつきまして、増額に至った分析としましては、有利な税制優遇と広告効果など、制度の浸透が進んだことによるものと、それから民間企業の企業業績が向上していることにあると見ております。今後の方策としましては、総合戦略を積極的に周知し、企業の企業版ふるさと納税に対する意欲を高めることが必要と考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君） それでは、秋鹿幹夫議員のご質問にお答えします。

決算審査資料の31ページ10行目、栗山川堤防管理事業、こちらが当初予算に比較して決算額が少なかったものについてなんですかけれども、当初予算につきましては、年2回除草作業する予算を計上しておりました。8月から9月に1回目、11月から12月に2回目ということで、年2回除草作業することで予算計上しておりますが、2回目の除草作業をする前に、現地を確認しましたら、栗山川環境美化ボランティアで、建設課が実施する範囲の部分、ほぼほぼ除草作業がされており、草がそんなに伸びておりませんでしたので、お金をかけて除草するということを避けまして、2回目の部分につきましては、昨年の3月議会で減額補正させていただいております。その結果、1回しか実施しませんでしたので、決算額が低くなっています。

あと、根本的な解決策を考えて、県のほうと相談したかということでございますが、昨年というか、今回、コンクリート工で覆ってしまうと、莫大な費用がかかるということで回答

してあって、その後の対応はということなんですかけれども、コンクリートキャンパスという工法がございまして、シート状のものを敷いて、そこに水をかけるとコンクリートのように固まるというものがございまして、こちらが安価でできるんではないかということで、県の土木事務所のほうに確認を取りました。そうした結果、河川のほうでこの工法はまだ実績がないということで、安全性、耐久性の面で保証が取れないということで、こちらは今できないうことで回答を受けております。

それと、続きまして、32ページ2行目、住宅改修補助事業、こちらの減額理由なんですけれども、令和5年度につきましては36件の申請がありました。令和6年度は23件に減少しております。こちらにつきましては、やはり建設資材の高騰や建築費の高騰によりまして、リフォームを控えるという方が若干はいらっしゃるのかと思います。

それとあと、補助上限額200万に対して10%の20万が補助額ということになるんですけれども、満額の200万にいかなかったものが半数以上あります、こちらも減額の理由となっているものと考えられます。

あと、コンクリートブロックのリフォーム件数ということですが、令和6年度は実績はございませんでした。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 実績報告書の32ページ、消防団活動費についてのご質問ですが、消防団活動費の中で消防団員準中型免許等取得経費補助金、こちらにつきましては、令和6年度当初予算で50万円の予算を計上させていただいておりましたが、令和6年度の実績としては、申請者がいませんでしたので、実績としてはゼロで、こちらのほうには載ってきていらない状況となっております。

この制度ですが、今後、消防団員、新規で入ってくる方たちの年代が普通免許で、準中型の車両を運行できない方たちが増えてくることも考えられますので、制度としては維持しながら、実績見込みで適正に予算のほうを確保していきたいと考えております。

消防団員の待遇改善につきましては、国の基準の報酬額等も示されておりますので、まだうちの町のほう、基準に満たしていない部分もありますので、担当課としては今後も努力していくことを考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 秋鹿幹夫議員。

○8番（秋鹿幹夫君） ありがとうございます。

順を追って、もう一度申し上げます。広報よこしばひかり発行事業のことでありますけれども、調整しながらやられているということで、そこは分かりました。できれば利用がなく、配布しているもの以外で、各公共施設なんかに置いているもののその廃棄数なんかも、少しやんわりでも確認できるとよろしいのかなと。部数を変更しても1部当たりの単価が上がってしまうということで、金額のほうには影響は少ないのかなというふうには思いますけれども、SDGsの観点から廃棄物を減らすという取組も考え方の中で必要だと思いますので、その辺のお考えがあればお願いいいたします。

よこぴーのAIチャットボットは、この数字をいつも指し示していただいて、非常に分かりやすいです。ありがとうございます。

ふるさと納税の関係なんですけれども、銚子市と勝浦市の比較なんかもすごく分かりやすくてよかったです。戦略的にという中で、また少し調べたところなんですけれども、ふるさと納税戦略プロデューサーというのを外部から招き入れて、その方が三重県の四日市市というところにいらっしゃるという記事を見たんですが、年収が1,000万円支払うということで、ふるさと納税の利益の分を鑑みると、二千数百万以上の金額をこのプロデューサーを雇うことによって持ってくれれば、それ以上は利益になるという考え方ですので、そういった考え方も一つの手法なのかなと思いましたので、もしその辺でご意見があればお願いいいたします。

あと、住宅取得奨励金交付事業、あともう一つ、さっきのブロック塀の住宅改修補助事業、これらの見込みが少なくて、執行残が起きる、要は利用が少なかったという理由というのは、やっぱり両方、物価高騰の影響というのが強いものかなと思います。こういった社会情勢なんかも含みながら、また補助金の見直しとか、使いやすいものに変革させるという考え方も必要かと思いますので、大分状況が違ってきてていると思いますので、その辺のお考えがあればお願いいいたします。

あと、様々なDX関係について今いろいろ質問させていただいたんですけども、これらの推進は当然急務であると考えますので、これらの進捗については、今お伺いした限りでは大変評価するものでありますけれども、費用対効果の数字で示していく形というが必要であると思っています。

例えば、先ほどの質問の中にはないですけれども、Zoomのライセンス使用料なんかにつきましても、ホスト開催24件、1,424分利用されたということですので、こういつ

たものも、移動時間の削減や、また、より参加しやすい状況にあることで、参加者数が増えるというのも利益だと思いますので、その辺の費用対効果についても、数字的に見える化を考えていく必要があると思うんですね。

あまり時間使っちゃうと悪いので全部申し上げますけれども、何となく便利になりましたよねという定性的な考え方よりは、何分削減できましたという定量的な考え方で、それを見える化することによって、役場全体の中で調整を図って、作業工数を平準化していくという考え方にもなりますので、いろいろDXが進んでいる課においては、どんどん作業時間が浮いてくるんだけどもという形で偏りが生まれる可能性もありますので、そういったものを平準化するためにも、時間をちゃんと見える化していく、それをできれば人件費から金額で示せるようになれるとな一番いいと思いますので、その辺の考えをお願いいたします。

あと、企業版ふるさと納税の寄附金も、具体的なプロジェクトということで今お答えされましたけれども、まさにそのとおりだと思います。いろいろ調べていると、町長が一生懸命お願いしに行ってくださっているというのも中にはあるんだと思っているんですが、ただお願いするというよりは、こういったプロジェクトにふるさと納税を寄附していただきたいという形のほうが、やっぱり企業側としてはやりやすいようありますので、例えば、横芝駅の南側を活性化したいので、そのプロジェクトを立ち上げて、そこに寄附をしてもらいたいというような、具体性を持った形というのが一番企業にはメリットになる、社会貢献に対するですね。そういうものを目にしましたので、そういう形で進めていただければと思います。

栗山川堤防維持管理事業、これ、栗山川周辺環境ボランティアと調整しながら次は進めるべきだと思うんですけども、執行残が残ってしまうのも、やっぱり予算的にはもったいないこと、もったいないというか、適正ではないと思いますし、また、栗山川ボランティアの人員の配置というのを考えていくというのも、環境防災課さんには提案していますので、そういういたところも、必要がないところから必要なところに配分していくという考え方もできますから、このような令和7年度のお考えがあればお願いいたします。

あと、この栗山川の除草作業について、その根本的な解決という中で、いろいろ考えてくださった、このコンクリートキャンパスですね。もう前から私、目つけていましたけれども、考えてくださったことは1つの前進だと思います。ありがとうございます。

この耐久性の面で実績がないということでありましたから、できれば実績をつくっていく、試験的にというような取組がその先にできるのか。お考えがあればお願いします。

あと、住宅改修補助事業の中のブロック塀に関するリフォーム件数は、ゼロ件でしたということでありました。先ほども申し上げましたけれども、ブロック塀の倒壊に関する小学生の死亡事故というものを鑑みて、令和5年度からも質問しているんですが、教育委員会と合同で実施している通学路点検の際に、都市建設課も同行しておりますので、連携して対応してまいりますと、その普及活動についてですね。との回答をいただいているので、この辺の進捗をお願いいたします。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） 広報よこしばひかりの広報の廃棄数について、ただいまＳＤＧｓの面からもということで、貴重なご意見、大切な視点であると思います。ありがとうございます。

その中で、調査につきましては、当課ではしてはおらないんですが、今シルバー人材センターに配布と回収のほうをお願いしておるところでございます。例えばコンビニの11店舗でありますとか、商業施設3店舗だとか、JA、郵便局などでございます。こちら、回収で戻ってくるものは、今のところはほとんどない状況ではございますが、議員おっしゃったような、こちらのほうの廃棄の問題はありますので、今後とも課題として残しておきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小倉弘業君） 財政課長。

○財政課長（郡司 勇君） ふるさと納税の外部人材ということでございました。年収1,000万で経費を考えると2,000万円、寄附が増えればペイできるということでございます。ただ、このほかに返礼品代金であったり、そういう経費をいろいろ考えると2,000万ではちょっと取まらないのかなという、今しているところでございますが、いずれにいたしましても、今年度1億の寄附金があったところ、これ以上の寄附を集めるためには、外部人材の登用であったり、また企業誘致であったりというものが考えられるかと思います。

今現在、上堺小学校と日吉小学校、この民間活用についてプロポーザルを行おうとしているところでございますが、その中で、返礼品になるような事業者が来てくれたらいなと期待をしているところでございますが、そのようなものを今後検討していかなければと考えております。外部人材につきましても、調査研究をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 企画空港課長。

○企画空港課長（加瀬淳一君） ご意見いただきましたDXなどにつきましては、費用対効果

の検証という点につきましていただきました定量的評価、こちら、非常に大切なものだと考えております。職員負担を増やさない中で、こういったものを算定できる方法を検討してまいりたいと思います。

また、いろんな計画などでKPIなどが設定されているところでございます。こちらの運用のほう、職員も少しずつ慣れてきているところだと思うんですけれども、こういったところにつきましても、それを有効に使えるようにしていければなと考えております。

また、それから企業版ふるさと納税につきまして、寄附したくなるようなプロジェクトを上手に見せていくということが必要なのかなと今お話をいただいて感じたところです。こちらのほうは、事業を所管しております各所属のほうと相談してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小倉弘業君）　都市建設課長。

○都市建設課長（林 栄司君）　それでは、まず住宅取得奨励金とリフォーム補助金の補助額の変更についてなんですかけれども、こちらにつきましては、町民のニーズ等を調査しながら、そういうご希望がありましたら、そちらに沿えるような形で検討していきたいと思っております。

本年度、令和6年度につきましては、町全体の建築申請数が令和5年度と比較して30件減っているというところもございまして、申請件数が減っているものと思っております。

また、住宅取得奨励金のほうにつきましては、交付者に対してアンケートのほうも実施しておりますので、そういうところからニーズのほうを把握しながら、今後検討をしていきたいと思っております。

続きまして、栗山川の堤防の維持管理なんですかけれども、コンクリートキャンパス、試験的にということなんですかけれども、こちら、管轄が土木の管轄になりますので、土木と協議しながら、できるものは進めていきたいと思っております。

また、草刈りの時期につきましては、環境防災課と協議しながら、この後、もう1回目は終了しておりますので、2回目をいつの時期にやるか等々を検討してまいりたいと思います。

あと、最後のリフォーム補助のコンクリートブロックの関係なんですかけれども、ブロック塀につきましては、通学路については、町内の小中学校からの点検要望があった箇所を行っております。山武警察署、山武土木事務所、教育課、都市建設課職員が実際、現地を歩いて改善等を話し合っておりますが、今年度は危険な塀等の箇所はありませんでした。また、都市建設課職員、現場に出かけることがありますので、その際、目視等で危険な塀がない

かを確認して、倒壊のおそれがあるような危険な場所を発見しました場合には、所有者に対してリフォーム補助金制度の活用を検討を促してまいります。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 環境防災課長。

○環境防災課長（平野和美君） 栗山川堤防の除草の関係で、栗山川周辺環境ボランティアの人員の配置ということですが、今回9月補正で要求させていただきました除草工事の部分ですが、予定としては、上流部分の篠本地先と於幾地先を計画しております。下流部分につきましては、都市建設課のほうとも協力させていただいて、サイクリングロードになっている部分については、都市建設課のほうで除草していただくだとかということ形で、協力しながら刈り残しのないような形で対応していきたいと考えております。

○議長（小倉弘業君） 森大地議員。

○1番（森 大地君） 民生費についてお伺いいたします。

社会福祉費にかかるとは思うんですけども、生活保護のお話でございます。生活保護は恐らく決算書133ページの扶助費の中に入ると思います。それ、確認です。扶助費の中に入っているかどうか。

2点目、生活保護の表記がないのはなぜなのか。

3点目は、生活保護を受けている全体数と外国人、外国から来られた方の割合等を教えてください。それが3点目。

あと、受給者の属性、集計して提出してほしいのが5点目で、その方々の医療費というの、その扶助費の中に入っているかどうかが6点目。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 生活保護につきましては、市であれば各市で福祉事務所というのを持っておりますので、市が福祉事務所において、生活保護の支給決定、支給のほうを行っておりますが、町については福祉事務所がございませんので、ここでいえば山武健康福祉センターのほうが生活保護費の支給ですとか決定ですとかを行っておりますので、町経由で書類の進達はございますが、予算のほうはございません。町で予算を持っておらずに、いわゆる予算的なものは千葉県が予算を持っております。ですので、支給の口座の振込手續ですか、本人に手渡しする場合があって、そういう県からのサポートという形で、町のほうは行っている形になっております。

参考に、人数につきましては、令和6年度末になりますけれども、保護対象人数が268人、世帯数が228人となっております。その中で、65歳以上の方が180人、65歳未満の方が88人という状況でございます。

生活保護につきましては、うちのほうで予算のほうは持っておりますので、支給決定に関する詳細については把握していないところなんですねけれども、支給に関する相談ですとか、緊急時の対応ですとかは町のほうで行っておりますので、その辺が町で行っている業務となっているところです。よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） それでは、私のほうから3点ほど。

まず、監査委員の令和6年度横芝光町一般会計決算の審査意見は、すばらしい意見が述べられており、私もそのとおりだと思います。

歳入では、歳入に占める自主財源は39.0%で、前年度比3.9ポイントの減少になっており、地方公共団体の財政運営の自主性の大きさを示す財政力指数は0.451にとどまっており、さらなる自主財源の確保に向けた努力が望まれる。

収入率の向上は、自主財源の確保や財政運営にとって重要事項であり、引き続き関係職員の収納努力に期待するとともに、安定的な財源の確保と負担の公平の確保の観点からも、効率的な収納対策を一層強化し、収入未済額の縮減に努められたいということですが、町長のお考えについてお伺いします。

2点目であります。歳出については、事業の見直しを適正に行い、効果的な行財政運営を展開していく必要がある。定員適正化計画を基に、課の業務内容と職員配置について十分考慮されたい。成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策事業や地域振興事業などの増加に加え、材料費やエネルギー価格の上昇、人口減少により、当町の財政状況は一層日々厳しくなることが想定されることから、事業内容を再度検証するとともに、財源の確保に努め、中長期的な財政の健全性を見据えた、計画的な財政運営を行う必要がある。職員一人一人がこうした状況や取組を十分認識し、最少の経費で最大の効果を上げる行政運営を着実に行うため、引き続き努力されることを強く要望するということですが、町長のお考えについてお伺いします。

次、3点目でありますが、公共施設の再編、整備の今後の在り方について、年間支払い額と利用の形態等を比較、考慮し、見直しを検討されたい。また、未用地についても有効活用できるよう検討を進められたいということですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時25分とします。

（午後 2時15分）

○議長（小倉弘業君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時24分）

○議長（小倉弘業君） 議案審議を続けます。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） それでは、宮薗議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、本当に宮薗議員、いつもいつもこの財政の心配をしていただいていることには、本当にもう敬意を表したいと思いますし、我々も本当に一番の責任がそこにあるという認識でいるところでございます。

そういう状況におかれましても、確かに自主財源の確保をすることも大切ですが、事業の見直しということも考えていかなきやならない部分では、当然のことですが、将来に向けてこの横芝光町をどう発展させていくかということも極めて重要な案件でございまして、例えば日本の行財政の根本的なシステムとして、地方交付税制度の流れがある中で、やはりある意味、言い方がちょっと語弊があるかもしれませんけれども、ぎりぎりのところを行くというのも方法論の一つなのかなと思っています。

そういう、特に今この横芝光町は成田空港の容量拡大に伴って、最近はあまり出さなくなりましたけれども、千載一遇のこの町発展のチャンスであることは今でも私は思っておりますし、そういう中でも、やはり今議員さんおっしゃられたように、慎重には慎重を期しながら、一つ一つの事業を吟味しながら、今後も進めていく必要があろうかと考えております。

また、財政も当然のことながら厳しい状況にこれからなっていくというようなお話をございますけれども、実際そういう部分は否めないと思っております。まして、この物価高騰という問題は、これからも続していくのだろうというような世間といいましょうか、専門家の意見もございますので、そういう部分もしっかりと鑑みた中での行財政運営をしていかなければならぬというふうに考えております。

そういう上では、3つ目の質問でございますけれども、公共施設の統廃合、またコンパクトシティ構想に移っていくですか、未利用地の問題ですか、借地の問題等々、私どもの

町に特化した問題も認識は十分ございますので、それらを総合的にバランスよく財政を運営していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） 最近こういう状況に陥っており、またそれが単年度で改善されないというのは私も十分分かっております。せっかくこれだけ監査委員がすばらしい意見をしてくれたものであり、やっぱり真剣に考えなければならぬ過度期に来ていると私は思っています。

まさにこういうときほど組織が一体となり、かじ取りである佐藤町長が職員に背中を見せ、汗をかいていかなければ改善されないと想いますので、そういうことで職員が一丸となって対応できるように、よろしくお願いを申し上げるものであります。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） それでは、何点か教えていただきたいと思います。すみません、説明のときに漏れていて、再度聞くことがあるかもしれません、ご了承いただきたいと思います。

決算資料の11ページ、これは福祉課所管だと思いますけれども、2行目の個別避難計画作成業務委託料5名分ということでありまして、残りあと何名になるか、およそ分かれば教えてください。

次に、13ページ、2行目の地域活動支援センターたんぽぽ利用者12名、12名の段階で、町内が何名で、町外からは何名か、分かれば教えてください。

そして、19ページ真ん中のヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がん予防で401名でありますけれども、以前にも何度も質問させていただきましたが、子宮頸がん、HPVキャッチアップ接種を3月31日まで、令和6年度ですね。3月31日までに1回だけでも接種すれば1年間延長できることになっておりましたけれども、何人おられたか教えてください。

次の20ページ、一番上の不活化ワクチンですけれども、128名ですと256万ではないかなとも思ったんですが、この差異は何であるのか教えてください。

それと、2行目の新型コロナワイルスワクチンということで、見込みよりも接種者数が少ない要因を教えてください。

それと、これ分かればで、通告していませんので、健康こども課長、分かればでいいので、

20ページの一番下の3歳児、一番下の上ですね。3歳児健診事業の中で、以前にも毎年伺つておりますけれども、屈折検査、目のほうの屈折検査機器による令和6年度の成果、分かれば教えてください。

22ページ、がん検診委託料、それぞれのがん検診の目標と取組をというふうに思っていたんですが、受診率が分かれば教えてください。

23ページ、がん検診推進事業、2行目ですけれども、この子宮がん検診対象、対象21歳というのがありますが、もう少し詳しく教えてください。

それと、決算書249ページ、教育課だと思います。要保護・準要保護児童生徒就学援助事業、これの給付人数、小学生何人、中学生何人。もし分かれば。健康こども課になるか、福祉課になるか、ひとり親世帯、また、祖父母が面倒を見ている世帯、これを分かれば教えてください。もし手元になければ後日で結構です。

そして、ちょっとページ数が分かりませんけれども、分かれば教えてください。全て健康こども課だと思います。3点あります。

1点が使用済み紙おむつの回収処分、これが何園に実行されたか。

2点目は、骨髄移植のドナー休暇を取られた方が職員でおられるか。

3点目は、昨年の4月現在での難病疾病は341ということありますけれども、令和6年度は幾つの難病に町の何人の方が苦しんでおられたかということで、もし分かれば教えてください。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 初めに、決算資料11ページの2行目です。社会福祉総務事務費の個別避難計画の作成業務委託料でございますが、本年度20名を作成を予定しております、介護事業所ですか、障害の事業所のケアマネジャーさんたちと打合せのほう、しているところでございます。

続きまして、13ページ、地域生活支援事業のたんぽぽの利用者12名でございますが、全て町民、町内の方でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） まず、ヒトパピローマウイルス感染症なんですけれども、キャッチアップ接種につきまして、令和6年度に受けた方、66人でございます。そのうち、

17人は接種が完了しております。

次に、不活化ワクチンのところなんですかけれども、こちらの単価はというところなんですが、一律1万円が限度額、1回1万円が限度額ですので、その金額よりも低い方につきましては、低いほうが限度額になるので、数字が合っていないということになります。

すみません、新型コロナワクチンの繰越分につきましてのこれが、見込みよりも少なかつたというところが、ちょっと今現在資料がありませんので、申し訳ありません。

3歳児健診、屈折検査につきましては103名の幼児のうち、1名が弱視、もう1名が屈折異常という状況でございました。

次に、22ページの2行目、各がん検診の受診率でございますが、胃がん検診については7.3%、大腸がん検診につきましては16.7%、子宮がん検診につきましては24.8%、乳がん検診につきましては34.7%、肺がん喀痰検診につきましては86.6%でございます。その次に前立腺がん検診につきましては22.4%でございます。

23ページの2行目、がん検診推進事業委託料の子宮がん検診対象、21歳でございますけれども、全ての対象者数につきましては、76人でございました。受診率につきましては11.8%でございます。

そのほかの使用済み紙おむつ以下、骨髄移植、難病疾病についての資料につきましては、現在手元にありませんので、お答えできません。申し訳ありません。

○議長（小倉弘業君） 教育課長。

○教育課長（野村浩光君） 決算書249ページ、要保護・準要保護児童生徒就学援助事業の支給人数でございます。こちら、まず要保護につきましては、保護者が生活保護受給者である方で、生活保護費の対象外となっている修学旅行費、日本スポーツ振興センター共済掛金や交通災害共済加入などを支給するものでございます。令和6年度の支給人数は小学生6人、中学生5人の合計11人でございました。続きまして、準要保護です。町民税非課税、児童扶養手当受給者などが対象で、要保護の支給費目に加えまして、入学準備費、学用品費、通学用品、校外学習費、学校給食費などを支給するものでございまして、令和6年度の支給人数は小学生57人、中学生42人、未就学児2人の合計101人でございました。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 総務課長。

○総務課長（鈴木正広君） 先ほど、職員のドナー休暇というお話をありました。職員のドナーチューンはませんでした。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 突然にもかかわらず、ご答弁ありがとうございました。また、後で分からぬところは教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

それで、福祉課長のほうから、個別避難、令和7年度は新たに20名ということでありました。今分かっている範囲で、残りあと何人になるのか、分かれば教えてください。

それと、健康こども課長から、不活化ワクチン、そのかかった費用によって上限1万円だという、1万円が2回でしたね。ということでありましたけれども、私は東陽病院で受けましたが、幾つぐらいの病院で受けられた領収書が上がっているのか、もし分かれば、分からなかつたら後ほど結構です。

○議長（小倉弘業君） 福祉課長。

○福祉課長（平山昭彦君） 個別避難計画の対象者数でございますけれども、今年の20名を作成する部分によって、全ての方が完了するという予定でございます。よろしくお願ひします。

○議長（小倉弘業君） 健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 不活化ワクチン、帯状疱疹につきまして、どの医療機関がという、件数分かりませんので後ほど、申し訳ありません。

先ほどの質問の中で、ひとり親家庭の、祖父母の家庭数ということだったんですけれども、祖父母かは確認していないんですけども、扶養者家庭、母子父子を除く扶養者家庭については、9世帯になっております。9人ということでお答えいたします。

また、紙おむつの回収処理につきましては、現在5つの園で持ち帰りとなっております。

○議長（小倉弘業君） 川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 健康こども課長、また福祉課長、またありがとうございました。ぜひ後で病院の数とか、どちらがあるかとか、教えていただきに上がりたいというふうに思います。

今年度の20名で全て個別避難計画完了ということで、本当にうれしく、ほっとしております。

あと、がん検診が、国の目標値よりうんと低いのかなというふうに思います。予約制になって、受ける側はとても受けやすくなつたのは事実でありますけれども、またぜひ引き続き受診率をどうしたら上げられるか、この辺、町民のそれこそ生命にかかってるので、実際検診を受けて、私の友達も乳がんが見つかった。また、検診を受けなかつたから肺がんで亡

くなったという、周りにおりますので、ぜひ町民の命を守るために、ご研究をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

あと、健康こども課長、難病の件なんですけれども、ぜひその難病の医療費助成制度が徹底的に周知されているかどうかも後で教えてください。

3回目でありますので、ちょっときついことを言って申し訳ありませんけれども、町長に最後、総務関係なので、お答えいただければというふうに思います。毎年毎年、何年も決算、分からぬながらも、皆さんにご指導いただきながら、また教えていただきながら、必死についてきたつもりでありますけれども、一貫してちょっと感じるのは、予備費がとても多いということをいつも毎年1人で感じていました。

町長に聞きたいのは、この予備費イコール不用額が、赤字回避のための事業縮小につながっていないかどうか、これだけ確認して終わりたいと思います。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 予備費というよりも不用額ね。そうですね。特に国費のつきが悪いだとか、いろいろな部分もあつたりするんですが、単費ではできない、国の補助をもらってやろうと思っている事業が、国の補助がもらえるだろうというような思惑の中で予算を出させてもらって、結果、国の補助金が出ないということになると、やはりそれは執行できなかつたというのは、一応、結論、結果的にそうなってしまうという状況があるのも事実であります。

そうやって、事務としてはしっかりとその予算の仕事をやりたいと思うながらも、歳出も残っちゃっているということは、歳入がそれだけ入ってこなかつたという部分もつながっているというのはご理解をいただきたいなと思っています。

そういう状況の中ではありますけれども、今後、なるべく予算をいただいたものについては、しっかりと執行できるような努力も進めていきたいと思いますので、今後ともいろいろな面で皆様方にはご指導賜れればと思っておりますので、よろしくお願ひして答弁に代えさせていただきます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し……

[「議長、討論」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 議案第7号 令和6年度横芝光町一般会計決算について、反対の立場で討論を行います。

初めに、歳入ですが、自主財源の町税が0.4%減、地方交付税や交付金は増えています。生産年齢人口の減少や基幹産業である農業の価格低迷が影響していることにより、町税の伸びが抑えられています。

歳出では、住宅取得奨励金交付事業や民家防音空気調和機器更新事業では大きな執行残があり、移転再建住宅防音工事補助事業は申請がゼロでありました。対象地域住民に対する丁寧な対応が必要ではないでしょうか。

社会福祉は4.1%、児童福祉は2.9%、健康づくり費や健康増進対策費も13%から5%台で、基幹産業である農業費は4.1%の執行残があります。予算段階でのもう少し緻密な算出と使いやすい制度が必要なのかもしれません。

横芝駅北側周辺地区整備事業の調査費は6,200万円以上の予算であり、人口2万人になってしまふ横芝光町に見合う開発計画は慎重に検討しなければなりません。成田空港の更なる機能強化と圏央道の開通によって、交通の利便性はよくなりますが、横芝光町の魅力をつくることが人を呼び込みます。横芝光インター周辺開発事業にも、町の財政負担は重くのしかかります。

人口減少社会の中で開発することは、コンパクトシティであり、緻密な調査が求められます。基金積立金で公共施設総合管理基金繰入金が昨年と比べ181%増の4億6,000万円以上、財政調整基金繰入金も2億1,800万円、基金合計が49億4,800万円を超えます。物価高騰で苦しむ町民のために、基金をため込むのではなく、町民が求めるような財政を求め、反対討論といたします。

○議長（小倉弘業君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○14番（川島富士子君） 私は議案第7号について、賛成する立場から討論いたします。

提案されました令和6年度一般会計決算につきましては、歳入歳出差引き6億4,459万1,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は4億7,556万円の黒字となっております。

内容を見ますと、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフ

レ脱却のための一時的な措置として行った定額減税補足給付金給付事業や、物価高騰が続く中で低所得の方々の生活を維持するために行った低所得世帯支援給付金事業のほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した地域生活応援券発行事業第2弾など、国及び町独自の施策を迅速に執行しております。

また、大規模事業である横芝小学校の改築事業、成田空港の更なる機能強化に伴う環境対策や地域振興策の推進、安全で快適な道路環境づくりのための幹線道路の整備事業や生活道路維持のための舗装修繕事業などインフラ整備のほか、企業誘致促進事業をはじめとした地方創生事業、健康づくりや子育て施策など、町民に密着した事業が計画的かつ着実に推進できたと評価いたします。

物価高騰が長期化し、町政を取り巻く状況は大きく変化してきている中、子育て、教育、福祉、まちづくり、行政のあり方自体も含め、町政を時代や社会のニーズにあわせて機動的に変革し、様々な変化をとらえた施策を展開するとともに、人・自然・文化が奏でる暮らし夢広がる幸せ実感のまち横芝光の実現に向け、心身の健康に気をつけながら団結第一で取り組んでいただきたいと願うところであります。

私は、町の今後の財政運営において、限りある財源を有効に活用し、より一層の住民福祉の向上に努めていただくことを望むとともに、行財政改革を進めながら、事務事業の執行とその効果に大きな期待を申し上げ、令和6年度一般会計決算に賛成をいたします。

○議長（小倉弘業君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第8、議案第8号 令和6年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが……

[「議長、討論」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君）　これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君）　議案第8号　令和6年度横芝光町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

国保は国が責任を持って財源を確保し、国民に必要な医療を提供する社会保障です。国保法第1条は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すると定めています。

加入者にとって、国保が苛酷な制度となっている根本原因は、高過ぎる国保税にあります。高齢化による医療費増大の国保財源確保が必要です。低所得者層の負担軽減や所得割額の軽減が必要で、所得割額が前年の所得を基に計算されるため、現在収入がない場合でも所得割額が課税され、経済的な負担が生じます。

急速な高齢化の中で、医療費の増大を国保料に負担させることは、所得の低い世帯が国保税を滞納することになり、医療が受けられなくなってしまう現実があります。

令和6年度の国民健康保険税改正による影響で、当町では軽減税率判定基準5割軽減世帯が8世帯の増、2割軽減世帯が5世帯の増ということは、低所得者世帯が増えているということです。また、令和6年度の収入未済額が2,100万円を超え、人数で333人、1,338件、令和5年度で1,266万円を超え、人数で188人、件数で870件となっています。所得の少ない世帯へのさらなる軽減措置を導入すべきです。そして、減らされてきた国庫負担の引上げを求めなければなりません。

町独自の負担軽減策を求める、令和6年度国民健康保険特別会計決算の反対討論といたします。

○議長（小倉弘業君）　次に、原案賛成者の発言を許します。

川島仁議員。

○13番（川島 仁君） 私は、議案第8号について、賛成する立場から討論いたします。

本会議において、町執行部から説明があったとおり、令和6年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の実質収支は、4,448万1,000円の黒字でありました。決算の内容を見ますと、国民健康保険税では、徴収率向上に向けた取組みにより決算額は増加し、現年度分の徴収率は95.73%と、昨年度より0.54ポイント向上、滞納繰越分の徴収率は23.56%と、昨年度より6.65ポイント向上しています。

また、市町村の財政状況、その他の特殊要因や事業に応じた財政調整のため交付される特別交付金も昨年度より増加しているなど、財源確保の努力が見られます。

一方、疾病予防と健康づくりを目的とする各種保健事業を積極的に推進するなど、医療費の抑制にも努めており、円滑な運営がされていると思われます。

今後とも、自分らしく生き生きと暮らせるまち実現のため、国民健康保険制度の健全な運営に努めていただくことをお願いして、令和6年度国民健康保険特別会計決算に賛成いたします。

○議長（小倉弘業君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第9、議案第9号 令和6年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにござ異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第10、議案第10号 令和6年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにござ異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第11、議案第11号 令和6年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 1点、決算書459ページの施設管理費の委託料になります。浄化槽余剰汚泥運搬委託料、それと、その2つ下の廃棄物処理委託料ですが、180万円。それから、622万5,516円ですが、これに関しては、処理の委託先というのは何か所になるのか。1か所だけなのか、複数か所あるのか教えてください。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） まず、浄化槽余剰汚泥運搬委託料のほうでございますが、相手方は1業者になります。

続いて、廃棄物処理委託料のほうでございますが、こちらにつきましても1業者でございます。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 山崎義貞議員。

○10番（山崎義貞君） 食肉センターから出る汚泥の処理量にしたら、非常に私、安いなどいうふうにちょっとびっくりしているんですが、これがずっと、しばらくずっとこのぐらいの値段でやってくれていたということは非常に感謝をするところなんですが、ずっとこれは、この業者さんは大丈夫なのかというのはちょっと心配になるところなので、そのところはどうなんでしょうか。

○議長（小倉弘業君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（林 栄君） 何分その年度ごとに契約をいたしております。事前にこちらから協力依頼のほうをお願いいたしまして、引き受けていただいておるんですが、社会情勢等で変化があることが一番恐れております。引き続き、安定したと畜が行えるようお願いしてまいりたいと思います。

以上でございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにござ異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第12、議案第12号 令和6年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮薗博香議員。

○9番（宮薗博香君） 病院事業会計の収支は7,680万6,000円の赤字で、医業収支は5,359万1,000円の赤字であり、前年度と比較して1,185万9,000円の増額赤字であります。

医療過疎と言われる当地域は、人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、東陽病院を取り巻く環境は厳しいものでありますが、地域医療の拠点として、特性を生かしながら持続可能な経営を確保するように、経営改善に努めていただきたいと思いますが、管理者であります町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） なかなか東陽病院もすばらしい決算になかなか向いていかないという現状があって、今回また下がってしまったというのは、ある意味、医師不足、内科医が減ってしまったこともあるわけでございますけれども、現実問題として、患者さんも減りつつあるというか、これは当病院だけではなくて、日本全国どこも医師不足という言葉があって、その後に患者不足というような言葉と、そしてまた特に年金のみの収入で生活を余儀なくされている高齢者の皆様方の受診控え等というのも大きな社会問題の一つになっているのではないかなどと思いながらも、もう今議員おっしゃられましたとおり、この東陽病院が本当に長く続けられる体制をつくる、そしてまた、なるべく赤字の出ないような経営体質にするには、どうしたらいいかというものについては、日々努力を重ねるしかないわけでありますけれども、これはなかなか思うようにいかないというのもご理解賜ればなと思っています。

これからしっかりとその辺も地に足をつけて、これから努力を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君） 宮薙博香議員。

○9番（宮薙博香君） ありがとうございます。

それと、私もちよつと今日知ったんですけれども、公立病院につきましては、運転資金の赤字分については、地方債を充てることができるというようなことがちょっと示されていたんですけども、やっぱりあまりにも東陽病院のほう、一般会計のほうからかなりの金額を繰り出してあげているにもかかわらず、こういう状況になってきているということについては、やっぱり病院職員の危機感を与える意味でも、そういう運転資金に地方債を充てができるのであれば、そういう方法も検討し、やっぱり危機感というのを持ってもらう必要というものもあるのかなと思ったんですけども、その辺はどのように考えますか。

○議長（小倉弘業君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりだと思います。しかしながら今、せんだっても大学病院の7割、8割が赤字だと、そういうマスコミに出てしまっている中で、本当、国の医療制度を今後どうしていくのかという部分については、しっかり国でも、国でもじやなくて、まず国が頑張ってやっていただくことを本当にもう切望しているわけでございます。

そういう状況の中でやはり地域住民の健康をしっかり担保する役目として、最後のセーフティーネットとして、東陽病院があるんだという自意識を職員皆さんに持っていただきたい、私もその管理者として、当然のことながら、その部分を思いながら今後進めていきたいとうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉弘業君） 宮薙博香議員。

○9番（宮薙博香君） 縛らかでも、やっぱり東陽病院のそういう状況であっても、収益を上げていく、やっぱり地域の人に喜んでいただくということであれば、せっかくそういう町立病院があるわけですから、先ほども私が言いましたように、特殊性を生かすということであれば、もう当町の場合、高齢人口もかなり高い状況にありますね。37%超えているような状況にあろうかと思いますけれども、それであるならば、東陽病院を活用して、もう10年ぐらい構築できておりませんけれども、地域包括ケアシステム等を構築した中で、やっぱり東陽病院の有効活用というのは、やっぱり図っていく必要性はあると思うんですけども、その辺についても検討していただければありがたいなと思っております。答弁は結構です。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにござ異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、川島富士子議員の議案第7号の質問に対する当局の答弁に誤りがあり、訂正したい申出がありましたので許可します。

健康こども課長。

○健康こども課長（佐久間真一君） 先ほどの議案第7号での使用済みおむつの持ち帰りについて、5つの園ということで回答いたしましたが、4つの園でございます。よろしくお願ひいたします。

◎議案第13号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君） 日程第13、議案第13号 令和6年度横芝光町農業集落排水事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにござ異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君） ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小倉弘業君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（小倉弘業君）　日程第14、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり議員派遣したいと思いま
すが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君）　ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小倉弘業君）　お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありません
か。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小倉弘業君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和7年9月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後　3時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 小倉 弘業

議員 川島 富士子

議員 内田 美穂